

昭和十五年五月二十七日第三種郵便物認可

人口増強興亞の基

人口問題研究

第二卷第四號

昭和十六年四月刊行

研究

初婚者の職業別婚姻年齢.....岡崎文規(一)

資料

埼玉縣一農山村に於ける家系調査(第一報).....横田年(二〇)

ナチス轉業對策に就て——「勞働配置」政策を中心として.....雪山慶正(二五)

ナチス民族人口政策摘要(一).....本多龍雄(二六)

紹介

ローゼンベルグ著「廿世紀の神話」(本多).....(三七)

彙報

第七十六回帝國議會に協贊を経たる人口問題關係法律——國民體力法被管理者範圍限定に關する勅令の公布——醫療保護法の公布——勞働者年金保險法の公布——農地開發法の公布——厚生省衛生局の公醫依託養成制度の制定——保險院の「諸國に於ける癆疾、老齡及寡婦孤兒保險制度」調査——財團法人口問題研究會編雜誌「人口問題」第三卷第四號の刊行——財團法人口問題研究會編人口問題資料「我國の將來人口」の刊行——一九四〇年獨逸大都市人口動態の發表——一九四〇年北米合衆國國勢調査結果の速報

文獻

邦文人口問題關係文獻(一一)

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究

第二卷 第四號

研究

初婚者の職業別婚姻年齢

岡崎文規

「人口政策確立要綱」は、出生増加の方策として、「今後十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ一夫婦ノ出生數平均五兒ニ達スルコトヲ目標トシテ計畫ス」と規定してゐる。従つて出生増加の具體策を樹立するに當つて、婚姻特に婚姻年齢に關しても多くの考慮が拂はれることと信ずる。そしてこの基礎資料として、婚姻及び婚姻年齢に關する各種の統計が必要であるにちがひない。婚姻及び婚姻年齢に關する既存の統計資料としては、「日本帝國人口動態統計」中に掲げられてゐるものを擧げることが出来るのであつて、これはいづれも貴重な資料であることはいふまでもない。ただ、從來、「婚姻票」には婚姻者の職業が記入されてゐるに拘ら

ず、いまだかつて職業別による各種の婚姻統計が作成せられたことがなかつた。また寡聞であるためか、地方的にもこの種の統計資料は存在してゐないやうであるし、諸外國においても殆んどこの種の統計資料が缺けてゐるものの如くである。ただ Ogle は On Marriage rates and Marriage-Ages (Journ. of the Roy. Stat. Soc. vol. LIII, 1890) に於て「職業別婚姻年齢を論じてゐるが、統計資料は甚だ古いものであつて、参考とするに足らない。そこで夫妻の婚姻年齢を職業別に表章したものが、この際、参考になるものと考へたので、當研究所において、職業別婚姻年齢を調査した。以下、その結果の概要を發表しようと思ふ。

この調査に當つて、内閣統計局の好意によつて、「婚姻票」を使用することが出来た。しかし毎年、五十萬以上に達する「婚姻票」を整理することは、當研究所としては手におへないために、差當り標本調査でもつて満足する他はなかつた。こゝにおいて、いづれの府縣を調査すべきか、その選擇が問題になるのであるが、結局、愛知縣について調査することに決定した。その理由は三つある。第一に、愛知縣における初婚者の平均婚姻年齢は、全國における初婚者の平均婚姻年齢と極めて近似してゐることである。例へば昭和十二年について見るに、初婚男子の平均婚姻年齢は、全國の二八・〇八九歳に對して愛知縣では二八・〇〇二歳であり、初婚女子の平均婚姻年齢は、全國の二四・一五六歳に對して愛知縣では二三・九八二歳である。第二に、愛知縣には六大都市の一つである名古屋市が含まれてゐる

ために、職業別婚姻年齢を都鄙別に分ちて觀察する場合、好都合であると考えた。第三に、愛知縣の婚姻數は、毎年、二萬以上に達してゐて、調査上、手ごころのものであると考へた。

次にいづれの年次を選択すべきかが問題となるが、支那事變勃發後の年次における婚姻状態は必ずしも正常的ではなからうから、昭和十一年の「婚姻票」について調査することにした。

二

昭和十一年における愛知縣の婚姻總數は二萬二千二百七十であるが、その内で双方初婚者の一萬九千四百四十六について調査した。職業の分類は、大體、國勢調査における職業大分類に準據したが、「家事使用人」は「其他の有業者」の中に入れた。また「銀行員」或は「會社員」はそれぞれ「工業」、「商業」或は「交通業」等に配屬されるべきものであらうが、こゝでは特に「銀行會社員」といふ一項目を設けることにした。この二點が國勢調査における

第一表 職業別による夫の年齢別婚姻數

婚姻年齢	職業	農業	漁業	鑛業	工業	商業	交通業	銀行會社員	公務員	其他の有業者	無職業	合計
一七歳		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一八歳		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
一九歳		一一	一	一	一四	八	三	一	二	二	四	六〇
二〇歳		六二	一	一	四七	一九	六	七	八	二	八	一六〇
二一歳		一三四	三	一	二六	四二	一六	一四	二	二	七	三三六
二二歳		三二二	一〇	一	二二四	四二	三八	二二	四	三	七	八〇二
二三歳		四八三	一三	一	四一五	二二一	六七	五七	一一	一七	二二	一、四二九
二四歳		五九四	一五	一	六二八	二九三	九七	七〇	一一	二二	四四	一、九一六
二五歳		六九九	二五	一	七四一	四〇四	一〇七	一一〇	二四	一六	六九	二、四二六
二六歳		六九〇	四二	一	八五二	四八七	一三〇	二〇四	三二四	三四	六四	二、八二七

る職業大分類と異なつてゐる。それから「婚姻票」には「妻の職業」も記入することになつてゐるのであるが、その大部分は、むしろ殆んどすべては「ナシ」と記入してあつて、有業の妻は極めて稀である。これは、實際において、妻たるべき者の大部分は就職の経験なく、或は職業に従事してゐた者も、婚姻前に離職する場合が甚だ多いことに原因してゐるであらう。従つて妻の職業別による婚姻年齢を調査しても、大部分が無職業であるために、大して興味ある觀察を遂げることは出来ないのである。そこで妻の婚姻年齢も夫の職業別に調査することとしたが、これによつて、夫の職業が異なる場合、妻の婚姻年齢は如何なる差等を示すものであるかを觀察することが出来るであらう。かかる調査結果も何かの参考になると信ずるのである。

先づ第一に、職業別による夫の年齢別婚姻數を示せば、次の第一表の如くである。

ところに密集して居り、婚姻年齢がこれよりも若く或は大きくなるにつれて、次第に婚姻数は減少してゐる。

いま、それぞれの職業における夫の平均婚姻年齢を算定すると、次の第二表の如くである。

第二表 職業別による夫の平均婚姻年齢

職業	平均婚姻年齢
農業	二六・七四歳
漁業	二六・九一歳
工業	二七・六〇歳
商業	二八・三一歳
交通業	二七・六九歳
銀行・會社員	二八・四一歳
公務・自由業	二八・一八歳
其ノ他ノ有業者	三〇・一三歳
無職業	二九・〇一歳
平均	二七・七〇歳

第二表について、職業別による夫の平均婚姻年齢を見るに、農業の二六・七四歳が最も若く、之に次いで漁業の二六・九一歳が若い。原始産業に従事する者の平均婚姻年齢は比較的に若いのであるが、昭和十三年における全国の平均婚姻年齢は二八・三九歳であつて、「人口政策確立要綱」は、これを概ね三年引下げを要請してゐるのであるから、これでも尙一歳餘り高いことになつてゐる。その他の職業における夫の平均婚姻年齢は、いづれも二十七歳以上であり、殊に「其の他の有業者」の三〇・一三歳は最も高い。「其の他の有業者」の平均婚姻年齢は何故にかくも高いのであるか、その理由は明らかでない。公務・自由業と銀行・會社員と

初婚者の職業別婚姻年齢

はいづれも知的勤勞者であつて、それぞれの平均婚姻年齢は二八・一八歳および二八・四一歳であるから、いづれも平均婚姻年齢よりも高く、また各種の職業的平均婚姻年齢の中では相當に高い部類に屬してゐる。

次に職業別による夫の平均婚姻年齢を郡部と名古屋市とに分ちて示せば次の第三表の如くである。

第三表 郡部および名古屋市における職業別による夫の平均婚姻年齢

職業	郡部	名古屋市
農業	二六・七四歳	二七・四四歳
漁業	二六・九五歳	—
工業	二七・三〇歳	二七・九九歳
商業	二八・〇五歳	二八・六八歳
交通業	二七・三六歳	二八・三五歳
銀行・會社員	二八・〇七歳	二八・七一歳
公務・自由業	二七・七九歳	二八・六五歳
其ノ他ノ有業者	二九・七五歳	三一・一六歳
無職業	二八・〇五歳	二九・九九歳
平均	二七・三三歳	二八・四五歳

第三表によれば、夫の平均婚姻年齢は郡部において二七・三三歳、名古屋市において二八・四五歳であるから、愛知縣においても、大都市の平均婚姻年齢は、郡部の平均婚姻年齢よりも遙かに高いことがわかる。更に之を職業別に見るに、いづれの職業にあつても、名古屋市の平均婚姻年齢は郡部の平均婚姻年齢よりも高い。

要するに夫の平均婚姻年齢はその職業の種類によつてそれぞれ異なつて

るが、しかし職業の種類が同一であつても、殆んどすべての場合、大都市における平均婚姻年齢は郡部における平均婚姻年齢よりも高くなつてゐる。

第四表 夫の職業別による妻の年齢別婚姻數

婚姻年齢	農業	漁業	鑛業	工業	商業	交通業	銀行・ 會社員	公務・ 自由業	其他 有業者	無職業	合計
一五歳	一〇	一	一	一〇	三	一	一	一	一	一	二六
一六歳	三〇	二	一	二六	一〇	五	三	一	三	三	九三
一七歳	八〇	三	一	五八	三一	一四	一二	二四	一	七	二三〇
一八歳	二四二	二	一	一五八	七五	三九	三七	六八	二	一六	六三九
一九歳	四二八	九	一	三二八	二二三	五五	九七	一七二	一一	三八	一、三六一
二〇歳	七六三	一八	一	六七六	四三七	一一	一四五	二九〇	二八	六五	二、五三三
二一歳	八六一	二四	一	八三一	五〇八	二八	一七九	二九三	一八	六七	二、九〇九
二二歳	七三七	三三	一	八九五	五七六	一四六	一六三	三二八	三五	六五	二、九七八
二三歳	五九五	三〇	一	七九二	四八〇	一七	一七一	二八一	二二	六五	二、五五三
二四歳	三八〇	二一	一	五四五	三三六	八五	二二四	一九二	二一	六一	二、一七四
二五歳	二二四	一〇	一	三六八	二三九	六七	九六	一三八	二二	三八	一、二〇四
二六歳	一三八	一三	一	二七〇	一四八	五四	五八	七一	一八	二九	八〇〇
二七歳	八五	九	一	一八七	一一八	二二	三一	四七	一	二〇	五二八
二八歳	五四	五	一	九六	六二	一一	二二	三五	一	九	三二四
二九歳	四二	二	一	七〇	四七	一五	二二	二八	一	九	二二九
三〇歳	二九	二	一	五九	三七	六	一一	七	一	九	一六八
三一歳	一七	一	一	四四	三五	九	一一	七	一	九	一四一
三二歳	一三	一	一	三八	二二	九	一三	八	一	四	一一二
三三歳	一一	一	一	三二	一九	一	五	八	一	一	八二
三四歳	一〇	一	一	三二	二七	六	五	八	一	一	八三
三五歳	七	一	一	二一	二二	五	二	四	一	一	五六
三六歳	六	一	一	二一	二二	五	二	三	一	一	四〇

次に夫の職業別による妻の年齢別婚姻數を示せば次の第四表の如くである。

初婚者の職業別婚姻年齢

合	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	三九	三八	三七	三六	三五
計	上	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
四、八〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	二	一	一	三	一	一	二	二	三	六	五	二	五	三			
一八九																													
六																													
五、六三五								一	一	三	二	二	一	三	三	一	三	四	五	一	五	八	三	七	六	五			
三、五一七	二					一			一	一	一	一	二	四	一	三	一	二	六	六	二	八	五	二	二				
九二六																													
一、三三一										一		一																	
二、〇六三						一					一	一							一	一	四	五	二	二	一	一	三	六	
二五一	一												一																
五三一	二	一																											
一九、一四六	六	一	一	三	一	二	二	二	二	五	二	六	六	七	七	四	八	八	二	九	三	七	〇	五	〇	八	四	七	

夫の職業別による妻の婚姻数は、いふまでもなく、夫の婚姻数と同数であるから、こゝで重ねて説明する必要はない。次に第四表について婚姻者の年齢別分布を見るに、全體としては二十二歳の二、九七八が最も多く、之に次いで二十一歳の二、九〇九、二十三歳の二、五五三、二十歳の二、五三三が多い。そして妻の婚姻数は十九歳乃至二十五歳のところに密集してゐて、その合計は一五、二八四である。これは婚姻總數の實に七割九分以上に達してゐる。故に妻の約八割は十九歳乃至二十五歳で婚姻し、それ以上の年齢で婚姻する者の割合は甚だ少ない。そして平均婚姻年齢は二三・三三歳である。更に婚姻者の年齢別分布を夫の職業別に見るに、農業、銀行、會社員および無職業においては二十一歳で婚姻する者が最も多く、二十歳又は二十二歳で婚姻する者は第二位を占めてゐるが、その他の職業においては(鑛業における婚姻数は僅か六に過ぎないから、これを除外する)二十歳で婚姻する者が最も多く、二十一歳又は二十三歳で婚姻する者は第二位を占めてゐる。故に全體として見ても、また夫の職業別に見ても、妻の婚姻数は二十一歳乃至二十三歳のところに密集してゐるといひ得る。

夫の職業別に妻の平均婚姻年齢を算定すると、次の第五表の如くである。

第五表 夫の職業別による妻の平均婚姻年齢

夫ノ職業	平均婚姻年齢
農 業	二二・五五歳
漁 業	二三・六七歳
工 業	二三・五六歳
商 業	二三・六九歳
交 通 業	二三・三九歳
銀行・會社員	二三・四三歳

公務自由業	二三・一四歳
其ノ他ノ有業者	二五・七八歳
無 職 業	二四・五一歳
平 均	二三・三三歳

第五表について、夫の職業別による妻の平均婚姻年齢を見るに、農業の二二・五五歳が最も若い。夫の平均婚姻年齢も農業の二六・七四歳が最も若いのであるから、農業における平均婚姻年齢は夫妻ともに、他の職業における夫妻の平均婚姻年齢よりも若いことになる。夫の平均婚姻年齢は農業の二六・七四歳に次いで漁業の二六・九一歳が若いのであるが、妻の平均婚姻年齢は公務・自由業の二三・一四歳が農業の二二・五五歳に次いで若い。妻の平均婚姻年齢は、「其の他の有業者」の二五・七八歳および無職業の二四・五一歳が最も高く、その他の職業においてはいづれも二十四歳以下であつて、昭和十三年における全国の平均婚姻年齢二四・四一歳よりは遙かに低い。しかし「人口政策確立要綱」はこの二四・四一歳を概ね三年引下げることを要望してゐるのであるから、愛知縣における妻の平均婚姻年齢も尙一歳引下げる必要がある。その他の職業においては一歳以上、「其の他の有業者」においては二歳以上引下げる必要がある。

次に夫の職業別による妻の平均婚姻年齢を郡部と名古屋市とに分ちて示せば次の第六表の如くである。

第六表 郡部および名古屋市における夫の職業別による妻の

	郡 部	名古屋市
農 業	二二・四九歳	二二・七二歳
漁 業	二三・七九歳	—
工 業	二三・四四歳	二三・七二歳

商	業	二三・六三歳	二三・七八歳
交	通	二三・二〇歳	二三・七九歳
銀行・會	社員	二三・二九歳	二三・六二歳
公務・自由	業	二二・八二歳	二三・六〇歳
其ノ他ノ有	業者	二五・五八歳	二六・五一歳
無	職	二三・九八歳	二四・九三歳
平	均	二三・一二歳	二三・七七歳

第六表によれば、妻の平均婚姻年齢は、郡部におけるよりも名古屋市において高い。すなはち郡部においては二三・一二歳であるが、名古屋市においては二三・七七歳であつて、約半歳高くなつてゐる。この傾向は市郡別による夫の平均婚姻年齢と全く照應してゐる。ただ夫の平均婚姻年齢にあつては、郡部と名古屋市との差は一・三八歳に達してゐるに反して、妻の平均婚姻年齢にあつては、郡部と名古屋市との差は僅か〇・六五歳に過ぎない。更に之を夫の職業別に見ると、いづれの職業においても、名古屋市の平均婚姻年齢は郡部の平均婚姻年齢よりも高いことがわかる。この傾向も亦夫の平均婚姻年齢の場合と全く照應してゐるのであつて、夫の職業は同一であつても、郡部におけるよりも名古屋市における妻の平均婚姻年齢は常に高いのである。

四

最後に夫の職業別による夫妻の平均婚姻年齢の年齢差を計算すると、次の第七表の如くである。

第七表 職業別による夫妻の年齢差

	夫ノ平均婚姻年齢	妻ノ平均婚姻年齢	年齢差	
農	業	二六・七四歳	二二・五五歳	四・一九歳
漁	業	二六・九一歳	二三・六七歳	三・二四歳

初婚者の職業別婚姻年齢

工	業	二七・六〇歳	二三・五六歳	四・〇四歳
商	業	二八・三一歳	二三・六九歳	四・六二歳
交	通	二七・六九歳	二三・三九歳	四・三〇歳
銀行・會	社員	二八・四一歳	二三・四三歳	四・九八歳
公務・自由	業	二八・一八歳	二三・一四歳	五・〇四歳
其ノ他ノ有	業者	三〇・一三歳	二五・七八歳	四・三五歳
無	職	二九・〇一歳	二四・五一歳	四・五〇歳
平	均	二七・七〇歳	二三・三三歳	四・三七歳

第七表によれば、夫妻の年齢差の最も小さいのは漁業の三・二四歳である。之に反して夫妻の年齢差の最も大きいのは公務・自由業の五・〇四歳、銀行・會社員の四・九八歳である。その他の職業における夫妻の年齢差は、大體、四歳見當である。夫妻の年齢差は、職業の種類によつて多少の例外があるが、平均的に見て略、四歳見當であるとするならば、「人口政策確立要綱」が要望してゐるところまで女子の平均婚姻年齢を引下げるためには、それに照應して男子の平均婚姻年齢も同時に引下げなければならぬであらう。

資 料

埼玉縣一農山村に於ける

家系調査 (第一報)

横 田 年

本研究所では我國農村の社會生物學的實情を探究し農村に於ける人口問題に關する諸種の資料を得る爲、昨年九月埼玉縣入間郡東吾野村及び千葉縣東葛飾郡梅郷村の二箇村を調査指定村とした。前者は農山村で人口二千四百餘、後者は純農村で人口四千八百餘である。而して最初の調査として東吾野村に於て昨年十一月より全村民の家系調査を開始し現在迄に其の内の大字〇〇の一〇六戸を終了したので取敢へず報告する。

本村は武藏野平野の西方に位する山村であつて部落は大部分高麗川の溪流に沿ふて散在し、池袋より出る武藏野鐵道が同村を通過してゐる。村は大部分山林を以て占められ殆ど田を有せず農業は畑及び養蠶である。部落は白子・平戸・虎秀・井上・長澤の五つの大字に分れ、村の周圍は飯能町・原市場村・吾野村・梅園村・毛呂山町・高麗村の二町四箇村を以て圍まれてゐる。

入間郡はもと高麗郡と稱し今から千二百年以上前朝鮮半島より千七百餘人の移住者のあつた處で現在の高麗村は其の中心地であり、従つて其の隣村たる本村の住民は其の血統を多分に受け繼いでゐる事と思はれる。實際今日でも本村と高麗村との婚姻關係は非常に密接である。一方本村の隣村吾野村の彼方に秩父があり所謂秩父族の血統も流れてゐるのであつて之等の人種學的考察に就ては更に各方面の資料を蒐集した上報告したいと思つてゐる。

二、本調査の目的

此の調査を初めた目的として (一)平均成員(Durchschnittsbevölkerung)即ち一般人口の精神疾患頻度の算定、(二)平均成員の遺傳豫後及遺傳前歴(後者は青木・津川兩氏の提唱による)の研究、(三)一定區域居住全人口の家系圖作成、(四)遺傳性精神病其他遺傳性諸疾患の家系蒐集等が挙げられる。平均成員即ち一般人口に於ける精神疾患頻度の算定は本邦人の精神醫學的素質を知り國民優生の對策を樹立する基礎資料として必要である。之は恰も結核豫防對策の資料として一般人のツベルクリン皮内反應調査、梅毒豫防對策としての一般人の梅毒血清反應調査と同様の意味を有する。今日精神疾患の遺傳研究は主として遺傳豫後の研究に主力が注がれてゐる。而して或精神疾患の遺傳豫後の判定は其の疾患に罹れる者を發端者とした場合其の系累に同一疾患の出現する頻度を平均成員に於ける同病の罹患頻度或は平均成員の系累に於ける罹患頻度と比較して行ふのである。前掲の(一)及(二)は此の意味に於て必要である。

一定區域に居住する全人口が家系的に如何なる負因を有するかと云ふ調査研究は今日迄本邦及び諸外國に於て行はれた事がないと思ふ。本調査を全村民に就て完了した上は全村民の家系圖を作成し此の問題に對する一資料と爲したい。

三、調査方法

先づ村當局に依頼して東吾野村全村民の戸籍簿及び除籍簿を謄寫して貰つた。次で警察其他諸方面の資料から本村と近隣の町村の現在及び過去の精神病者の住所氏名を知つた。

之等の資料に基いて昨年十一月から本年三月初迄の間に於て筆者は一週間前後づゝ時々同村に出張し先づ大字〇〇(一〇六戸)の住民を戸別訪問し、出來得る限り多數の家族に面接して其の家系を詳細に調査すると共に現在各戸に居住せる者の精神醫學的健康状態及び身體健康状態特に結核の検査又は調査を行つた。又本年三月十五日より二週間本研究所の醫師全員を擧げて全住民の健康診断(主としてツベルクリン皮内反應検査)を行つたが、其の際同時に青木研究官と共に特に注意を要すると思はるゝ者につき精神検査を行ひ患者の發見に務めた。

次に住民中の精神疾患の頻度を計算する爲に必要な基礎人口たる年齢別現住人口を知る爲(之は前述のツ皮内反應の成績を整理する爲にも必要なので)本年三月十日現在を以て村當局を煩して全村の現住人口調査を行つた。

四、東吾野村現住人口年齢構成

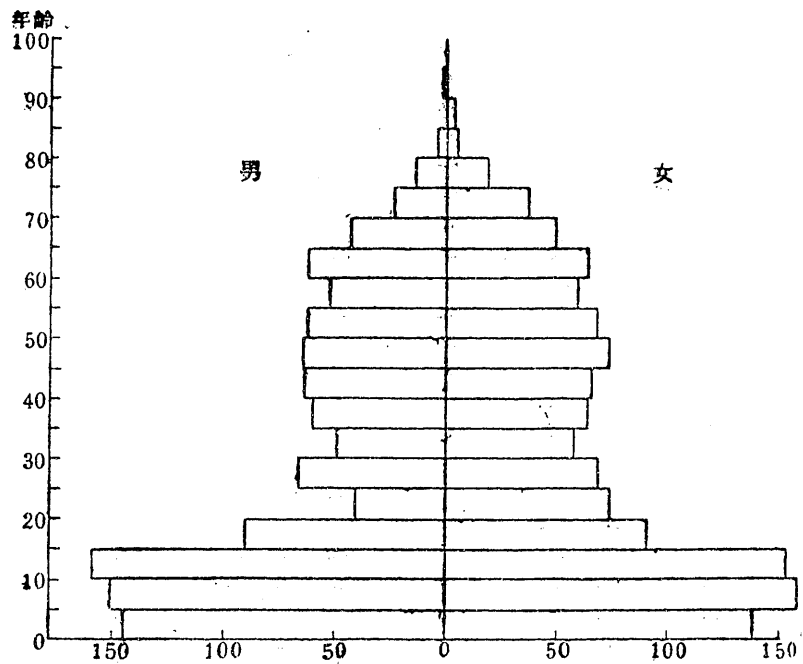
三月十日現在で現住人口を調査した處、男子一、一六九、女子一、二六一合計二、四三〇で之を年齢別(五歲階級)に分けると第一表及び第一圖の如くである。之等を觀て直ちに氣付く事は十五歳以上三十四歳の人口が非常に少く中凹みの状態を示してゐる事である。二十歳乃至二十四歳の男子に於て殊に少いのは兵役の關係もあらう。本村の如き耕地面積の少い山村では從來も長男以外は大部分東京市乃至他町村へ出たもの様であるが、特に事變以來此の傾向が著明になつてゐると思はれる。又〇―四歳の階

級が五―九歳の階級に比して少いのは事變以來の出産減少で説明出来るが、男子に於ては五―九歳の階級が一〇―一四歳の階級よりも少い事から此の傾向は既に五年乃至九年前から存在してゐたものと考へられるのであつて、其の原因は當時既に出産能力を有する人口の流出が始つてゐた爲と思はれる。

第一表 東吾野村現住人口年齢構成

年 齡	男	女	計	百分比
〇―四	一四六	一三八	二八四	一・七
五―九	一五三	一六二	三一五	一三・〇
一〇―一四	一六一	一五六	三一七	一三・〇
一五―一九	九三	九二	一八五	七・六
二〇―二四	四一	七六	一一七	四・八
二五―二九	六七	六八	一三五	五・六
三〇―三四	五一	五八	一〇九	四・五
三五―三九	六一	六四	一二五	五・一
四〇―四四	六四	六五	一二九	五・三
四五―四九	六五	七四	一三九	五・七
五〇―五四	六四	六八	一三二	五・四
五五―五九	五三	六一	一一四	四・七
六〇―六四	六三	六四	一二七	五・二
六五―六九	四四	四九	九三	三・八
七〇―七四	二二	三八	六〇	二・五
七五―七九	一五	一九	三四	一・四
八〇―八四	五	五	一〇	〇・四
八五―八九	一	四	四	〇・二
九〇―九四	一	一	二	〇・〇四
計	一、一六九	一、二六一	二、四三〇	

第一圖 東吾野村年齢別人口構成圖



さて青年人口が斯くの如く減少してゐる事は量的の見地のみより考へても甚だ重大なる問題であり、國土計畫を樹立する場合生産人口たる青年を農村に確保すべき何等かの手段を講ずる必要を痛感せしむると共に、質的に見ても斯る青年層の流出に伴ひ必然的に有能人口の離村と無力人口の村内堆積とが考へられるのであつて、現代の本邦の人口増殖が主として農村に於ける出生により維持されて居り、更に後段に述べる如く農村に於ける精神異常者の堆積が推察される事を併せ考へる時恐るべき逆淘汰が現實に起りつゝある事を知るのである。有能人口の内一定の割合は必ず

村内に確保し而も之等の人々の生産力を増強せしめ、他方異常者と認め得る人々に適當なる結婚指導を行ふべき方策を樹てる必要を痛切に感ずる。
 参考の爲本報告の調査の行はれた大字〇〇の年齢別人口を第二表に掲げておく。

第二表 大字〇〇現住人口年齢構成

年齢	男	女	計
0-4	39	43	82
5-9	47	44	91
10-14	40	42	82
15-19	18	27	45
20-24	7	21	28
25-29	13	17	30
30-34	17	16	33
35-39	17	17	34
40-44	16	17	33
45-49	16	22	38
50-54	13	15	28
55-59	17	9	26
60-64	16	17	33
65-69	9	18	27
70-74	8	8	16
75-79	2	4	6
80-84	2	2	4
85-89	1	1	2
90-94	1	1	2
計	298	339	637

五、大字〇〇の精神疾患

前記の如き調査により大字〇〇の現住人口六三七人中に合計三十二名の精神異常者が発見された。第三表は其の内譯である。即ち精神分裂病二、會て精神分裂病様の發作を経過した者一、癲癇三、精神薄弱(註、低能)一七、精神病質九である。此の部落には躁鬱病及び麻痺性痴呆は発見されなかつた。精神薄弱は中等度以上の相當著明のもののみを算へた。尙此の他先天性聾啞一、鬼唇二(同胞)があつた。精神薄弱と精神病質は調査者の主觀と標準により其の數に相當な差異を來すものであるから、一般に平均成員中の精神異常者率を他と比較する場合多く狹義の精神病に限つてゐる。(註、狹義の精神病とは精神分裂病、躁鬱病、癲癇、麻痺性痴呆の四者である。)

第三表 大字〇〇の精神疾患

年 齡	精神分裂病		分裂癡癩 發作あり しもの		癲 癇		精神薄弱		精神病質	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
〇—一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一一—二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二一—三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三一—四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四一—五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五一—六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六一—七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七一以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

而して本調査に於ける狹義の精神病の人口に對する比率は〇・七八%であつて、從來の文獻との比較を第四表に掲げた。此の他昨年東大精神科の

埼玉縣一農山村に於ける家系調査(第一報)

内村教授は教筆員と共に八丈島の他三宅島に於ても住民の精神醫學的一齊調査を行ひ、名古屋帝大精神科の杉田教授等は愛知縣佐久島に於て、九州帝大精神科の下田教授等は熊本縣五家莊及び長崎縣黒島に於て同様住民の一齊調査を行つたが未だ文獻になつて居ないので今度引用する事が出来なかつた。

第四表 狹義の精神病、精神薄弱、精神病質の人口に對する比率の比較

調査者	年度	被調査地	人口	狹義の精神病 %	精神薄弱 %	精神病質 %
内村教授	七名	一、九四〇 八 丈 島	八、三三〇	〇・六八	—	—
厚 生	省	一、九四〇 千葉縣某村	一、八九七	〇・五八	一・四二	〇・九〇
厚 生	省	一、九四〇 埼玉縣某村	二、三三八	一・〇八	二・六四	一・二六
筆 者	一九四二	埼玉縣東吾野村	六、三三八	〇・七八	二・六七	一・四一
Bruger	一九三一	Thuringen	三、七、五六一	〇・五九	—	—
Bruger	一九三三	Allgau	五、四、二五	〇・九〇	—	—
Strömgen	一九三八	Bornholm	九、三三	一・八〇	—	—

さて第四表に於て内村教授の八丈島に於ける調査、厚生省の千葉縣及び埼玉縣に於ける調査と本調査とを比較すると大體に於て狹義の精神病の率は餘り差異を認められない。厚生省の埼玉縣に於ける調査の率が稍高いが、本村に於ても残る四分の三の地域には相當多數の精神病患者が存在する見込であつて全體として前者に近い率になるのではないかと思つてゐる。外國の調査の内 Strömgen の Bornholm に於ける率は一・八%で他の諸調査より遙に高いが此の内には前記狹義精神病以外種々のものを含んでゐることは内村教授の指摘された通りであつて、他の調査との比較に當つても同様の事が考へられるから眞の比較は個々の疾患の比率に就て行はなけれ

ばならぬ。各種精神病の人口中に於ける發現率を計算する場合夫々の疾患の最も發病し易き年齢を考慮に入れて補正すべきであるとし、其の補正法を考へたのはワインベルグであつて其の方法は今日廣く用ひられてゐる。

例へば精神分裂病に就て説明すると此の疾患は普通十六歳乃至四十歳が發病危険域と考へられ、十六歳未満で發病する事は比較的稀であるから疾患率を計算する基礎人口から之を除き、十六歳乃至四十歳の危険域にある人口を半數として計算し之と危険域を過ぎた四十一歳以上(此の年齢になつて發病する者も相當存在するが四十歳以下に比較するとずつと少い。即ち大體に於て此の年齢に至る迄に發病すべき者は皆發病してしまふと考へて良い)の人口との和を以て關係數(Bezugsziffer)とし之に對する分裂病患者の比率を以て本病の疾患頻度と考へるのである。癲癇に於ては五歳乃至三十歳が發病危険域と考へられ、躁鬱病では二十一歳乃至五十歳、進行癩瘡では三十一歳乃至五十歳とされてゐる。又、精神薄弱は大體五歳を過ぎれば發現すべきものは大部分發現するし、其の前に既に精神薄弱であるものは勿論多數存在するが實際の調査に際して之を發見するのは容易でないので五歳未満の人口を除外し五歳以上の人口總數に對する疾患者の率を計算するのである。第五表は本調査に於ける精神分裂病、癲癇、精神薄弱の關係數と補正發現率を示したもので、第六表は他の調査との比較である。今

第五表 大字〇〇に於ける主要精神病及び

精神薄弱	癲癇	精神分裂病	患者數		關係數(括弧内ハ發病危険域年齢)		補正發現率%
			患者數	關係數	危險域年齢	補正發現率%	
一七	三	二	二八八	一六一四〇		〇・六九	
五五五(五歳未満ヲ除ク)	四一四(五―三〇)	二八八(一六一四〇)				〇・七二	
						三・〇六	

回の報告はまだ東吾野村の一部たる大字〇〇の六三七人に就ての結果であつて茲に擧げた數字は決定的のものではないが、他の調査に比して癲癇が特に高率を示してゐるのが注目すべき點である。

第六表 主要精神病の補正發現率比較

調査者	年度	被調査地	精神病	躁鬱病	癲癇	進行癩瘡
内村教授他七名	一九四〇	八丈島	〇・九一	〇・二八	〇・一〇	〇・一三
厚生省	一九四〇	千葉縣某村	〇・九九	—	〇・一五	〇・〇五
厚生省	一九四〇	埼玉縣某村	〇・六六	〇・二四	〇・六五	〇・〇五
筆者	一九四一	埼玉縣東吾野村	〇・六九	—	〇・二二	—
Brugger	一九三一	Thüringen	〇・三八	〇・一一	〇・〇八	〇・〇五
Brugger	一九三三	Allgau	〇・五一	〇・四二	〇・一五	—
Strömgen	一九三八	Bornholm	〇・五二	—	〇・四一	—

次に第四表に於ける精神薄弱の率は二・六七% (補正發現率三・〇六% (第五表)であつて之と比較すべきものは厚生省の埼玉縣一農村に於ける調査(二・六四%)及び千葉縣一農村に於ける調査(一・四二%)があるのみであるが、之は前述の如く調査者の主観により甚だしく左右されるものであるから眞の比較にはならぬが本村に於ける精神薄弱者の率と同じ埼玉縣に於ける厚生省の調査の率と非常に良く似てゐるのは興味がある。尙本調査に於ては相當著明のもののみを數に入れたにも拘らず斯くの如く高率を示してゐる事は何を物語るものであらうか。即ち本村の如く東京に近い而も耕地面積の狭い村に於ては長男を除き或程度以上の才能の所有者は東京乃至近隣の町に流出し、都會に出ては一人立ち出来ぬ様な人々が村内に堆積する傾向のある事を示す様に思はれる。之は前述の如く我國の人的資源を確保せんとする方策に矛盾するものであつて、國土計畫の樹立に際しては人口の質の問題も充分に考慮に入れなければならないと思ふ。

次に筆者は本村の學童に就て簡単な精神検査をしたので其の結果に就て一言しやう。本村には國民學校が二校あるが其の内の一校に就て學業成績を参考にしながら検査を行つた。此の學校は村の學童の大部分を收容し男一七〇名、女一六九名であつて、此の内最劣等兒童（精神薄弱と認め得るもの）は男子一名（六・五％）、女子三名（一・八％）、男女合計一四名（四・一％）であつた。之は吉益・喜田兩氏が東京市學童に就て調査した精神薄弱兒童率二・二九％に比較して著しく高率である。尙、内村教授は八丈島學童中の最劣等兒童に就き三・六％の數字を擧げて居られる。又、本校には以上の他性格異常者が三名あつた。（内二名は同胞で分裂病質と認め得るものである。）

以上本調査の内の一齊調査としての成績に就て述べたのであるが、此の調査の本來の目的たる家系調査の方は未だ整理中なので次回に譲ることとする。

引用文獻

- (一) 高麗郷由來 高麗神社社務所
- (二) 内村他七名 精神神經學雜誌 四四ノ一〇
- (三) Schulz, B., Methodik der Medizinischen Erbforschung
- (四) 厚生省豫防局優生課資料
- (五) Brugger, C., Z. Neur. 118; 133; 145; 146
- (六) Strömgren, E., Beiträge zur psychiatrischen Erblehre. Kopenhagen, 1938
- (七) 吉益・喜田 民族衛生 八ノ二

ナチス轉業對策について

——「勞働配置」政策を中心として——

雪 山 慶 正

一、序 説

轉業問題は、戰爭の進展とともに益々緊迫性を示し、緊急の解決を要請され來つたやうである。だいたい、轉業問題は、現在主として、中小商工業者の轉業を中心として展開されてゐる。そして、その解決も、一時的應急的な救済策に限定されて、統一的な、勞働力再編成計畫の下に合理的計畫的に行はれてゐるとは見られないのである。

現在の轉業問題は、改めていふまでもなく、日本經濟の戰時體制への編成替への過程の、勞働市場への反映に他ならない。それは、平時に於ける經濟の自然的フルクチュエーションによる景氣的現象ではなく、そのもつづくところは更に深く、經濟の構造變動過程に根ざしてゐる。戰爭目的を完遂するため、東亞共榮圈を確立するために、輕工業を中心とする舊來の經濟體制は重工業を中心とする高度國防國家體制へと、強力的な編成替へを促されてゐる。更に、國際的政治的對立は、國際貿易關係の紐帶を切斷し、アウトアルキーへの傾向はますます強化されて來てゐる。このやうな經濟の體制的な變革が、とくに現在進行してゐるやうに、國權力の發動の下に、急激に、大規模に遂行される場合、その間に種々の摩擦を生ぜしめる

ことは當然のことである。しかも歴史の必然は、これらの摩擦にも不拘、經濟再編成への巨歩をおしすすめずにおかない。いま問題とされてゐる轉業の問題も、正にこのやうな經濟再編成過程に生じた摩擦の勞働市場におけるあらはれに他ならない。だから、問題を單に、中小商工業者だけの問題に限定することなく、之を、經濟再編成にともなふ勞働力再編成の問題として全體的機構的な展望の下に把ることが必要であり、その對策としても、從來のやうな、救濟事業的性質のものであつてはならず、機構的變革に即して、何よりも生産力擴充政策に沿ひ、此れを推進する方向に向つて行はなければならないであらう。先般(一五年九月二四日)閣議決定を見た「國土計畫設定要綱」は、産業、交通、動力の総合的配分計畫と並んで総合的人口配分計畫を設定し、職能別、地域別人口配分計畫を企圖してゐる。現在の轉業問題も、このやうな、經濟再編成に伴ふ総合的勞働力再組織計畫の一環としてとりあげられねばならない。

こゝで、ナチス・ドイツの「勞働配置」計畫が想起されるのは自然の順序である。「勞働配置」計畫は、國策的經濟政策的立場から、ドイツ勞働力の総合的合理的な配分を企圖するものとして、ナチス社會政策のなかにあつて極めて重大な意義をもつてゐる、國・中央職業紹介・失業保險局總裁ジールプ博士は勞働配置計畫を説明して「國策的見地にたつて、勞働者、使用人、即ちドイツ經濟の有する凡ての勞働力を計畫的に統制することである⁽¹⁾」といつてゐる。このやうな「勞働配置」政策は、前後二期に分つて考へることができ、その前期(一九三三—三六)には専ら世界恐慌によつて惹起され、ナチス政權の前にその撲滅の仕事が課し與へられてゐた歴大な失業者に、仕事とパンを與へることが問題とされ、その後期(一九三六年以後)、第二次四箇年計畫の實踐に移されて以後の時期には、軍事的發動に伴ふ戰

時體制への再編成過程に即應して、勞働力不足を克服しつゝ勞働力を再編成する仕事为中心的な課題とされたのであるが、その前後期をつらぬいて、勞働配置計畫が、國の全政治經濟政策との關聯の下に、つよく生産政策的性質を保持されてゐたことは注目すべきである。經濟並びに政治の他の分野においてもさうである如くに、ナチス勞働配置計畫は、勞働力の移動を個人的自由に委ねることなく、専ら國策的經濟政策的見地に立つて之に強度の統制を行ふものである。だから、現在吾々の下に見られる轉業の問題も、そこでは、このやうな「勞働配置」政策の一環として機構的に把へられ、國の生産政策の目的に従屬させられて強力的に解決されやうとしてゐる。

それだから、吾々の主題は、以下において、「勞働配置」政策を中心として展開されるであらう。更に想ふに、上述の如き「勞働配置」政策は第一次世界大戰の苦汁の經驗から學びとられたところが頗る大きいし、此と對比することによつて、ナチス「勞働配置」政策を際立たせることも可能であらうから、先づ前大戰當時の勞働市場政策を以て、吾々の敘述をはじめやうと思ふ。

(1) F. Syrup: Arbeitsensatz u. Arbeitslosenhilfe in Deutschland S. 1.

二、第一次世界大戰の教訓

戰爭は勞働市場にどのやうな變化を齎したか。戰爭勃發と同時に、殆んど凡ての生産部門に於いて突如として歴大な失業が惹き起された。當時においては信ずるに足る勞働統計は存しないのであるが、いま勞働組合によつて發表された數字によるならば、その組合成員二百萬のうち、一九一三年平均二・九%、一四年六月二・五%、七月二・九%を示した失業率は、八月、大戰の勃發とともに俄然三・四%に著増した⁽²⁾。即ち、動員されなかつ

た全労働組合成員の四分の一が突如職場から街頭に投げ出されたのである。これは専ら全経済部門にわたつて、輸出品市場と輸入原料市場に關して、強度の不安定が生じた結果である。このことはドイツ經濟の強い海外依存の傾向から明かであらう。たとへばS・G・ストレーゼマンによるなら、一九一三年にザクセンにおいては、その機械器具工業の輸出額は年生産額の五三%にも上つたのである。纖維工業においては三一%、製紙工業においては二五%、金屬加工工業においては三〇%、土石業においては二七%、化學工業においては二五%、皮革工業においては一〇%、食料工場においては九%、複寫業においては三〇%であつた。⁽³⁾

つぎに、軍需動員によつて多數の基幹労働力が生産過程から引離されたことが、失業の原因となつた。彼等は生産過程において不可欠のものであり、早急には補充されることができない。その動員によつて生産は阻害され、跛行状態に陥つたのである。W・ゾムバルトは、次のやうに、この間の事情を説明してゐる。「二人の手工業的經營の製靴業者が居る場合は、そのうちの一人が召集されても、いま一人は生産をつゞけることができ。併し、製靴工場から裁斷工と底靴縫工が召集される時は、合縫女工も仕事を休まねばならない。たいへんパドキシカルであるが、戰爭勃發の經濟的結果は斯うである。數百萬の人間が失業の危険にさらされたがその理由は、他ならぬそれだけの數の人間が労働することを停止したからである」⁽⁴⁾。このやうな原因によつて、たゞに平和産業ばかりでなく、軍需工業労働者も一時的失業に見舞はれたのであつた。たとへば、金屬工業においては、失業者は七月の二・七%から八月の一四・一%に増加した。⁽⁵⁾製鋼業においては、一九一三年に比して一九一四年の生産高は二七%低下し、製鐵業においては、二五%低下した。ライン・ウェストファリア石炭シンジ

ナチス轉業對策について

ケートの販賣高は、七月には全協定高の八八%を示したものが、八月には三三%に低下したのである。⁽⁶⁾併しこのやうな初期の失業は、一般的不安感が去り、生産が戰爭の要求にしたがつて編成替えされるとともに漸次に減退し、一五年七月には戰前の状態に回復した。以後戰爭の擴大とともに労働力不足がつよく前面におし出されるに至つたのである。

生産が戰爭の要求にしたがつて再編成される過程は、産業部門によつて異り一方において失業を惹き起すとともに、他方において著しい労働力不足を惹き起した。F・バイエルは、だいたい全産業部門を、この點に關して三つに分けてゐる。⁽⁷⁾即ち、労働力を放出したのは専ら、外國市場向商品を生産し、その生産を國內需要に轉換することのできない輸出工業、國內市場の需要を極端に縮小させられた奢侈品工業(貴金屬、寶石製造業)、製紙、皮革、玩具、高級食料品、衣服、木製品工業、絨氈、レースを専ら生産する織物工業など、不要産業部門 *Kriegsunwichtige Industrie* であつた。此等の高級品工業 *Verfeinerungsindustrie* は、主として婦人、幼少年の戰爭能力なき労働力を従事せしめてゐたから、戰爭動員による影響は左程大きくはなかつたけれど、需要が著しく減退した結果として、大量の失業を惹起したのである。此等の失業者は、やがて漸次に軍需工業に吸収されて行つた。

直接戰爭遂行のために必要ではないけれど、國內の一定の生活水準を維持するために必要な不急産業 *Kriegsunwichtige Industrie* にとへば旅客業、家内使用人の仕事等においては、その動員と同時に、同程度だけ労働力需要が減退したから、失業者を出すにはいたらなかつた。

軍需工業においては、戰爭の進展とともに労働力需要は益々増大し、労働力不足は耐え難きものになり、上述の不要産業労働力の移入によつて

も、その必要量を充されることなく、従來經濟過程に入つたことのない婦人及び幼少年が、大量に動員させられねばならず、更に戦傷者、捕虜も労働市場にあらはれるにいたつたのである。

一例として鑛山業をあげやう。一九一四年八月既に増大を見せてゐた労働力需要は、一六年冬までは、尙耐え得られる限界の中にあつたが、消耗戦の著しい擴大と、ドイツに於ける軍需資材の貯藏の消盡の結果、國內生産の突如の大擴張が要請され、一六年末ヒンデンブルグ計畫の發令後は、職業紹介所の數字によるときは、求職者八、〇〇〇に對して、求人者四一、〇〇〇に上つた。即ち求人者の二割が補充されたばかりである。⁽⁸⁾ 建築工業、土石工業、金屬加工業にも同様のことが見られる。

更に、労働力不足が最も耐え難く感ぜられたのは農業である。ドイツ農業は、戦前既に國の工業化に伴ふ農民離村によつて労働力の不足が見られ、この不足労働力は、外國出稼労働者によつて補充されてゐたのである。即ち、大戦勃發の年、その數は四三萬三千にも及んでゐた。戦争の勃發と共に、大量の農業労働力が動員され、更に、都市軍需工業の労働力不足は多數の農業労働力を之に吸収した。とくに農業經營者が多數動員されたことは、農業生産力を著しく減退せしめたのである。もと、頑強にして耐久力ある農業人口は戦争に最も適して居り、ドイツにおいて平時の軍隊は、その最大部分が、農民出身者からなつて居る。兵士のみならず下士官の大部分も農業經營者であつた。プロシア軍國主義とユンカーとの結びつきは、フリードリヒ大王以來普く認められるところである。

一般的統計の缺如してゐるため、農業における労働力不足の状態を、
 一、二、三の資料からうかがふなら以下の如くである。一九一六年一七年における、三千のバイエルン農業地方町村の調査によるならば、戦前の男子労働

力の七〇・六%が戦争に動員された。⁽⁹⁾ シュリッテンバウエルは動員された農業労働力を五百萬と推計してゐる。⁽¹⁰⁾ 更にとくに農業經營者の不足について、ニュルンベルヒ市の一九一七年七月の調査によれば、戦争に動員された六八の農業經營者の位置は、僅か四だけが、賜暇をえたもの、歸還した者及び捕虜によつて補はれたのみである。⁽¹¹⁾ ザクセン洲の調査によれば、一九一五年二月、百の農民所有地が所有者を失つてゐた。⁽¹²⁾ 農業會議所の調査によるときは、戦争の三年目に、ウエストファーレン洲において、五・八八五二の經營者及び從屬者が不足してゐた。⁽¹³⁾

以上のやうな農業労働力不足は、戦争の全期間にわたつて見られた。之の對策として、上述した不急、不要産業からの失業労働者を、農業に轉業せしめることが行はれたけれど、農業労働は専門的に訓練された労働力を必要とするから、彼等はたゞ補助労働力として用ひられるにすぎず、不足した農業労働力を充分に補充することは出来なかつたのである。農業經營者の不足は殆んど之を補充する方法がない。かうして農業生産は、老人、婦人、子供の肉體消費的な過重労働によつて辛じて維持されねばならなかつたのである。

戦争の労働市場に及ぼしたはげしい影響は以上の如くであつたが、このやうな變動に對して如何なる政策がとられたのであらうか。

大戦勃發のとき、労働市場の唯一の規制者と見做される職業紹介所は統一的組織を全く缺いてゐた。即ち、個人的營利的周旋業者、資本家團體の職業紹介、労働組合の職業紹介、この兩者の協調による同權的職業紹介、使用人組合の職業紹介、手工業者組合の職業紹介、農業會議所の職業紹介等専ら特定團體の利益を目的とする職業紹介及び慈善團體の公益的職業紹介と並んで、市町村による公共的職業紹介所が、相互に對立し、全く

連絡を缺いて並存してゐた。統制機關としては、職業紹介聯盟 *Arbeitsna chweisverband* 獨逸職業紹介所協會 *Verband deutscher Arbeitsnachweise* が存在してゐたけれど、此等は何れもたんに公共的職業紹介のみを、しかもその一部分を統制するものにすぎなかつたのである。残餘のものは全く、計畫的な統制に服することなく相互に對立してゐた。とくに労働組合の職業紹介所と資本家團體のそれとは、専ら政治的闘争手段として利用され、相互に對立抗争をつゞけてゐた。⁽¹⁴⁾

このやうな職業紹介制度の無政府状態にもなつて、その活動範圍も極めて制限されたものであつた。全就職者の半數が、職業紹介所の手を通じて就職したのにすぎず、⁽¹⁵⁾ 紹介所の仕事も、たんに求職者に對して個人的忠告を與へ、個人的に指導し、要求を發してゐたにすぎない。「このやうな職業紹介の分裂と、地域的範圍の狹隘と、全求職者に對する影響力の過小のために、おそらくはこれらの施設の唯一のものも、必要な場合に、ドイツにおける労働配置に全體的展望をあたへることができなかつた。いわんや、労働配置の統一的指導においておや」とバイエルは記してゐるのである。⁽¹⁶⁾

戦争勃發の時、職業紹介所の活動はきはめて不充分であつた。たとへば、労働組合の失業者統計は、前月の十倍を示したけれど、紹介所の求職者統計は僅か二倍を示したにとゞまる。即ち、七月の二四、五〇〇に比して、八月には五三、五〇〇に増加したにすぎない。しかもこの求職者のうち僅かに二〇〇、〇〇〇だけが、就職せしめられたのである。⁽¹⁷⁾

しかしながら、労働市場政策に對して致命的であつたことは、當時、戦争經濟下における轉業の意義、その機構的な性質が充分に認識されてゐなかつたことである。戦争初期の失業に對しても、その對策は著しく

ナチス轉業對策について

慈善事業的救濟的な色彩のものであり、應召兵士の家族、戦傷者、遺族に對する救濟事業の範圍で、之とやらんで行はれたにすぎない。⁽¹⁸⁾ バイエルは、G・シモンズ (*Die Erwerbslosenfürsorge während des Krieges*) と S・ポットホフ (*Krieg und Sozialismus*) に参照を求めながら、次のやうに語つてゐる。「求職者を労働過程に追ひ込んだ唯一の強力手段は、戦争とそれから生じた失業による個人的困窮状態である。そして、逆にこの窮状こそが、職業紹介所をして急速な行動に移らせた主要な推進機である。即ち紹介所は、國及び市町村と手を携へて先づ失業の救済にすまねばならなかつたのである」⁽¹⁹⁾ 職業紹介所は、此等の失業者を、一時的救濟的な緊急労働に移したり、失業纖維労働者を農業に轉業せしめたりした。失業對策は、國の生産力擴充の方向に沿つて計畫的生產政策的に解決されることがなかつたのである。

併し、戦争の進展とともに著しくなりはじめた労働力の不足は、漸く労働市場の計畫的統制を促した。それは先づ職業紹介制度の統一的形成といふ方向をとつた。⁽²⁰⁾ 即ち、一四年八月、從來對立状態のまゝに放置されてゐた各種の職業紹介所の協働を可能にするために、國中央職業紹介局 *Reichszentrale der Arbeitsnachweise* が設立され、労働市場通信 *Arbeitsmarkt-Anzeiger* が週二回統計局によつて發行された。更に一六年六月、洲中央官廳に對して、市町村に各一つの職業紹介所を設立すべき義務があたへられた。このやうにして、職業紹介組織は漸次統一され來つたのであるが、その眞に効果的な變革は、漸く一六年二月五日の祖國補助奉仕法により、軍事當局のイニシアティブの下に行はれたのである。即ち戦時局 *Kriegsamt* の指導下に、各洲の職業紹介所聯盟に、中央案内所 *Zentralauskunftsstelle* が設けられ、公共的職業紹介所のみならず、洲内の凡ての職

業紹介所を統一した。更に、公共的職業紹介所内に補助奉仕通報所 *Dienststellenstellen* 及びとくに婦人のための案内所 *Frauenstellenstellen* が設けられた。各職業紹介所は、充されない求職と求人とを、四八時間以内に補助奉仕通報所に報告し、通報所は管内の紹介所の報告にもとづいて、管内の均衡を求め、これによつても充されないものを更に中央案内所に報告するのである。このやうにして労働需給の均衡化の仕事は全国的に統一された如くであつた。

補助奉仕法は、一七歳から六〇歳までの凡ての男子を、補助奉仕労働に義務づけたのである。補助奉仕労働としては、官廳、病院、各種の戦争經濟組織並びに戦争遂行と食料供給のために直接・間接に重要性を有する經營における労働があげられるが、何よりも先づ、補助奉仕法は、労働力不足に悩んでゐた農業及び軍需工業に労働力を確保するために専ら行はれたのである。このやうな國民労働總動員計畫を故障なく遂行するために、以上のやうな職業紹介組織は整備されねばならなかつたのであつた。

労働組合側の、軍當局及び聯邦參議院に對する激しい議會闘争の後漸く成立した祖國補助奉仕法は多くの缺陷をもつてゐる。⁽²¹⁾

第一、それは婦人を包含してゐない。一七歳といふ最低限も高きに失するであつたらう。更に労働力の移動に應ずるための旅費、労働のための準備品の支給、残された家族に對する扶助料の支給などは統制されてゐなかつたし、轉業のための職業輔導、職業再教育施設も整備されてはゐなかつた。一番大切なことは、この法律の前提となるべき、統一的な労働配置官廳が存在してゐなかつたことである。これが、大戦における労働配置政策の決定的弱點をなしてゐたのである。したがつて、漸く補助奉仕法が效力を發生したときは、既に、大部分の労働力は、高賃銀を追つて軍需工業へ

の移動を完了して居り、法律に規定するやうな補助奉仕についてゐたのであつた。

- (2) a. a. O. SS. 40—41
- (3) F. Beyer: Der Arbeitseinsatz in der Wehrwirtschaft S. 30
- (4) W. Sombart: Die Volkswirtschaftslehre u. der Krieg F. Beyer より再引用
- (5) F. Syrup: a. a. O. S. 41
- (6) F. Beyer: a. a. O. S. 31
- (7) F. Beyer: a. a. O. S. 35—41
- (8) F. Beyer: a. a. O. S. 38
- (9) F. Beyer: a. a. O. S. 42
- (10) F. Beyer: a. a. O. S. 43
- (11) (2) F. Beyer: a. a. O. S. 44—45
- (14) 以上の敘述は、主として F. Syrup、前掲書及び F. Beyer、前掲書並びに W. Lins Arbeitsmarkt u. Arbeitsnachweise (Handwörterbuch der staatswissenschaftlichen W. Lins)。
- (15) F. Beyer: a. a. O. S. 52.
- (16) F. Beyer: a. a. O. S. 51.
- (17) F. Beyer: a. a. O. S. 59.
- (18) F. Syrup: a. a. O. S. 42.
- (19) F. Beyer: a. a. O. S. 61.
- (20) 以下の敘述は、同じく F. Beyer, F. Syrup, W. Lins による。
- (21) 以下 F. Syrup, a. a. O. S. 39—5. 40.

三、ナチス・ドイツの労働配置計畫

四箇年計畫代行者ゲーリング元帥は、一九三八年黨大會の演説のなかで、「労働配置と労働業績とを統制することは、現在においては極めて困難である。併しそれは四箇年計畫の中軸をなす問題である。」といつてゐる。ナチス・ドイツの労働配置計畫は、このやうにして、國の全政治的・經

濟的計畫の重要な一楔機として把握され、經濟の戰時體制への編成替へに應じて、勞働力を計畫的に再編成することを目的としてゐるのである。そして、このやうな計畫的な勞働配置を遂行するためには、強力な中央機關を必要とするのであるが、國・中央勞働紹介・失業保險局が専ら、その任に當つた。國・中央勞働紹介・失業保險局は、ナチス政權の確立前、一九二七年七月十六日の職業紹介並に失業保險法 (Gesetz über die Arbeitsvermittlung und die Arbeitslosenversicherung) により、勞働配置並に失業救済のための中央官廳として設立されたもので、大戰後の勞働配置政策の總結果と考へられる。いまこゝに簡単に、大戰後の職業紹介制度の變遷を一べつするならば次の如くである。⁽²²⁾

戰爭の終了、補助奉仕法の廢止とともに戰時局下の中央案内所と補助奉仕通報所とは廢止された。勞働配置の仕事は、先づ復員省の Demobilisationsamt の手に移され、復員省の命令 (一九一八年十二月九日) によつて洲中央官廳に公共的職業紹介所を設立すべき義務が課し與へられ、かうして職業紹介所の經營は統一された。復員の完了とともに、勞働配置の仕事は勞働省に移された。洲中央官廳に委ねられた勞働配置組織が不充分であつたために、勞働省は、職業紹介法 (一九二二年七月二十二日) Arbeitsnachweisgesetz によつて、勞働配置に關する特別の中央官廳を設立した。職業紹介局 Reichsämter für Arbeitsvermittlung がこれである。國職業紹介局は、下部組織として二の洲職業紹介局 Landesämter für Arbeitsvermittlung と八八九の職業紹介局 Arbeitsnachweisämter をもつてゐる。しかし、理論的に大きな進歩を示したこの組織も、實踐的には中途半端なものであつた。何者、一職業紹介局の管轄區域が狭きに失して、充分に需給の均衡化をはかることができない。更に紹介局長は、行政的には洲中央官廳に、勞

働配置事務に關しては洲職業紹介局に屬して、政治的權限と事務的責任とが分離してゐた。

國・中央職業紹介・失業保險局は、この國職業紹介局の組織を發展し、強化したものである。それは、下部組織として、全國を二三の經濟區域に分ち、之に夫々一三の洲勞働局 Landesarbeitsämter が配置され、その下に全國三六〇の勞働局 Arbeitsämter が存在した。洲勞働局の管轄區域は、政治的行政區域とは一致せず、地方の經濟構造の多様性により、勞働配置にとつて、區域内だけで勞働力需給の均衡化を可能ならしめられるやうに區分されたのである。たとへば、専ら、石炭業、鐵鑛業に支配されてゐるルール地方、ベルリン、ハムブルグには、洲勞働局を作ることが拒けられてゐた。

政權獲得後、ナチスは、この組織を繼承し、勞働配置政策の領域における全權を、國中央局に一任したのである。更にナチスの勞働配置の領域における法律、命令は二つの特色をもつてゐる。先づ、法律による個人的自由の制限がきはめて強度のものであること、次に、國政府は單に少數の基本的な法律を發するだけで、この法律の施行は、全く國中央局に委ねられて居り、従つて、施行令は現實に適應した屈伸性あるものになつて居ること。このやうにして、ナチス・ドイツの勞働配置計畫は、制度的に整備され、このやうな整備された制度の上になつてはじめて廣汎な、きはめて立ち入つた勞働配置政策が遂行されることができたのである。

序説においても觸れておいたやうに、ナチス勞働配置政策は、一九三六年九月の第二次四箇年計畫を境としてこれを前後二期に分つことが出来る。フランツ・ゼルデの言葉を用ひるならば、⁽²³⁾前期は専ら「勞働創出」を目的とし、後期は専ら「勞働者創出」を目的としたのである。ジールップは

此れを四つの段階に分けた。⁽²⁴⁾ 即ち第一段階とは、一九三三年、大衆的失業に對する一般的闘争の時期、第二段階とは、三四年及び三五年、失業者の配置を再統制した時期、第三段階は、三六年及び三七年、労働力不足と労働配置上の自然的動搖の統制に當てられ、第四段階は、一九三八年以後の、特殊な國策上重要性を有する事業のための労働力需要確保にあてられた時期である。この第一及び第二段階が、ゼルデの前期に、第三及び第四段階が、その後期に當るのである。即ち前期においては、ナチス政府が承継した七百萬の失業者を労働位置につけることが労働配置の目標とされ、後期は即ち、第二次四箇年計畫の實施とともに開始された。一般的義務兵役制及び西部要塞建設のための奉仕労働に龐大な労働力を動員せしめられたにも拘、戦時體制への國經濟の編成替えによつて、ドイツ經濟は、軍需工業労働力の需要を夥しく増大したのである。従つて、とくに金屬、建築専門労働力及び農業労働力の不足は著しく、労働配置政策は、こゝでは専ら新しい、かつて労働過程に入つたことのない労働力を新たに動員することを重要な目標としてゐた。「労働創出」は正に「労働者の創出」に轉化したといへる。

戦争經濟における轉業の問題を、労働配置の視點から問題とする吾々にとつて、焦點は専ら、後期におかれねばならないけれど、この前期においても既に、その失業對策としての労働配置計畫が、國の生産政策の目的にしたがつた方向に解決され、後期における軍需生産力擴充への地盤を平かならしめつゝあつたことが注目されねばならない。

すなはち、その失業撲滅策について見ても、それは從來のやうな失業扶助の消極的社會事業的性格をすてて、積極的、生産的方向にむけられてゐた。第一次及び第二次失業緩和法は、十億マルクを限度とする労働國庫

證券を基礎として、河川治水工事、土木工事、建築工事を振興し、これへの失業者の吸収を策したのであつた。この所謂「ラインハルト計畫」によつて失業は三百萬に低下したといはれる。

第二段階においては、第一段階の成果が批判され、その成果の地方的、職業的、年齢的偏倚が修正されたのであるが、こゝでは専ら、農業生産力確保に、全努力が集中されてゐたことを忘れてはならない。たとへば、「労働配置規制法」(Gesetz zur Regelung des Arbeitseinsatzes) (一九三四年五月十五日)は、失業多き地方へ労働者、使用人として移住する者に對して、中央局の許可を必要ならしめ、中央局はこの命令にもとづいて、ベルリン、ハムブルグ、ブレーメン、ザール地方への移住を制限したのであるが、これが大都市失業防止策としての一面を持つと同時に、ゼルデも語る如くに、⁽²⁵⁾ 農業労働力の培養・農業生産力の維持をもねらつてゐることを忘れてはならない。更に、本法は積極的に、この法律にもとづく訓令の效力發生の日或は之に先立つ三箇年間に農業に従事した者が、農業以外の労働のために農業以外の經營に就業する場合、中央局の認可を要することを併せて規定することによつて、農業から軍需工業への轉業を制限することを企圖してゐる。

次に「労働力配分に關する命令」(一九三四年八月十日) Verordnung zur Verteilung der Arbeitskräfte と同施行令(八月二十八日)は失業の年齢的な不均衡を是正するために、老年の失業者と青年の就業者との労働位置交換を行はんとするものであるが、労働位置を交換した一八歳から二五歳までの青年労働力を農業に轉業せしめることによつて、同時に農業労働力確保を意図したものと考へられる。⁽²⁶⁾

更に農業労働力確保のためには、積極的に都市失業者のための農村小住

宅の建築が奨励され、農業經營者が、都市失業者を雇傭するために小住宅を建設するときは、六箇年の間年額三〇〇マルクの補助金を與へられ、都市失業者の農業への雇傭にさいして、必要な場合は、旅費、家具の運搬費、作業服のための費用を補助することなどが行はれた。農村補助制 Landhilfe も、都市失業者青年を六箇月の期間をかぎり農家に宿泊して農業労働の補助をなさしめる制度であり、積極的に農業労働力の確保を企圖したものに他ならないのである。

こゝで簡単に、ナチス労働配置政策前期の成果をあげておかう。失業者數及び就業者數以下の如くである。⁽²⁷⁾

	失業者數(單位萬)	就業者數(單位萬)
三三年一月	六〇・四	一一四八・七
五月	五〇・三・九	一三一八・〇
九月	三八四・九	一三九二・一
三四年一月	三七七・三	一三五一・八
五月	二五二・九	一五五六・〇
九月	二二八・二	一五六二・一
三五年一月	二九七・四	一四四〇・九
五月	二〇一・九	一六三八・六
九月	一七一・四	一六六三・四

先にも述べたやうに、ナチス労働配置政策は、一九三六年九月、第二次四箇年計畫とともに、労働力不足、とくに熟練労働力不足に對する對策に集中されてゐる。この時期を、ジールップは更に二段階に分けてゐるが、夫々の段階を特徴づけるものは、四箇年計畫代行者ゲーリングの労働配置に關する三六年十一月七日の訓令及び、三八年七月二十二日の「國策上重要事業労働力確保令」Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für

Aufgaben von besonderer Staatspolitischer Bedeutung 竝に三九年二月十三日の第二次の「國策上重要事業労働力確保令」である。

金屬及び建築熟練労働力への需要は、第二次四ヶ年計畫の進展に伴ひ、いよゝ増大し、労働力不足はこの領域においていよゝ耐え難いものとなつた。四箇年計畫代行者ゲーリングの十一月七日の労働配置に關する訓令は六つの訓令からなつてをり、「金屬労働者訓令」⁽²⁸⁾と稱せられてゐるやうに、専ら建築及び金屬労働力の確保を目的としてゐる。⁽²⁹⁾即ち第一の訓令は、専門労働者に對する増加した需要を確保せんとするもので、一切の經營に對して、その經營に就業する専門労働者の數に應じて徒弟を養成すべき義務をあたへるものである。第二の訓令は、金屬労働者の需要を確保するために、金屬労働者を雇傭する場合、經營は労働局の許可を必要とするのであるが、右の許可は、國策上又は經濟政策上重要性ありとみとめられるものに限つてあたへられた。第三の訓令は金屬労働者及び建築労働者の強制的復職に關するもので、金屬労働者及び建築労働者が、彼に不適當な労働に従事する場合、經營主はこれを労働局に申告する義務があり、労働局は、企業家及び労働者の雙方と協議の上彼に適當した専門労働に轉業せしめるのである。第四の訓令は建築材料と建築労働者の確保を、第五の訓令は老年使用人の就業を、第六の訓令は建築、金屬労働者の標語廣告の禁止を夫々規定してゐるのである。こゝに一九三六、七、八年の失業者及び就業者數をあげる。⁽³⁰⁾

	失業者數	就業者數(單位萬)
三六年一月	二五二・〇四九九	一六一八・七
五月	一四九・一二三五	一七九四・六
九月	一〇三・五二三七	一八三六・四

三七年一月	一八五・三四六〇	一七二六・九
五月	七七・六三二一	一九二・三三
九月	四六・九〇五三	一九六二・三
三八年一月	一〇五・一七四五	一八七三・六
五月	三三・八三五五	二〇四〇・九
九月	一五・六〇〇	

上表から明かなやうに、三八年夏季の失業者は三〇萬にすぎず、九月に入ると更に低下して一五・六萬になつた。しかも、そのうち一・一九萬はたんに調査の日に職場を變更したものにすぎず、四・四六萬は配置能力はあるが、轉換能力をもたぬものであり、完全に配置能力なき失業者は、七・九萬にすぎなかつた。⁽³¹⁾つまり、労働力の給源は失業者の中では殆んど見出すことができない。あたかもこのとき、一般的義務兵役制の採用と西部要塞建設のための労働奉仕制の實施により、龐大な労働力が生産過程から引き離されねばならなかつたのである。

こゝで女子非勤勞婦人が、大量に、農業、都市家内仕事、病人看護に動員されねばならなかつた。「婦人義務年」制 *Weiliches Pflichtjahr* (一九三八年二月十五日) が之を規定した。⁽³²⁾中央局總裁の施行令によるときは、一九三八年四月一日までに工業婦人労働者或は婦人使用人として就業してゐない獨身婦人は、農業或は家庭經濟に少くとも一年の労働の經驗をへるか或は、保健事業、救濟事業に助手として二年の正規の労働の經驗をもつに非されば、公私經營の雇傭をゆるされないのである。

次に同じくこの時期の労働力不足に對する對策として、實際上の意義ははるかに小さいけれど原則的な點で同様に注目すべきは、四箇年計畫遂行のための行商の制限に關する命令である。⁽³³⁾(一九三七年十二月一日)。この命令によるときは行商業は労働局の認可を要し、國策又は經濟政策がより

合目的な労働力の利用を必要とするときは禁止されるのである。

更に、この時期に入つてはじめて手工業者と小賣商の整理と轉業が、専ら、軍需工業労働力供出のために、促進されはじめた。かくして彼等、獨立營業者の労働力までもが軍需工業に動員されるにいたつたのである。小賣商の整理は、國經濟大臣の命令並びに施行令によつて(一九三九年二月十六日)行はれた。⁽³⁴⁾即ち、それは、不健全な小賣商を整理して、殘存小賣商の収益を改善し、小賣商の健全化をはかると同時に、軍需工業へとその労働力を動員するものであつて、整理さるべき商店は、經營主が一九三七年以來、少くとも三箇月失業扶助をうけたもの、營業税或は収益税を免除されてゐるものにして、當人が労働配置に適性を示すものであることが條件とされてゐる。轉業にさいしては、國中央局によつて豫め職業教育が行はれ、適當な職場が労働局によつて指定されてから轉職が行はれるのである。

手工業者の整理も、同じく國經濟大臣の命令及び施行令(一九三九年二月二十二日)にもとづき、手工業會議所の手によつて行はれる。⁽³⁵⁾手工業會議所は、獨立經營に必要な條件を缺く業者があるとき、更にまた國民經濟にとりて必要ならずとみとめられるとき、之を軍需工業に強制的に轉業せしめるのであるが、施行令は、パン焼業、肉屋、美容術師、理髮業、靴製造業をとくに過多なりと規定してゐる。轉業は、小賣商の場合と同じく、中央局の下で、一定期間、職業教育をうけた後に行はれるのであるが、この期間は中央局によつて生計が保證されるのである。

このやうな、轉業者に對する職業輔導のために、國職業紹介・失業保險局は、一九三六年、三七年に三一八七回の職業輔導訓練を行ひ、一六〇〇〇〇の轉業者がこれに参加してゐる。⁽³⁶⁾これらは主として、金屬労働力及び鑛

山労働力、農業とくに女子農業労働力として用ひられたのであるが、この参加者数の龐大は、當時労働豫備軍が既に枯渇し、新しい労働力が専ら、新しい労働過程にはじめて入り来たものによつて補充されざるを得なかつたという緊迫した事態を明示してゐる。更にまた、轉業のための場所的な移動を容易ならしめるために、一九三八年三月二十二日、國中央局總裁の労働雇傭促進のための要綱 *Richtlinien zur Förderung der Arbeitsaufnahme* は、從來失業扶助受給者にかぎられてゐた轉業者への扶助を非扶助者にも及ぼし、給付の擴大をも行つてゐる。この要綱にしたがふときは、労働局による給付として、旅費、移轉費、團體旅行の附添費家庭から離れた場所に就業するときの、分離補助費 *Trennungshilfe*、轉業せる労働者が最初の労賃をうけるまでの補助費 *Überbrückungshilfe*、更にまた農業労働者家族に對する家畜、種苗、農具があたへられる。作業服、作業道具の支給も行はれたのであつた。³⁷⁾

以上の如き、婦人、小賣、行商、手工業の労働力の動員にも不拘、多數の事業が労働力不足のために或は延期され、或は中止された。とくに労働力不足は國策上重要事業において著しく、國防政策にも故障を來すにいたつた。こゝで應急の措置として、四箇年計畫代行者によつて一九三八年七月二十二日「國策上重要事業労働力確保令」が發せられたのであつた。その内容は次の如くである。³⁸⁾

ドイツ國民は、國中央職業紹介・失業保險局總裁の命令によつて、一定期間、指定された労働位置において奉仕労働をなす義務、或は一定の職業教育をうける義務をうける。義務労働或は職業教育にある者は、その期間中經營及び官廳から賜暇をあたへられる。労働義務者は賜暇の間はもとの經營或は官廳に對して報酬を要求しえない。そして義務労働期間は、從來

の經營或は官廳における就業期間とみなされる。更に新労働及び教育關係には、一般的社會保險に關する法規が適用され、この關係は、國中央局總裁の許可によつてのみ解除されるのである。

この命令によつて、特に重要な遷延をゆるさない國策的な課題が遂行された。西部要塞建設の仕事だけでも、軍隊及び労働奉仕者の他に四〇萬の労働力を要求したのである。

しかるに、一九三八年の労働義務令の經驗は、この命令を、新しい命令に下屬せしめることを要求した。新命令は四箇年計畫代行者によつて、一九三九年二月十三日に發令されたのである。新命令によつて擴張された點は次の如くである。

先づ時間的に制限された義務が原則とされてゐる他に、同時に無制限期間の義務制が新たに採用されてゐる。仕事の繼續期間が最初から見透し困難であるか、或は特に長期にわたる事業、或は労働力の編成替へが技術的に特に困難を伴ふ事業の労働位置に對して無制限義務制が適用されるのであるが、このやうな義務労働には、先づ獨身者が徵用されねばならない。結婚せる労働者をこの義務労働に徵用するときは、その家族の住宅が支給されねばならないのである。

次に從來個人々々に對してあたへられた労働義務が、一括して一國の労働者にもあたへられるに到つたことが注目されるべきである。例へば新たな鑛山、工場、炭坑の操業を開始するとき、同種の鑛山、炭坑、工場はその從屬者團の一部を一團として之に移讓する義務をうけ、移讓された労働者團が、新經營の基幹労働力を形成するに到るのである。更に新命令は、義務労働者が、止むを得ずして家族と離れて生活することを強制される場合、申告によつて家族の生活を確保するために、労働官廳から扶助をうけ

ることを定めてゐる。

第三の最も重要な擴張は、轉業の制限である。義務勞働關係は、勞働官廳の許可なくしては解消されない。之に比して同様の國策上重要な經營に従事してゐる勞働者でも、それが義務勞働でない場合は、自由にその勞働關係を解消することが出來たのである。このやうであるときは、國策上重要な經營に對して、義務勞働令によりて、勞働義務者が供出される場合でも、從來の、義務勞働者以外の勞働者が自由にその勞働關係を解消することによりて、勞働力不足を惹起するであらう。それ故、國策上重要な遷延をゆるさぬ事業においては、從來からの勞働力といへども、その職場を去ることを許さないのである。更に、不健全な勞働位置の變更は、生産を阻害し、經營と從屬者團との間及び從屬者團間において協働感情を破壊するから、國策上重要な事業においてはとくに轉業を取締ることが必要であるとされた。以上のやうな轉業制限は、國勞働大臣が、特別の國策的理由から轉業の制限を必要なりと思惟する一定の經濟部門、一定の經營に對して、勞働大臣によりて命ぜられるのである。だいたい農業、鑛山業、製鐵金屬工業、化學工業、建築材工業、建築業に適用されてゐる。

以上の「國策上重要事業勞働力確保令」は、ナチス勞働配置政策の中軸を形成するものであり、一九三九年九月から、本格的な戰時經濟體制に移行するに際しても、勞働配置政策の分割においては、たゞ若干の補強工作が之に加へられたにすぎなかつたのである。³⁹⁾

22 以下同様に F. Beyer, F. Syrup 以下。

23 F. Seldte, a. a. O. S. 54.

24 F. Syrup, Die Klappen des Arbeitseinsatzes (Soziale Praxis 1939, 1. 1.)

- 25 F. Seldte a. a. O. S. 56.
 26 F. Seldte a. a. O. S. 57.
 27 F. Syrup: Arbeitseinsatz u. Arbeitsschlie in Deutschland S. 86. S. 87.
 28 F. Seldte a. a. O. S. 57.
 29 以下の敘述は菊池春雄、ナチス勞務部員體制研究 31 頁以下による。
 30 菊池春雄、前掲書 91 頁。
 31 F. Seldte, a. a. O. S. 63.
 32 F. Seldte a. a. O. S. 69.
 33 F. Seldte, a. a. O. S. 69.
 34 Soziale Praxis 1939, 4. 1.
 35 Soziale Praxis, 1939, 3. 15.
 36 F. Seldte, a. a. O. S. 72.
 37 F. Seldte a. a. O. S. 72.
 38 F. Syrup: Die neue Dienstpflichtsverordnung (Soziale Praxis 1939, 3. 1.)
 39 菊池春雄、前掲書 1 頁。

ナチス民族人口政策摘要(一)

本 多 龍 雄

目 次

- 其の一 所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥
 其の二 國民優生政策、民族逆淘汰への挑戦
 其の三 母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動(以上本號)
 其の四 婚姻及び出産獎勵政策
 其の五 多子家族保護政策
 其の六 家族手當制度

其の七 税制改革、特に所得税法の改正

其の八 獨逸農民層創出政策

其の九 大都市疎開と小ジードルンクの助成

所謂人口政策とは諸他の政治經濟政策の一部をなすものでないのは勿論、又これらに併せて新しく登場した一政策部門をいふものでもない。そもそも凡ての法律が果して一國民にとつて善いものであるか悪いものであるか、それ自身には決定し難い、その正邪善惡の最後の裁決者たるべきものをこそ人口政策といふのだとは、嘗て一九三五年伯林で開催された國際人口問題會議の席上ナチス獨逸の内務大臣フリック博士の洞破せるところで、その成否に國家民族の死活問題を賭けてゐるといつてよい現下の人口政策なるものの眞髓を衝いて遺憾ないといへよう。人口増強政策は市民社會の經濟的打算に先立つ國家民族の至上命令として登場するに到つたわけで、國民世界觀の轉廻と政治經濟體制の革新とをそれは當然の前提とし又結果として要請するといつてよい。特にその政治經濟的再建運動を同時に民族再興運動として着手せねばならなかつたナチス獨逸にとつては右フリック博士の命題の含意するところは一層適切に妥當するわけで、それだけに所謂ナチスの人口政策なるものをその全般に互つて説くことは容易の業ではない。ナチス人口政策の眞髓は近代自由平等主義の積弊を決算して民族解體の危機を超越しようとする國民勞働再組織の問題や乃至は勞働奉仕法の精神の如きものの中に求むべきかも知れないし、或は又一見他意ない諸般の法制施設の中にも指摘される細心の人口政策的配慮の跡をも玩味すべきであるかも知れないが、こゝには所謂人口政策なるものの一般の通念に隨つてその最も標本的なるものを専ら概觀的資料提供の意味で分類列記式に摘要するに止める。

ナチス民族人口政策摘要(一)

其の一 所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥

人種混交は出生力の減退、民族逆淘汰と併せて古來國家民族衰亡の跡に考證せられる其の三主因の一つといつてよいもので一民族の政治的乃至文化的盛衰が其の根幹人種の支配度と關聯するところ尠くないのはいふ迄もないが、ナチスの人種政策的立法、特にユダヤ人排斥政策の重點は生物學的といふよりも寧ろ廣く民族文化の死活問題たる緊急焦眉の必要から生れたものといつてよい。ヒットラーの「マイン・キャンプ」を筆頭としてユダヤ人の害禍を指彈するナチス文獻の殆んど凡てはその論難を専らユダヤ人の文化的特性に向けてゐるのを見てもその間の事情を察するに足らうと思ふ。之を統計數字に見ても一九三三年當時のユダヤ教會所屬のユダヤ人は獨逸總人口の僅かに〇・七六%(一九三三年國勢調査總數)で、改宗者や混血兒を加へても恐らく一・五%を超えまい。が彼等が金融界の指導的地位をはじめとして政黨、學界、乃至は新聞事業その他の文化領域を支配してゐた勢力は寔に驚くべきもので、伯林の證券、物産、金屬三取引所の理事六十四人中、四十七人はユダヤ人であつたといひ、その他伯林大學の醫學教授の半數、哲學教授の二割五分、プロイセンの辯護士の三〇%、全國醫師の一三%はユダヤ人の占むる所であつたといふ。この種斷片的な數字によつても僅か一%前後のユダヤ人が掌握してゐた文化的支配力的一端を察するには充分で、ユダヤ人排斥が國民社會主義的世界觀確立に不可欠の前提として強行されざるを得なかつた所以を想像するに足らうと思ふ。血統的には所謂「北方人種」、文化的には所謂「北方思想」の復古運動がナチス民族運動の指標として取り上げられた所以で、さういふ意味ではナチス治下に於ける極端なユダヤ人排斥もそれが一種の民族的啓蒙運動として齎した間接の

人口政策的効果は極めて大きいといへようかと思ふ。

一、新聞界その他の文化部面のユダヤ禍清掃

新聞事業のユダヤ的支配を清掃することは既にナチス黨綱領中にも明記されてゐるところであつたが、一九三三年十月四日に公布を見た『新聞業者法』*Schrittleitergesetz* はその素志を實現したものといつてよく、本法により新聞人たる可き者は必ずアリアン血統の者であり、且つ非アリアン血統の者を配偶者とせざる者であることが最も重要な資格要件として明記されるに到つた。但し本法の施行令(一九三三年十二月十九日公布)は本人が世界大戦に出征せる者であるか、或は本人の父又は子が世界大戦に戦死せる者である場合に限り右規定の適用を免除してゐる。この種の除外規定は勿論過渡的のものであるには相違ないが多少の程度に於て所謂アリアン立法の凡てに見られるところである。

新聞については劇、映畫、ラヂオ、音楽、美術等諸般の文化部面に對しても統制が強化された。尤もこれは直接の反ユダヤ人的立法といふよりも寧ろ文化部面に於けるユダヤ主義的傾向の禁壓を目的としたもので、既に早く三三年七月十四日には「臨時映畫局」の制定を見、同年九月二十二日には諸般の文化領域を統轄せる「獨逸文化院」*Reichskulturrat* 制定の法律が公布されてゐる。これは勿論官廳ではないが其の評議員は同院總裁たる宣傳及啓蒙相の任命するところで、専門家の經驗と才能とを國家の目的に隨つて動員しようといふ仕組である。なほ右「獨逸文化院」を中心としたナチス獨逸の文化統制は現在に既に當初の消極的統制の域を超えて諸外國の資本主義的經營には求め難い公の損失負擔による藝術向上の域にまで進んでゐることも注目すべきで、それが反ユダヤ主義運動のそもそもの眞髓であつたともいへよう。

所謂アリアン立法中我々の記憶に最も深いのはアインシュタインを初め多くユダヤ人學者の學園追放であるが、ユダヤ化の防止は學生生徒に對しても亦行はれてをり、一九三三年四月二十五日公布の『獨逸人諸學校の收容人員制限に關する法律』は教育上の見地よりする收容人員の制限や職業的需要に即應する各科別人員の適正化を行ふと同時に、また公私を問はず獨逸人諸學校の新規收容人員中後説「官吏身分再組織の爲の法律」所定の意味に於ける非アリアン血統者の占むべき割合を制限し、全校及各科に於て右非アリアン血統者は彼等が獨逸總人口に於いて占むる割合を超ゆ可からざる旨を規定してゐる。同法施行令(同日公布)は右比率を一・五%と明記してゐるが、茲にいふ非アリアン血統者の大部分は勿論ユダヤ人であるわけ、彼等の就學率は獨逸人のそれを遙かに超えてゐたことを物語る。之に見ても此の種アリアン立法、ナチスの所謂人種政策なるものの重點が何處にあつたかを理解するに足らうと思ふ。民族保全は同時に民族文化の保全、従つて何よりも先づ民族自身の手による文化の保全を必要としたわけだ。

二、國家機關に於ける人種原理の確立と

『獨逸國民法』の制定

國家の指導的地位は獨逸血統の獨逸國民の手へとの思想も亦ナチス黨綱領の宣言するところであつたが、その主張は早く一九三三年四月七日公布の『官吏身分再組織の爲の法律』*Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtenstands* によつて實現された。本法は特に世界大戦後に見られる官吏資質の低下と思想の悪化とに對してナチス一流の清掃工作を斷行したものであるが、之と同時にまた國家機關に於ける人種原理の確立を行つたもので、本法により官吏(公吏及び之に準ずる公務員その他社會保險事業、ライヒスバンク等の關係者をも含む)にして非アリアン血統の者は凡て免職

せられることとなつた。(但し一九一四年八月一日以降既に官吏であつた者、世界大戦に出生せるもの又は其の父又は子の世界大戦に戦死せる者、竝に其の夫の世界大戦に戦死せる婦人官吏を除く。最後の一項は三年九月二日改正法律による。) 本法施行令(三年四月)の明記するところによると右非アリアン血統者とは其の父母又は祖父母中一人の「非アリアン、特にユダヤ血統」の者ある者を謂ひ、特に其の父母又は祖父母の一人がユダヤ教會に所屬せる者なる場合はそれだけで右所定の非アリアンと認定されることになつてゐる。ナチスのユダヤ人規定は四祖父母中少くも三人のユダヤ人ある場合を完全なるユダヤ人とし、二人乃至一人の場合をユダヤ混血兒としてゐるから、右規定は結局凡てのユダヤ人及びユダヤ混血兒を官界から追放しようとするものといつてよい。更にその後公布の官吏任用、俸給及救護法規則中改正法律(四年六月)は非アリアン血統者と結婚せる者の任官をも禁止、且つ官吏にして結婚せんとする者は其の配偶者がアリアン血統の者なることを證明せねばならないことになつた。本人のみならず其の配偶者についてもアリアン血統を要請するのはアリアン立法一般の通則と見てよい。

右官吏層からの非アリアン、特にユダヤ血統者の清掃はその他の之に類する諸法令と併せて官吏、軍人、判検事、辯護士、疾病金庫醫師等國家機關の全面に互つて斷行され、ユダヤ人竝にユダヤ混血兒は一部の例外規定該當者を除き全く一掃さるゝに到り、且つ之を配偶者に有つことも不可能となるに到つた。一部の例外規定も勿論一時的のもので其の後廢止を見たことは後説の如くであるが、この種徹底的なアリアン立法の精神は同時に勞働奉仕法や兵役法關係の諸法令に於ても一貫せられ、非アリアン血統者は之を勞働奉仕又は兵役の義務より免除する立て前を取つてゐる。

所謂アリアン立法中最も基本的なるものは一九三五年九月十五日公布を

見た『獨逸國公民法』 Reichsbürgergesetz で、本法により「獨逸國公民」たる爲には「ソノ行動ニヨリ誠心獨逸民族及び國家ニ奉仕セント欲シ且ツ奉仕シ得ル者ナルコトヲ確認セシムルトコロノ、獨逸又ハ之ト同種血統ノ Deutschen od. arverwandten Blutes 獨逸國民」でなければならぬこととなつた。いひ換へれば獨逸國公民たる資格は思想と血統との兩要件によつて規定されるに到つたわけで、右公民權の規定は諸多の人口政策的諸立法による助成金乃至扶助金給付に際し被助成者の資格要件の一つとして屢々採用されるものである。

また本法は右公民資格の規定とは別にユダヤ人は官吏たり得ざる旨明記するに到り、從來の除外規定(上掲)該當者も本法施行と共に免官されることとなつたわけである。(たゞ世界大戦出征者に對してのみ恩給規定に關する多少の配慮が行はれてゐるに過ぎない。) 尙、本法施行の爲の第一次命令(三年十一月)の詳示するところによると本法所定の「ユダヤ人」とは四人の祖父母中少くとも三人の純ユダヤ人を有つ者を謂ひ、所謂「ユダヤ混血兒」(四人の祖父母中二人乃至一人の純ユダヤ人を有つ者をいふ)中にあつても四祖父母中二人の純ユダヤ人を有ち、且つ本法公布當時ユダヤ教會に所屬せる者なる場合、或は本法公布當時乃至以後にユダヤ人と結婚し居りたる者乃至結婚せる者なる場合、或は「國民血統保護法」(後説)の發効後に於て行はれたるユダヤ人との結婚より生まれたる者なる場合等は本法所定の「ユダヤ人」として取り扱はれることになつてゐる。

尙、右『獨逸國公民法』所定の規定に隨へば單に曾祖父母中一人のユダヤ人を有つ者は完全なるアリアン血統者と見做されるわけであるが、然し特定の場合について要請される血統規定は上掲官吏の場合にも見る如く更に強度のものもあり得るわけで、後説『世襲農地法』の如きに於ては申請者

の血統は一八〇〇年一月一日現在にまで遡つて問題とされてゐる。

三、『國民血統保護法』の制定

敘上の諸立法は直接非アリアン血統者、就中ユダヤ人の排斥を主とするものでたゞ配偶者規定に今後の非アリアンの混血兒蕃殖の間接的抑制を行つてゐるに過ぎないが、更に直接にユダヤ人を對象として今後のユダヤ混血兒の増加を抑へたものに一九三五年九月十五日公布の著名な「國民血統保護法」(Gesetz zum Schutze des deutschen Rutes u. der deutschen Ethne)を擧げることができる。本法は上掲『獨逸國民法』と併せてニュールンベルグの人種法律と謂はれるもので、本法により獨逸或は之と同種血統の獨逸國民とユダヤ人との間の結婚は禁止せられ、之を犯す者は懲役を以て罰せられる。私通も同様禁止せられ、之を犯す者は拘留又は懲役處分を受けることとなつた。また獨逸或は之と同種血統の獨逸婦人にして四十五歳未満の者がユダヤ人の家に雇傭せられることも禁止せられ、之を犯せる者は一年以下の拘留及び罰金、又は其の孰れかに處せられることとなつてゐる。嘗てユダヤ人とキリスト教徒との私通を嚴罰し又キリスト教徒の少女や乳母がユダヤ人の家で働くことを禁じたともいふ中世のユダヤ人排斥は茲に新しい國民的自覺の下に國法化さるゝに到つたわけである。(本法中「ユダヤ人」とは上掲『獨逸國民法』所定のものに依る。)

又、本法施行の爲の第一次命令(一九三五年十一月十四日公布)はユダヤ混血兒の婚姻に關して種々の規定を定めてゐるが、之によると四祖父母中二人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒が獨逸人又は四祖父母中一人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒と結婚する場合には特別の許可を必要とし、許可に當つては申請者の身體的乃至精神的狀況、その家族の獨逸滞在期間、或は本人又はその父が世界大戰に参加せるや否や等の事情を考慮されることになる。又四祖父母中

一人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒相互の間の結婚は禁止された。要之、所謂ユダヤ混血兒の今後の増加を防止すると共に其の混血度を出來るだけ薄めて行かうといふ立て前であるわけである。

其の二 國民優生政策、民族逆淘汰への挑戦

所謂アリアン立法と共にナチス人口政策に獨特の陰翳を與へるものは國民優生に關する諸方策で、共に人口増殖政策に有終の美をあげさせる爲の不可欠の基礎工作といふこともできよう。種々の意味で當時世界に論議の種を蒔いたナチスの斷種法即ち『遺傳病的子孫防止法』は早く一九三三年七月十四日に公布されてをり、續いて同年十一月二十四日には『常習犯罪者取締法』の、又三五年十月十八日には『婚姻保護法』の公布を見てをり、所謂低格人口の防止と減少に到れり盡せりの方策を施してゐる。

斷種法の制定は勿論獨逸を嚆矢とするものではなく、北米合衆國では一九〇七年三月立法のインディアナ州を最初としてこの種立法をもつもの現在約三十州に及んでをり、その他加奈陀、瑞西、丁抹にも先例を見ないではないが、ナチス斷種法の特色は法規上全人口に強制適用し得ること、且つ民族更生の理想の下に他國に懸絶した實施成績を示してゐる點にある。北米合衆國が一九三八年末までで手術件數漸く三萬餘を算ふるに對し、獨逸は一九三四年末まで實施後一年餘の間に手術件數既に五萬六千餘を數へるのにも見ても、ナチス人口政策が單なる人口増殖策以上に如何に民族資質の向上を重視してゐるかを覗ふに足らう。尤も獨逸がこの種疾患者を特に多數にもつてゐたといふわけではなからうから、この近代文明のもつ一暗黒面、いひ換へれば婚姻を以て全く個人の自由意志の下に放置した當然の歸結に對して斷乎として對抗策を強行するところ充分に敬意を表すべ

きものがあらうと思ふ。

参考のため當時の獨逸の遺傳性疾患者概數としてレントンの推定するところを見ると、精神薄弱者百萬、精神病者十七萬七千、癲癇病者十萬、遺傳性盲一萬、遺傳性聾一萬五千とされてをり、輝かしい自由主義文明の影に進行する民族逆淘汰の暗流を髣髴せしめて遺憾ない。又ブルグドエルファアの計算するところによると一九三二年獨逸に於ける精神病者に對する治療及び療養病院の病床總數十五萬床、患者總數十三萬二千、療護總延日數四千八百萬日、一人一日當りの醫療費、看護費、病院經營費等計五マルクとして右精神病者に對する總費用二億五千萬マルク、之に精神薄弱者の爲の病院に於ける療護總延日數八百三十萬日、その費用約五千萬マルクを加へると合計三億マルク、この外遺傳病者、反社會的犯罪者等の凡てをも加へ且つ病院外にあつて保護せらるゝ者の分をも總計すると大約十億マルクと概算せられる。この金額は同年度獨逸の警察費（總額七億六千六百マルク）を超えてをり、官公立の國民學校及び補習學校に要する總經費の半分よりも多いといふ。國民優生政策にとつて國費の輕減は固より第二義の問題だが、この種保護施設の大を以て近代文明の程度を計つた時代もあつたことを思ふと本末の顛倒も亦甚しいといはざるを得ない。ナチスの國民優生政策は新興科學たる遺傳學を武器としてこの民族逆淘汰の暗流に挑戦したものとつてよく、俗間盲信せらるゝところの所謂民族老衰説を一蹴してもとく種の本能と生命の淘汰を本性とする自然自らの法則に隨順するならば民族は永遠の生命を有つといふのが其の優生政策を貫く根本信念であるといへよう。そういふ意味でこそ強者の犠牲に於て弱者を優遇し、正當者の負擔に於て異常者を保護する現代文明の錯誤も問題となるわけであり、ナチスの優生政策的諸立法が世界の人間平等觀の盲信者たちに與へて

ゐる論議の因由するところも亦納得されよう。

一、『遺傳病的子孫防止法』

一九三三年七月十四日公布の『遺傳病的子孫防止法』Gesetz zur Verhinderung erbkranken Nachwuchses 所定の遺傳性疾患とは、

- (1) 先來性精神薄弱
- (2) 精神分裂病
- (3) 回歸性精神病(躁鬱病)
- (4) 遺傳性癲癇
- (5) 遺傳性舞蹈病(ハンチントン氏舞蹈病)
- (6) 遺傳性盲
- (7) 遺傳性聾
- (8) 強度の遺傳性畸形

をいひ、外に強度の酒精中毒者をも本法の對象に含められてゐる。

申請は本人(本人禁治産者なる時或は滿十八歳未滿の時法定代理人)の申請による外、官吏たる醫師、及び(病院又は刑務所に在る者に對しては)その院所長の申請による。即ち任意強制の兩形式により全人口を包括し得るを立て前としてゐる。

判定は「遺傳健康裁判所」により、區裁判所判事を長とし、外に官吏たる醫師一名、及び國家の認定せる専門醫師一名より構成せらる。不服の場合には「上級遺傳健康裁判所」による。之は地方裁判所判事を長とし、他は前に同じ。

實施の方法は原則として斷種により、特別の場合に限りレントゲン照射の方法も許可せられる。又、妊娠中の婦人の胎兒に對しては妊娠六箇月を超えざる限り本人の同意により妊娠中絶を行ふ。また特に刑法所定の條件

に該當する性慾異常者に對しては去勢を行ふ。(本項所説はその後の改正法(律による改正規定による))

經費は裁判に關するものに就いては全部國庫負擔、手術に關するものに就いては疾病金庫加入者の場合は同金庫負擔、その他の者で特に貧困なる者の場合は救護協會、その他の場合は一定額まで國庫負擔、之を越ゆる額のみ本人の負擔となる。

いまその實施成績を一九三四年末まで二百五の遺傳健康裁判所總計に於いて見るに、斷種申請八四、五二五件にして、人口千に付き一・三件、或は人口七七一一人に付き一件の割合となる。右の内、男四二、九〇三件、女四一、六六二件。又右申請の内決裁件數は六四、四九九件で、内、斷種可決五六、二四四(即ち九三・八%)、否決三、六九二(即ち六・二%)、申請撤回又は他の裁判所への回附等四、五六三。

二、『常習犯罪者取締法』

民族淘汰法への挑戦は單に遺傳病疾患に對してばかりでなく、一般の道徳的低格者に對しても亦行はれる。一九三三年十一月二十四日公布の『常習犯罪者の取締及び其の保護匡正規則に關する法律』(Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Massregeln der Sicherung und Besserung)は刑法規則の改正により常習犯罪者と認定さるべき者の處罰規定を擴張強化すると共に、その保護匡正法として次の如き手段を新たに制定するに到つた。

- (イ) 監治及療護院への收容
- (ロ) 飲酒者療護院への收容
- (ハ) 勞働所への收容
- (ニ) 保護監禁
- (ホ) 特に危険なる惡徳犯罪者の去勢

(ヘ) 職業生活の停止

(ト) 國外追放(外國人の場合のみ)

右常習犯罪者に對する收容及び保護監禁はその目的の達せらるゝまで繼續せられるといふ徹底したものである。又特に男子の危険なる惡徳犯罪者で滿二十一歳以上の者に對しては所定の條件に該當するとき去勢が行はれる。謂ふところの條件とはその者が強制猥褻、凌辱、兒童姦、強姦、乃至は明らかに性慾を刺戟又は満足する意圖を以て行はれた猥褻行爲乃至身體障害の爲め少くとも六箇月の體罰刑を宣告せられ、且つその者が同様の犯行によつて既に一度體罰刑に處せられたる者であり、その行爲の總體的評價の結果その者を危険なる惡徳犯罪者と認定し得る場合をいふ。但し少くとも二回に及ぶこの種行爲により少くとも一年の體罰刑を宣告せられたる場合は、その種の前科なき場合と雖も、同じくその行爲の總體的評價より之を危険なる惡徳犯罪者と認定し得る場合には同様去勢されることになつてゐる。性慾を刺戟又は満足する意圖を以て行はれたる殺人行爲に依り有罪宣告を受けたる場合も亦同じ。

三、『婚姻保護法』

上記二つの國民優生立法は低格人口の處理を直接に目的としたものであるが、反之、一般に婚姻そのものをこの種の凡ゆる害毒から保護することを目的として制定されたものが一九三五年十月十八日公布即日實施された『婚姻保護法』(Gesetz zum Schutze der Eubrantheit des deutschen Volkes od. Ehgesundheitsgesetz)で本法により婚約者の一方が次の一項に該當する場合その結婚は禁止されることになつた。

- (イ) 相手方又は子孫の健康を甚しく障害する恐れある傳染病に患れる場合、

(ロ) 禁治産者なる場合、

(ハ) 禁治産者ならざるも、その結婚が國民共同體の爲に望ましからざるが如き精神的障害に患れる場合、

(ニ) 『遺傳病的子孫防止法』所定の遺傳性疾患に患れる場合、但し他方が不妊者なる場合を除く。

尙、本法について特記すべきことは「婚姻適格證」[Ehelicheitszeugnis]

の制度を規定したことで、結婚せんとする者は保健局の證明する此の

「婚姻適格證」を以て前記諸障害の存せざることを證明せねばならない旨明

記されてゐるが、但しその一般的施行は猶ほ保留されてをり、現在は専ら

本法竝に上掲『國民血統保護法』所定の諸條件について特に疑義ある場合に

のみ之を提出せしめることになつてゐる。(筆者の閃聞する所によると軍

人については現在既にこの婚姻適格證の交換が強制されてゐるといふ。)

この婚姻適格證の交付に當りその適否を診査する診査表(一九三五年十

一月二十九日公布第一次施行令附表)を見るとその第一頁には正面と横と

から寫つた本人の寫眞二様をはる様になつてをり、更に本人の經歷及び體

軀體質について極めて微に入り細を極めた診査が行はれることになつてゐ

る。經歷に關する要記入の諸項目を擧げてみても例へば出生、走り初め、

話し初め、小兒病、その後の病患等の如きから、寢小便、痙攣の如き項目

もあり、身體、精神及び性格の發育狀況(例へば學校を何度落第したか

等)、特殊才能、思春期や性生活に關するものから飲酒喫煙の如きについ

ても記入される。更に(クレッチメル式の)體軀型、髮の色、眼の色につい

ても記入され、最後に獨逸或は之と同種ならざる血統混入の徴表ありや否

やについて意見を記入するようになつてゐる。體軀體質に關する診査は外

形及び内臟諸器管の凡てに亙つてをり、特に人種型や生殖乃至妊孕力につ

いても診査が行はれる。そして全診査の結論として結婚を勸奨すべきや否や、或は如何なる理由により一時的乃至は恆常的に結婚に不適格なりや、或は不適格性は拘束的なるものではないが當人の希望する結婚は勸奨し難いか、或はその生殖無能乃至不妊症の故に同じく生殖無能者乃至不妊者との、或は遺傳病者との結婚を勸奨すべきものであるか、或はその遺傳病疾患の故に生殖無能者乃至不妊者との結婚を勸奨すべきものであるかに就いて最後の意見が決定記入されることになつてゐる。

其三 母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動

母と子を國家民族の生物學的生長の永遠の母胎として又源泉として之を人爲的乃至社會的な薄命から救護し、其の天與の使命と自然の生命とを完からしめることを廣く母子保護といふならば、母子保護政策とは所謂人口政策の初めにして又同時に終りを爲すものであるといつてよく、従つてその施設に、運動に又その實效に國民的世界觀そのものの眞に國民的な轉廻作業を伴ふことなしには全きを得難いものといつてよい。墮胎避妊の防止は假令如何に重罰を以て臨むとも一片の法令の能くし得るところではなく、乳幼兒死亡の低下施設も獻身的な國民的勞力の奉仕なしには一部職業的社會事業家の救濟事業に終るなきやを保證し難い。その點獨逸に於けるナチス國民厚生團の活動は最も特記に値ひするもので、上掲アリアン立法に見る人種原理の振興、或は諸般の國民優生方策の徹底的な實施と併せてナチス獨逸の人口政策中他國に類比を求め難い三大特色の一に算ふべきものではないかと思ふ。

一、墮胎、産制の禁歴

一九三三年五月二十六日公布の『刑法規則中改正法律』は新たに第二百十

九及二百二十條として墮胎防止の規則を創設してをり、墮胎の目的を以てその機具乃至方法を公に告示乃至廣告せる者、或はかゝる機具を公衆の眼に觸るゝ場所に陳列せる者を二年以下の禁錮乃至罰金に處することとし（第二百十九條）、また墮胎の企てに自ら助力し或は他人をして助力せしめたる者をも同様の處罰に課する旨を明らかにしてゐる（第二百二十條）。墮胎禁壓立法としては勿論軽いものではないが、ナチスの名に於て一般に聯想さるゝほど峻嚴なものとはいひ難い。また最近一九四一年一月二十一日に公布された避妊取締に關する警察命令に見ても避妊器具を輸入、廣告または販賣せる者、乃至は右器具を婦人に對し適用せる者に對する處罰として其等の行爲が他の法規により更に重罰を課せられざる限り一五〇マルク以下の罰金乃至は六週間以内の拘留を以てしてゐるが、重罰自ら人を威怖せしむといつた程度のものではない。立法的手段によるこの種禁壓方策の人口政策的効果が専ら消極的なものであることを思へば勿論當然のことである、所謂人口政策なるものの本質が諸他の政治經濟的諸政策と同日に論じ難い所以も亦こゝにあらう。戦時下獨逸の經濟違反に對する苛責なき重罰主義と思ひ合せて特にその感が深い。

一九三三年一月の政變後僅かに四箇月にして大都市の人口動態統計に出産好轉の第一聲が聞かれるのが墮胎減少の結果であつたことは周知のことである、右事實も獨逸統計局長ブルグドエルファアの指摘せる通り、立法的禁壓の効果といふよりは寧ろナチス治下獨逸國民の國民的志向の轉換に歸すべきものといへよう。同様の事實は獨逸合邦直後の舊オーストリーにも亦認められるところで、現下の人口問題が國民志向の歸趨如何に影響せらるるところ如何に多いかを語つて遺憾ない。墮胎行爲の統計的數字については勿論直接的な數字を得難いが、ナチス治下に於ける墮胎減少の事實は伯

林の疾病金庫の公表數字にも認められるところで、正當出産一〇〇に對する流産の割合は嘗て一九二九年に一〇三であつたものが、三四年九月以降は二〇臺に、三五年一月以降は一〇臺に著減してゐるのにも明らかで、右流産減少の相當部分は墮胎の禁止に歸して差支へないものと考へられる。右墮胎の減少、更には避妊の防止にも特に影響するところ多いと考へられるのはナチス國民厚生團の活動で、一面には國民的志操の轉換者として、他面には立法的乃至行政的手段の到底庶幾し得ざる一種の社會的拘束力として其の全國民的規模の組織と活動との貢獻するところ極めて大きいものであらうと思ふ。

二、「ナチス國民厚生團」の活動

「ナチス國民厚生團」Nationalsozialistische Volkswohlfahrt (NSV)はその起源をナチスの政權掌握以前に遡るが、一九三三年五月三日付の總統訓令により黨の公的機關たることが宣言せられ、國民の厚生茲に救護に關する一切の問題について權限を有つところの黨内の全國的機關として認めらるゝに到つた。従つて黨の組織と並行して伯林に本部を、全國の各群區にその細胞組織を有つてをり、私設の厚生施設に對しては之を指導し指令する權能をもつてゐる。「内地傳道中央委員會」、「カリタス教會」及び「獨逸赤十字社」等の加盟せる全國私設厚生施設團に對しても亦同じ。その活動の眼目とするところは法律乃至公共施設による最低の救護を補足して其の及ばざるところを完全し、團員の獻身的なる勞力奉仕を以て厚生救護の眞面目を全からしめようとする所にあるといへよう。無給奉仕員の多いことも其の特色の一つに擧ぐべきもので、三九一四〇年度冬期救濟事業關係者總數一、一四二、七七一人中有給の者は僅かに八、八五四人、即ち〇・八%に過ぎない。團員たるの資格はアリアン血統の品行正しい滿二十一歳以上のドイ

ツ人で、月五十ペンニヒ以上の各自身分に相應せる會費を收めることになつてをり、團員數は一九三三年末に十一萬二千人であつたが、最近は既に一千百萬人を超えるに到つてゐる。但し第一線事業に携はる自發的協力者は約百五十萬人で、その間の事情は我が國の國防乃至愛國婦人會の會員組織の如きものと見て大過ないかと思ふ。

その事業の最も主なるものは毎年十月の候より翌年春にかけて義捐金品の蒐集が行はれる冬期救濟事業と、その主要活動の夏期に行はれる母子救護事業との二つで、試みに一九三三年以降の冬期救濟事業の義捐金品募集成績にその事業の規模を見ると次表の如く

年次	現金寄附	物資寄附	低價販賣等による價值増額		合計
			低價販賣等による價值増額	合計	
三三—三三三	一八四、二七二	二二六、九七八	四六、八八六	三五八、一三六	
三四—三三五	二〇四、八〇九	一一〇、四六四	五二、一五二	三六七、四二五	
三五—三五六	二三四、八五五	九二、一三二	三七、五二二	三六七、四九九	
三六—三三七	二九四、三二〇	九二、七七八	二八、〇六三	四一五、一五一	
三七—三三八	二九七、三二八	一〇一、九七二	一九、六九八	四一八、九八八	
三八—三三九	四三六、三二〇	一一三、八〇三	一六、二二九	五六六、三五二	
三九—四〇〇	六三一、五七五	四五、九三三	三二、二一九	六八〇、七二七	

(備考) 實際の使用額は右合計よりも尠く、従つて三四—三三三年度以降は前年度よりの繰り越し額がある。因に三九—四〇〇年度の實使用額は六四一・九百萬マルクなり。

冬期救濟事業の各年度支出經費内譯 (單位千マルク)

年次	三三—三三三	三三—三三三	三三—三三三	三三—三三三
分配物資の價值額	三三六	三三七	三三八	三九一
食料品及嗜好品	三七年	三八年	三九年	四〇年
被服	七八、九六五	六七、二五六	七七、五七六	一二、三七七

ナチス民族人口政策摘要(一)

燃料	六二、九三八	四六、九二〇	三五、七二二	—
家具	九、五八〇	七、四三三	七、八〇七	一、一四五
配給券その他	三八、六三〇	三九、一九二	三二、二〇九	五、二六〇
其他の物資	七、六五〇	七、二二三	一三、六六八	三、九九一
價值證券(1)	—	—	—	一七四、七四八
計	三二、八四三	二八七、二二二	二七四、二二七	二〇八、八二一

新領土への救濟額(2)	—	二二、一三一	四八、二五二	二六、一七四
別途使用額	—	—	—	—
母子救濟事業	五四、五九七	七八、四二八	一七六、〇二四	三四三、四五二
獨逸婦人事業部	五、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇
國民保健事業	三、〇〇〇	四、二〇〇	一六、五六一	一五、七〇〇
獨逸赤十字社	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇一	八、一〇一
ヒットラー・ユージェント	—	—	二、五〇〇	二、五〇〇
其他の諸機關	一一、五〇〇	四、三二四	六、四三四	一、六八八
冬期救濟事業事務費	七、三六三	七、九七四	一七、六〇二	二五、四四七
總計	四〇八、三三三	四一七、一六九	五五三、六〇一	六四一、九二二

(1) 三九—四〇〇年度は戦時下の物資統制の爲主として價值證券を以て行はれた。

(2) 三七—三三三年度はオストマルク、三八—三三三年度はズデーテン地方並にボヘミア及モラビア兩保護領、三九—四〇〇年度は東部地方。

三九—四〇〇年度に於ける收入評價總額は七億マルクに近い。この外一九四〇年夏期に於ける募集金額は二億二千五百マルク、又同年度に於けるN・S・V團員の會費は一億二千五百マルクと報告されてゐる。又ナチス治下に於ける失業者並に要救護者の著減(人口千に付三七—三三三年度一三四、三八—三三三年度一〇四、三九—四〇〇年度七五人)に伴ひ冬期募集金中から其他の母子保護事業等へ使用せられる金額は年と共に増加してゐるのが注目せられる。

人口政策上特に重視すべきものは母子救護事業で、全國的に普く配置さ

れた母子救護相談所や地方によつては概ね週一回乃至二回設けられる巡回相談所は凡ての國民がその身分収入等を検討されることなく之を利用し得ることになつてゐる。母子救護事業の内容として擧ぐべきものの第一は困窮せる家庭(但し遺傳的に健康なるもの)に對する經濟的救助、被服、食料品、家庭用品、乳兒用品等の必需物資の給付の外、住宅救助としては充分な寢臺や家具を備へつけてやり、又失業せる父に替つて母の勞働してゐる如き場合之を交替せしむる等の世話も行ふ。生業を營む獨身の母等は特に救護の對象となる。第二に擧ぐべきは母子の健康増進の爲の諸事業で、特に妊産婦の救助や母子への保養救護が行はれる。前者は食料品、産婦用品、乳兒用品の給付、産前産後に於ける産院への無料收容、或は家庭手傳人の派遣等として行はれ、後者は母、乃至母と子を「母の憩ひの家」、或は「母と子の家」等に於て保養させることを目的としてゐる。「母の憩ひの家」は風光明媚な地方に建てられてをり、獨逸の凡ての母親たちを二、三週間づつでも交替に此處に保養させて旺盛な生活意欲を取り戻させようといふのがその理想であるが、何處の國でも同じく母親の旅行には留守宅の世話もしてやらねばならず、この理想の實現は容易の業ではないが、年と共に着々とその規模を大きくしてゐるのは敬意を表するに足らうと思ふ。僅か二、三週間の保養に過ぎないが此處で恢復された健康な生活力は歸宅後にその夫や子供たちにまで喜ばしい影響を與へたといふことも感謝と共に報告されてゐる。尚、母子救護事業の第三としては幼稚園の經營を擧げ得よう。特に農繁期に多數の托兒所や臨時幼稚園が設けられて勤勞と育児との相剋なからしむるに努力してゐる。

右冬期救濟と母子救護の兩事業の外、N.S.V.の事業としては成人に對する豫防的健康救護も行はれてをり、特にナチス運動の功勞者に餘暇と療

養を給付する所謂「ヒットラー休暇の給付」の如き既に我が國にも周知の事であるが、之は人口政策といふよりも政治的意味の方が強いかも知れない。また結核救護事業としては社會保險擔當者や乃至は本人又はその家族が其の負擔に擔へざる場合之に徹底的なる治療救護を與ふるを目的として行はれてゐる。

三、乳兒死亡率低下運動

ナチス治下の乳兒死亡率のいよゝゝ低下を見てゐることは周知の如くで、出生百に付き乳兒死亡は

一九三三年	七・六	日本内地は二二・一
一九三四年	六・九	〃
一九三五年	六・八	〃
一九三六年	六・六	〃
一九三七年	六・四	〃
一九三八年(舊領土内)	六・〇	〃
一九三九年(舊領土内)	六・〇	〃

となつてゐるが、この間ナチス國民厚生團の功績に歸すべきものは僅少でないと思へられる。獨逸統計局は今後の所要壯丁人口確保の爲めその主要な一條件として此の乳兒死亡率を更に四・〇%にまで低下することを目標としてゐるが、ナチス國民厚生團の活動も亦この國策的目標に則應して其の第一線部隊として行はれてゐるわけで、半官半民といふよりも寧ろ超國家的黨機關として其の今後の業績には充分期待せらるゝ所多く、ナチス人口政策中最も特色あるものの随一として擧ぐるに足るものであらうと思ふ。

紹介

ローゼンベルグ著『廿世紀の神話』

Alfred Rosenberg, Der Mythos des 20.

Jahrhunderts, 1937 110. Auflage

ナチス登場に先立つ三年その初版が上梓され數年前に既に發行五十萬部を突破したといふ此の書物の今更紹介でもないかも知れないが、有名過ぎる爲に却つて親しく緋かれず印象的な著題の聯想だけで始末されてゐるやうな憾みもないと思はれるので、ナチス人口政策の世界觀的背景をなす本書中の人種闘争史觀ともいふべき部分を中心にその一端を紹介してみようと思ふ。

一
惟ふにナチス人口政策の世界觀的前提と考へられるものは、廣く近代合理主義的精神に對する反省運動として、或は新しい心理學に或は晩近の哲學的人間學の如き思潮の中にも視ふことができ、そして人間性の本質を明るい意識の中によりも寧ろ暗い本能的自然の中に探ねようとする之らの傾向には近代文化への自省として敬意を表すべきものが尠くないが、併し世界觀として本格的な結構を有つにはやはり文化哲學乃至は歴史哲學の形を取らねばならない。十九世紀文明に對する最も手酷い批評家であつたニ-

チエの再吟味がナチス運動と併行して獨逸に隆盛を極める所以であるが、ローゼンベルグの提案する新しい歴史解釋も亦この先蹤ニチエの文明批評の態度を繼承するものの一つと見てよい。(勿論だからとて私は別にローゼンベルグを學者としてニチエと同じ水準に立つてゐると考へるわけではない。)

著者ローゼンベルグの新しい歴史解釋とは血と人種と民族とを基とした人種闘争史觀とも稱すべきもので、特定の文化類型は特定の人種的類型に固有なものであると考へる點に於ては人類文化の普遍的で合法的な發展を説く皮相で圖式的な所謂文化史觀の水準を遙かに抜いたものといつてよい。諸文化類型の變遷を社會の階級的構造から説明したものは唯物史觀であるが、特定の文化類型は單なる階級闘争の所産ではなく支配する人種そのものの興亡と形影相伴ふものと考へる點に於ては所謂階級闘争史觀の構想からも更に竿頭一步を進めようとするものといつてよい。それは歴史の中に血と人種とに固有な生來の性格價値の闘争を見ようとするもので、嘗ては世界のキリスト教化運動として又近くは人類のフマニジールンクの夢として登場した様な萬人の魂の超人間的な共同の思想の如きは著者によれば人間生命の基礎から遊離し孤立化した自我のみの抱き得る幻想に過ぎない。本當の文化價値といふものは特定の類型を有つたものでなければならぬ。従つてまた特定の類型的生命を離れたものではないといふのが著者の力説する根本の主張であるわけだ。極端な個人主義と極端な普遍主義とは共に表裏一體をなすもので、そのやうな無際限な絶對化から身を護らうとすることこそ現代の一徵表に外ならぬと著者はいふ。著者が所謂「北方人種」に固有な生來の性格價値として力説する魂の自由或は人格的自由にしても、著者によれば北方人種が生み出した特有な類型の中でこそ初めて

可能であつたもので、感能的な南方地中海人種や近東人種の與り知らざる所であるわけだ。特にこの人格的自由とは常に形態化するところの形成作用を意味せねばならないが、形態とは常に彫塑的に制限されたもので、この制限作用の中にこそ人種的制約は遺憾なく現はれると著者はいふ。要之、著者によれば人格への要求と類型への要求とは根本に於ては結局同じものであるわけで、所謂文化史の取り上げる價值概念の史的推移もその樂屋裏で行はれてゐる深刻な人種闘争を離れては全く意味がないことになる。

そう考へてみると所謂文化史的敘述にみる人類文化の段階的發展觀もそう普遍的で且つ合法則的なものではなくなるわけで、確かに世界歴史の上に考證せられる劃時代的な思想的變遷は之を人種闘争に伴ふ文化類型の闘争として見た方が説明し易いことが多い。従つて又この著者の考へ方を押しつめてゆくと光輝ある文化の擔當者は滅びることはあつても新しく生まれるものではないわけで、自然象徴的な神話の形成に初まる特定の人種なり民族なりの魂といふものはその後様々の文化形態を遍歴してはゆくが、之を貫く類型は常に一つであり、この生來の類型を喪つたときにそれは世界史の舞臺から退場せねばならないことになる。希臘の衰退、羅馬の滅亡等世界史上に見る種々の非連續的現象も著者の立場からすれば當然の事實であるわけで、歴史解釋にか様な非連續性を承認し得るといふことに私はこの人種史觀の一つの特徴を認め得るのではないかと思ふ。と同時に文化の眞髓は何處までも支配人種の人種的支配とその運命を共にすべきものと考へる點に於てこの種史觀は所謂階級史觀とも截然と區別される特徴をもつてゐる。支配階級のみが文化の恩澤を享受して來たのは階級史觀の方からいへば生産力の發展が不充分でその社會主義的普遍化は却つてたゞ貧乏を

一般化する結果となつたであらうといふ一面の辯護論的理由さへ成り立つわけだが、階級闘争が人種闘争として行はるゝ限りこの種の人種史觀にはそのやうな一抹の辯護をさへ入るゝ餘地はないわけだ。況んや階級史觀が來るべき社會主義的革命は潤澤な生産力の基礎の上に少數者の占有物であつたブルジョア文化を全人類に享受せしめるのだと考へるとき、この理想は明白に文化の超人種的乃至は超民族的な解釋を前提してゐるとさへいへると思ふ。か様な文化概念と鋭く對照する所にローゼンベルグ流の人種史觀が提起する文化概念の著しい特徴があらうと思ふ。

要之、著者のいふ文化とは一派の論者の愛用する所謂「文化圏域」の考へに見る様な人種や民族とは無關係な抽象的事物ではない。それはもともと生きた血の自ら創造したもので、合理的に乃至は非合理的に夫々獨特の仕方で深い形而上的な根柢をもつてをり、捕捉し難い或る中心をもつてゐる。だからこそ又特定の文化價值體系はいつでも一箇の至上價值觀念を中心とした一種の有機的組織、或は寧ろ有機的生命をもつてゐるので、特定文化の擔つてゐる唯一最高の價值觀念とは特定人種に固有な其の魂の最高の表現であることになる。いひ換へれば凡ての人種はそれ〴〵固有の唯一至上の價值を陶冶し育成してゐるわけで、獨特の育成組織を伴ふこの至上價值が異種の血液や觀念を多量に混入した結果他の育成組織によつて變質させられたり或は全く至高地位から追放されたりする様になると、それは内面的にも又外面的にも末期的な混沌状態を表はしてくる。尤もこの混亂の後には魂の力は再び又生來の凝集作用を發揮して新しい諸條件の下に又新しい存在形式を生み出すことになるが、併しこれは一時潛入した異種の價值に對する完全な勝利として行はれる場合もあれば、又分裂した二つの中心點を餘儀なく耐へ忍んでゐるといふ場合もある。がか様な第二の或はな

ほ多數の異系の世界觀が空間的に又時間的に竝存してゐるといふことは破壊の萌芽を内藏してゐる不吉な妥協状態で、侵入してきた文化體制が舊觀念への信憑を弱め其の擔ひ手である人種と民族とを物理的にも亦破壊し征服するのに成功するとき、それは一つの文化の魂の死滅を意味し、延いてはその外的體現者たる人種と民族とをも地上から消して了ふことになるといふのが著者ローゼンベルグが世界歴史の中に證明しようとする人種（或は民族）文化觀の原則でもあり又公式でもあるわけだ。

二

では著者の所謂北方人種、特にその現代に於ける唯一の代表者であるといふ獨逸ゲルマン人種を性格づける唯一至高の價値とは何であるかといふと、北方人種に固有な眞の內的（人格的）自由を基礎として初めて成立する名譽と義務の觀念こそ之に該當するもので、著者によると總じて北方人種が國家を形成し文化を創造した所には必ず認めらるゝ所のものであり、それは人種的民族の或は文化的解體の時代に必ず主役を務めてゐる價値概念、即ち愛と同情とのそれに酷しく對立する所のものである。著者が以て北歐的精神の眞髓をなすといふ內的、人格的自由とはカントの二世界觀の中に最高の表現を得た當のものであり、更に遡つては中世の神祕哲學者エッゲハルトの魂の哲學の中に不拔の明證をもつてゐる自ら信ずるところの篤い人間精神の高邁な自覺をいふ。それは世界觀としては唯物論的たると唯心論的たるを問はず總じて獨斷的な一元論に對して凡ての現象の對極性を肯定することを意味し、隨つて又一方には自然の機械的必然性を究明すると同時に他方には人間精神の自由を確信することを意味する。至上價値として他に俟つところのない名譽の觀念はか様な自由を基として成立するわけで、その盛衰を世界史の上に考證するのが著者の人種史觀といふべ

きものの目的であり、兼ねて又光輝ある文化は悉く北方人種の形成したものであるといふ所謂北方人種優越思想の間接の證明でもあるわけである。

三

世界史上に於ける北方人種の最初の華々しい登場は北歐の故郷からはるばる古代印度へまで侵入してきたインドゲルマンの大移住であるが、印度の族姓制度とは著者によればアリアン人種の支配と共に初まるもので、族姓とはもと Varṇa 即ち「色」を意味し人種的差別に基くものだといふ。ブラーマン思想を中心とした最古の神話時代の後一時低級な魔術的魅力に耽溺した時代がくるが、その後登場するアートマン思想を核心とした所謂印度哲學の完成は著者によれば思想そのものの發展としては絶対に説明し難く、唯アリアンの精神の蘇生としてのみ釋明し得るもので、心的自我の固有價値を説くこの思想が王侯の宮廷を中心に武士のカストから出てゐることは右の如き解釋を確證するに足ると著者はいふ。がその後のアリアンの人種的没落と混血とは印度哲學の生きた前提をなくしてしひ、その哲學思想は専ら觀念的な單に思想としての思想となる。己が魂を全宇宙に擴大し共鳴させた嘗てのアートマン思想は單に自我のみをみつめる逃避的な態度にまで去勢され、自然は實在性のない一種の惡夢の如きものと考へられてくる。アートマンはその人格的基礎を養ひ、宇宙的心靈の無形態的な全一觀が完成される。著者によれば之こそ人種的混血の齎した當然の歸結で、著者の文化史觀の最も古典的な例證ともなるわけである。

また同じインドゲルマンの大移動はイランの地にアリアン系ペルシャ人を蕃殖させたが、彼等は少數民族たる弱點を蔽ふ爲に人種保護策を講じ同族結婚を實行した。特に彼等は各地に散在せる爲にその結合を共通の世界觀の統一に求める必要があつたが、この要求に答へて出現したものを著

者が古代北方人種の生んだ最大の思想家なりとするツァラトストラで、陰陽二元の神の鬭争と光明神の最後の勝利を説くその思想は本著者にとつてはその結構に於て完全に北方的であり、その内容に於て人種鬭争の最強の武器でもあつたわけになるのだが、之らの史實を玩味するには本稿紹介者の史實は聊か頼りない。

轉じてヘラスの地に現はれた希臘人を見ると、こゝでも太古の英雄傳説は混血を許さなかつた貴族主義的な社會體制を回顧せしめるに充分で、その後の希臘神話も魔術的な要素を徹底も含まない。其の北方的態度の中に猶ほ人種的な純粹さと健全さとを物語つてゐる。が地上に漸く人種的混交の行はるに伴ひ神々の世界にも亦ペラスギア、フェニキア、アルプスの諸形像が、更に後にはシリアの觀念まで侵入してくることを著者はデメテル、ヘルメス、アレス、それからディオニソスの少くとも非アリアンの一面等非希臘的な神々の出現に指摘してをり、この點、母や夜や大地や死の觀念に古希臘的なものを見ようとする嘗ての獨逸浪漫派の解釋に斷乎として反對してゐる。凡ての母親たちを一人の母なる大地の分身として之を神聖不可侵のものとして考へ女を物質不壞の權化に祭り上げるのは著者によるとエトルリア人たちの思想で、總じてか様な母性尊重の慣習に對し希臘文化の眞髓は光と天の法則を主とし父の精神と意志とを重んずる所にこそあるといふ。いひ換へればこの兩者は著者にとつては所謂文化發展の段階の相異を示すものではなく、もとゞ文化そのものの固有の性格的善異であるわけだ。神々の世界に反照される此の人種混交の結末は希臘史上には傳承の貴族主義的社會體制が崩壞して民主主義跳躍の時代として現はれてくるもので、プラトンが『ゴルギアス』篇中カリクレスに語らせてゐる様に、自然の法則はより價值高きものがより價值低きものを支配することを

欲してゐるのにアテネの法律は最も才能あり力あるものを若くして獅子の如く捕へて了ひ平等の説教によつて誤り導いてゐるといつた状態となつてくる。この希臘のデモクラシーを著者は民衆の支配にあらずして希臘人に對する近東の支配に外ならぬと説いてゐるが著者の史觀からすれば、勿論そう解釋するのが當然で、たゞプラトンのイデア説のみが嘗て神話的に形態化されたものの哲學的認識として希臘文化の眞髓を傳へることになる。更に眼を羅馬に轉ずると茲でも古代ローマを建設したラチニ人は北方人種だ。而もこの古代ローマは近東の航海人種に包圍されて言はゞ全東洋主義に對抗して打ち建てられた眞の民族國家で、特にカルタゴの征服は著者によると人種史上、といふのは勿論北方人種と北方文化の保全の爲に特筆銘記すべき重大事件と謂ふべきもののだが、併しローマが更にユダヤ人の本據たる近東までをも征服したとき北方人種の選士としてのローマ人のこの世界制覇も既に手遅れで此の寄生民族は最早その地に居ず既にローマにも滔々として侵入してきてゐた。當時のローマ帝國では奴隸保護と婦人解放と貧民救済とが國策となり、父家長的家族制度の根幹はいよゝ弛緩するばかりとなつてくる。紀元後二一二年にはシリア系の母を有ちアフリカ人を父とするカラカラが混血兒として初めてケーザル位に即くといふ状態である。具眼者の度々の禁壓にも拘らずキリスト教がローマを征服したのも著者によれば當然の結果であつたわけで、人種的混血の隨伴現象である志操の無方向と内的な不安とこそがキリスト教的罪の意識の最も格好な温床であつたのだと著者はいふ。當時のキリスト教がプロレタリア的・虛無主義的な政治的思潮でもあつたことは定説ある所であるが、著者はローマのユダヤ人たちが著者の所謂「古代世界に於ける人種的混沌の擴大者」パウロに對しそのユダヤ教會を傳導用に解放した如き事實を擧げて當時の

キリスト教運動の本體を髣髴させようとしてゐる。そしてローマ自身が無限な世界帝國となるに伴ひキリスト教は民族なき世界市民の思想によつて之と完全に合體して了ふことになる。なほ著者はゲルマン人の北伊太利侵寇が北方人種の血の再度の混入を齎し、後にルネッサンス運動が北伊太利に成立したと前後對照させてゐるが、文化の華咲くところ必ず北方人種と關係させねば氣が濟まぬといつた風情である。

四

面白いのは世界史を古代と中世とに分類する一般史家の時代區分に對して著者の提案する新説で、著者によると北方的であつた古代羅馬と新しいゲルマンの西洋との間に挟まれる時代はチェンバレンの所謂「民族混沌」の時代として一括されねばならないわけで、無制限な混血と凡ゆる病人の氾濫、過度の感覺的陶醉と誇大なシリア的迷信、それがこの時代を貫く特徴であると著者はいふ。

勿論正確に年代を決定し難いこの民族混沌時代に對するゲルマンの西洋の反抗運動は自由な、といふのは取りもなほさず北方人種に生來固有な考へ方を復活させた所謂異端者たちの登場を以て初まるわけで、その他書齋の中で進行した新しい自然科学的乃至は哲學的探究も亦之とその文化史的意義を同じくする。異端者たちの反抗運動は勿論その様な文化史的意義を自覺してゐたものではなく、時にはローマ教會を淨化するといふ子供らしい希望をさへ抱いてゐたとはいへ、著者によると之らの運動の凡ては皆教會の普遍主義に對する反抗運動で根本に於いては西洋的、民族的な心術の前提をなす性格價値の爲の巨大な闘争であることになる。この種異端者の反抗運動史上最初の光榮ある大闘争者は大量のワルツス教徒やユグノーを生んだフランスであつたが、その犠牲の最も深刻であつたのも亦このフラ

ンスで、かの大迫害と莫大な國外逃避とはフランスから眞に北方的な人口を消滅さして了つた。著者によるとフランス革命を生んだルソーやヴォルテールの哲學が明敏と機智には不足しないとはいへ眞の偉大な貴族的心性に全く缺けてゐるのも其の爲で、一七八九年七月十四日の事件こそこの貴族的心性の缺乏を證明して遺憾ない。民主主義の名に於て狡猾な三百代言者に國政を壟斷させ、ユダヤの銀行家たちの搾取にまかせ、才氣こそあれ結局は過去を食ひつぶしてゐる現代の佛蘭西は著者によるとこの人種的變質の最後の歸結であることになる。

ローマ教會の水平化運動に對する性格的反抗は獨逸に於てはルーテルを以て新時期を劃する。嘗てゲルマンの生み出したヴォータン傳説はその自然象徴的な形式でいつまでも繼承さるべきものでないのは勿論だが、さりとてその後繼者は何も剩へ地中海人種に特有な迷信を以て俗惡化したキリスト教である必要はなかつたわけで、そこにジューグフリード傳説にも見る獨逸人の「寛大」の犠牲があつたと著者はいふ。もとヴォータンの結婚式日であつた五月一日のワルプルギス夜の祭は全く東洋的な魑魅魍魎の跳梁するところとなつて了ふ。初期の騎士たちに、その後のハンザ同盟の闘士たちにゲルマンの名譽の守護者は認められるが、三十年戦争の悲劇が獨逸民族の性格を全く變質させて了つた結果については、佛蘭西に於けるユグノー戦役と全く同じい。その後の獨逸再建運動は大選舉侯とフリードリヒ大王に指導されたプロシヤの效績に歸すべきものだが、最近のマルキシズム運動は再び新しい姿で末期羅馬的思潮の暴威を繰り返したもので、一九一八年の事件は嘗て百五十年前に佛蘭西を支配するに到つた同じ人種が獨逸でも支配權を掌握したことを意味すると著者はいふ。「凡ゆる理想の中で一番馬鹿々々しいのは英雄のそれだ」と伯林ターゲブラットは公言する仕

末で廿世紀の神話どころの話ではない。

最後に露西亞について著者の關説するところを見る。此處でも生氣ある指導の行はれたのはハンザ同盟その他の獨逸からの移住者やドイツ系バルト人の賜であるが、此處に混入してゐるモンゴルの血は時に遊牧生活への回顧的な憧憬を爆發させる。ロシア文學に見られる様な性格的破産は著者によると人種混血に毒された種廢せる魂の好箇の例證で、ラスコルニコフやスメルジャコフやイワンの中には名譽の觀念、向上への氣魄の片鱗をさへ認め難い。西歐諸民族が途を喪つたら彼らに新しい救ひの途を示さうといふドストエフスキの全人類主義の思想が生活に疲れた西歐人に多大の共鳴者を得たのも著者から云へば西歐人自身の自ら招いた罪であるわけであり、現在のボルシェヴィズムに對しては著者は之を北方的文化形態に對するモンゴルの血の反逆であり、人格的根柢に對する遊牧民の憎しみに外ならぬとまで極言してゐる。

五

要之、世界歴史とは人種鬭争をその原動力とし名譽と愛の二つの觀念を夫々中核とする二種の價值體制の二千年來の鬭争として展開されてゐるわけ、理性も意志も常に必ずしも自ら意識してゐないが本來自然の理法に忠實であり血の氣の消えたものではなく有機的に制約されたものであるといふのが右史觀を貫く著者の根本信念であるわけだ。否寧ろ種の制約を受ければこそ人間精神は眞に創造的であり自由であり得るわけで、眞理とは論理的正誤を意味せず生來の類型的創造に有意義で自己本來の法則に隨順せるものをいふといふ眞理觀の上に立つてゐる。だからして世界觀的理性も、その擔ひ手が變り根柢が動搖してくると、その程度に應じて専ら悟性的な概念構成に硬化してしまひ、之に伴つて其の意志的側面も亦魔術的な

衝動に脱化して迷信に迷信を重ねる様な結果になる。實體なき、主知主義と魔術とは著者によれば同一事象の兩側面で衝動的な人種混血の生む二者擇一的な結果を意味する。クラীগス流の原始人禮讚も、シュペングラー式の文化的厭世主義も、乃至はシュパンのカトリック臭い普遍主義も著者には無縁の思想で、獨逸哲學の古典的な傳統をなす健全な理性と意志との復興に著者は獨逸將來の運命、「廿世紀の神話」の建設を托してゐるともいへよう。

著者ローゼンベルグの史觀に對する批評は本紹介の範圍外に屬するが、論の當否は別として一つの新しい歴史解釋の立場を提供した效績は大きい。が階級史觀や人類史觀の如きこの種の西洋流の歴史解釋を見るにつけても我々日本人の立場として自省されることは我が國史が之らの史觀に説かれる様な極端な形をとることなしに殘されてゐること、階級的分化も人種的葛藤も一個の大和民族の發展途上に於ける諸契機としてローゼンベルグの所謂唯一至高の最高價值の育成組織の一環たる役目を働いてゐるといふこともできよう。西歐の歴史に見る様な觀念體系の抽象的な展開が行はれなかつた所以もここにあり得るのであらうが、それだけ思想は實際生活と緊密に結びついてゐたといへよう。たゞ近代に於ける自然科學的思考法と機械文明の輸入の必要は之に隨伴する皮相な文化觀念をも同時に吸収するの餘儀なきに到つたといへる。それだけ本著者の説く如き民族文化觀も我々にとつて他山の石として玩味すべきものが尠くないのではないかと思ふ。

第七十六帝國議會に協贊を経たる人口問題關係法律

第七十六帝國議會に於ける政府提出法律案八十七件(全部兩院通過 内修正六件)の内特に人口問題關係の法律を掲ぐれば次の如くである。

- 住宅營團法
- 貸家組合法
- 借地法中改正法律
- 借家法中改正法律
- 醫療保護法
- 國民勞務手帳法
- 勞働者年金保險法
- 健康保險法中改正法律
- 農地開發法
- 國民更生金庫法

國民體力法被管理者範圍限定に關する勅令の公布

昭和十六年度に於ける國民體力法被管理者範圍の限定に就いては昭和十六年三月十九日付官報を以て勅令第二百二十二號として左の如く決定された。

國民體力法被管理者ノ範圍限定ニ關スル勅令(昭和十六年三月十八日勅令第二百二十二號)

國民體力法附則第二項ノ規定ニ依リ昭和十六年四月一日ヨリ昭和十七年三月三十一日ニ至ル迄ハ同法ノ被管理者ヲ昭和十六年十一月三十日ニ於テ年齢十五年以上ノ男子タルモノニ限定ス

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年四月八日法律第五百五號國民體力法抄録

附則第二項

當分ノ内被管理者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ限定スルコトヲ得

醫療保護法の公布

第七十六帝國議會の協贊を経たる醫療保護法は昭和十六年三月六日付官報を以て法律第三十六號として公布された。之を掲ぐれば以下の如くである。

醫療保護法(昭和十六年三月五日法律第三十六號)

第一條 政府ハ本法ニ依リ醫療保護事業ヲ管理ス

第二條 本法ニ於テ醫療保護事業ト稱スルハ貧困ノ爲生活困難ニシテ醫療又ハ助産ヲ受クルコト能ハザル者ニ對シ醫療券ヲ發行シテ醫療又ハ助産ヲ受ケシムル事業ヲ謂ヒ事業者ト稱スルハ醫療保護事業ヲ行フ者ヲ謂フ

第三條 市町村及勅令ヲ以テ指定スル者ハ事業者トス

第四條 道府縣及主務大臣ノ指定スル者ハ事業者ト爲

ルコトヲ得

第五條 前二條ニ掲グル者ニ非ザル者事業者タラントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條 事業者ハ醫療保護事業ヲ行フ爲診療所、産院其ノ他適當ナル施設(以下施設ト稱ス)ヲ經營スルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ施設ノ經營ヲ命ズルコトヲ得但シ他ノ法令ニ依リ施設ノ經營ヲ命ズルコトヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 事業者ハ施設ニ於ケル醫療又ハ助産ニ關シ必要ナル附帶事業(以下附帶事業ト稱ス)ヲ行フコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ施設ヲ經營スル事業者ニ對シ附帶事業ヲ行フコトヲ命ズルコトヲ得

附帶事業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ施設又ハ附帶事業ノ讓渡ニ付他ノ事業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

事業者前項ノ協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定中對價ニ付不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日(決定ノ通知ヲ受ケザル者ニ付テハ其ノ公示ノ日)ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條 事業者醫療保護事業ヲ廢止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十條 本法ニ定ムルモノノ外醫療保護事業又ハ施設

若ハ附帶事業ノ開始、休止、變更、廢止其ノ他醫療保護事業又ハ施設若ハ附帶事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 事業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ

一 救護法又ハ母子保護法ニ依リ救護又ハ扶助ヲ受ケル者

タル者

二 前號ニ掲グル者ノ外貧困ノ爲生活困難ニシテ醫療又ハ助産ヲ受ケルコト能ハザル者(扶養義務者

ニ於テ醫療又ハ助産ヲ受ケシムルコトヲ得ル者ヲ除ク但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ)

前項ノ規定ニ依リ發行スベキ醫療券ハ市町村ガ事業者タル場合ヲ除クノ外第十七條ノ規定ニ依リ割當ノ限度内トス

第十二條 前條第一項第二號ニ掲グル者ノ認定ハ其ノ

者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ現在地ノ市町村長之ヲ行フ

第十三條 事業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ醫療又ハ助産ヲ受ケシメザルコトヲ得

一 正當ノ理由ナクシテ醫療又ハ助産ニ關シ市町村長又ハ事業者ノ爲ス指示ニ從ハザル者

二 正當ノ理由ナクシテ醫療又ハ助産ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタル者

三 性行著シク不良ナル者

第十四條 事業者必要アリト認ムルトキハ第十一條ノ

規定ニ依リ醫療又ハ助産ヲ受ケシムベキ者ヲ施設ニ收容シ又ハ他ノ事業者ノ施設若ハ適當ナル診療所、産院等ニ收容ヲ委託スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ收容ノ委託ヲ受ケタル事業者ハ正當ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十五條 本法ニ依リ受ケシムベキ醫療及助産ノ範圍、程度及方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 第十一條第一項第二號ニ掲グル者ニシテ醫療券ニ依リ醫療又ハ助産ヲ受ケルモノ死亡シタル場合ニ於テ市町村長埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬ニ要スル費用ヲ給スルコト適當ナリト認ムルトキ又ハ埋葬ヲ行フ者ナシト認ムルトキハ死亡シタル者ハ其ノ埋葬ニ付テハ之ヲ救護法又ハ母子保護法ニ依リ死亡ノ際現ニ救護又ハ扶助ヲ受ケル者ト看做ス

第十七條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業者ニ對シ其ノ者ノ發行スベキ醫療券ニ付其ノ數、地域等ヲ定メ割當ヲ爲スベシ

第十八條 地方長官ノ前條ニ掲グルモノノ外醫療保護事業ノ統制及聯絡ニ關スル事務ヲ行フ

地方長官ハ市町村長ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ事務ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

第十九條 方面委員令ニ依リ方面委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫療保護事業ニ關スル事務ニ付市町村長ヲ補助スベシ

第二十條 事業者ハ第十一條ノ規定ニ依リ發行シタル醫療券ニ依リ醫療又ハ助産ニ要シタル費用ヲ負擔スルモノトス

第二十一條 第十九條ノ規定ニ依リ方面委員ガ職務ヲ行フ爲必要ナル費用ハ市町村ノ負擔トス

第二十二條 國庫ハ事業者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依

リ左ノ諸費ニ付其ノ二分ノ一ヲ補助ス但シ町村及第三條ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ指定スル者ノ負擔ニ係ルモノニ對シテハ其ノ十二分ノ七ヲ補助ス

一 第二十條ノ規定ニ依リ負擔スル費用

二 施設ノ費用

國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村ガ前條ノ規定ニ依リ負擔スル費用ニ付市ニ對シテハ其ノ二分ノ一、町村ニ對シテハ其ノ十二分ノ七ヲ補助ス

道府縣ハ道府縣以外ノ事業者又ハ市町村ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ前二項ニ掲グル費用ニ付其ノ四分ノ一ヲ補助スベシ

國庫ハ事業者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ附帶事業ニ要スル費用及第八條ノ規定ニ依リ施設又ハ附帶事業ノ讓渡ヲ受ケル爲要スル費用ニ付補助スルコトヲ得

第二十三條 救護法第二十六條乃至第二十七條ノ二ノ規定ハ事業者ガ道府縣又ハ市町村ナルトキハ其ノ負擔シタル醫療又ハ助産ニ要シタル費用ニ之ヲ准用ス

第二十四條 道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ニ掲グル土地又ハ建物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 主トシテ醫療保護事業又ハ施設若ハ附帶事業ノ用ニ供スル建物

二 前號ニ掲グル建物ノ敷地其ノ他主トシテ醫療保護事業又ハ施設若ハ附帶事業ノ用ニ供スル土地

第二十五條 地方長官ハ監督上必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ諸般ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ノ提出ヲ命ジ、實地ニ就キ業務若ハ會計ノ狀況ヲ調査

シ又ハ醫療保護事業、施設若ハ附帶事業ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得但シ主務大臣ノ指定スル事業ニ對シテハ主務大臣及地方長官之ヲ行フ

第二十六條 第五條ノ規定ニ依ル事業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ同條ノ規定ニ依ル認可ヲ取消スコトヲ得

第二十七條 事業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ國庫及道府縣ハ補助ヲ取消シ、既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ジ又ハ補助ヲ爲サザルコトヲ得

一 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ
二 補助ノ條件ニ違反シタルトキ
三 不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第二十八條 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ醫療券ニ依ル醫療若ハ助産ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ之ヲ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ之ヲ町村長ニ準ズベキモノニ適用ス

附 則

第三十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 本法施行ノ際第三條及第四條ニ掲グル者ニ非ザル者ニシテ現ニ醫療保護事業ヲ行フモノ又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ三月間ヲ限り引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ者前項ノ期間經過後引續キ其ノ事業ヲ行ハントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間内ニ第五條ノ規定ニ依ル認可ヲ申請スベシ

前項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ヲ爲シタル者ハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル迄引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第三十二條 救護法中左ノ通改正ス
第六條中「病院」ヲ削ル
第十條第一項第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム
二 削除
三 削除

第三十三條 母子保護法中左ノ通改正ス
第六條第一項中「養育扶助、生業扶助及醫療」ヲ「養育扶助及生業扶助」ニ改ム

〔參照〕

昭和四年四月二日公布法律第三十九號救護法抄録
第六條 本法ニ於テ救護施設ト稱スルハ養老院、孤兒院、病院其ノ他ノ本法ニ依ル救護ヲ目的トスル施設ヲ謂フ

第十條第一項 救護ノ種類左ノ如シ
二 醫療
三 助産
昭和十二年三月三十一日公布法律第十九號母子保護法抄録

第六條第一項 扶助ノ種類ハ生活扶助、養育扶助、生業扶助及醫療トス

勞働者年金保險法の公布

第七十六帝國議會の協贊を經た勞働者年金保險法は昭和十六年三月十一日付官報を以て法律第六十號として公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

勞働者年金保險法 (昭和十六年三月十日 法律第六十號)

第一章 總 則

第一條 勞働者年金保險ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ老齡、廢疾、死亡又ハ脱退ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

第二條 勞働者年金保險ハ政府之ヲ管掌ス

第三條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者ガ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金又ハ給料及之ニ準ズベキモノヲ謂フ

賃金又ハ給料ニ準ズベキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス

標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及廢疾手當金ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタルトキ、養老年金、廢疾年金、遺族年金、脱退手當金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十七條若ハ第五十一條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除

クノ民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條 勞働者年金保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第八條 行政官廳又ハ保險給付ヲ受クベキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者ノ異動及報酬ニ關シ報告ヲ爲サシメ、文書ヲ提示セシメ其ノ他勞働者年金保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ被保險者ノ異動及報酬並ニ保險給付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 保險料ヲ滯納スル者アルトキハ行政官廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料及延滯金ヲ徵收ス

第一項ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ヲ納付セザルトキハ行政官廳ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ徵收金額ノ百分ノ四ニ相

當スル金額ヲ當該市町村ニ交付スベシ

第十二條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノトス

第十三條 國稅徵收法第四條ノ七及第四條ノ八ノ規定ハ保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ニ關スル書類ノ送達ニ之ヲ準用ス

第十四條 政府ノ事業ニ使用セラルル者及使用セラレタル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第二章 被保險者

第十六條 健康保險法第十三條ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル勞働者ハ勞働者年金保險ノ被保險者トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 常時十人未滿ノ勞働者ヲ使用スル工場、事業場

又ハ事業ニ使用セラルル者

二 勅令ヲ以テ指定スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者

三 女子

四 船員保險ノ被保險者

五 帝國臣民ニ非ザル者

六 前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル勞働者ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ)ノ認可ヲ受ケ

勞働者年金保險ノ被保險者ト爲ルコトヲ得

一 前條第一號、第二號又ハ第三號ノ規定ニ該當ス

ル者

二 健康保險法第十四條第一項第二號ノ事業ニ使用セラルル者

三 前二號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業ニ使用セラルル者

四 前條ノ工場、事業場又ハ事業ニ附屬スル事業及前二號ノ事業ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者

前條第四號乃至第六號ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ認可ヲ申請スルニハ事業主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十八條 第十六條ノ工場、事業場又ハ事業ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ際同條ノ規定ニ依ル被保險者トシテ其ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ニ付テハ前條ノ認可アリタルモノト看做ス

一 第十六條ニ規定スル勞働者ヲ常時十人未滿使用スル工場、事業場又ハ事業ト爲ルニ至リタルトキ

二 第十六條第二號ノ規定ニ依リ指定スル工場、事業場又ハ事業ト爲ルニ至リタルトキ

三 前條第一項第二號、第三號又ハ第四號ノ事業ト爲ルニ至リタルトキ

第十九條 第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日又ハ同條但書ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日、第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同條ノ認可アリタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第二十條 第十六條及第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレザルニ至リ

タル日又ハ第十六條第四號乃至第六號若ハ第十七條
第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日(其ノ
事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リ
タルトキハ其ノ日)ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十一條 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ地方長
官ノ認可ヲ受ケ其ノ資格ヲ喪失スルコトヲ得
前項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル
日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十二條 被保險者タリシ期間十四年以上二十年未
滿ナル者ガ被保險者タラザルニ至リタル場合ニ於テ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコ
トヲ得但シ其ノ者ガ日本ノ國籍ヲ失ヒタルトキハ此
ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル被保險者ニ對シテハ同項ノ規定ニ
依ル被保險者ト爲リタル日以後ニ新ニ發シタル疾病
又ハ負傷ニ因ル廢疾ニ關シテハ保險給付ヲ爲サズ

第二十三條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ第十六條及
第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ
規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ二十年
ニ達シタルトキ其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當
スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シ
タル場合及日本ノ國籍ヲ失ヒタル場合ニ之ヲ準用ス

第三章 保險給付及福祉施設

第一節 總 則

第二十四條 被保險者タリシ期間ノ計算ハ被保險者ノ
資格ヲ取得シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ資格ヲ喪失
シタル月ノ前月ヲ以テ之ヲ止ム但シ十六日以後ニ於
テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルトキハ其ノ月ハ半月

トシテ之ヲ計算シ十六日以後ニ於テ被保險者ノ資格
ヲ喪失シタルトキハ其ノ月ハ半月トシテ之ヲ被保險
者タリシ期間ニ加算ス

前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者ノ資格ヲ取得シタル月
ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月ハ
半月トシテ之ヲ被保險者タリシ期間ニ加算ス

被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ其ノ資格ヲ取得
シタル者ニ對シテ保險給付ヲ爲ス場合ニ於テハ前後
ノ被保險者タリシ期間ハ之ヲ合算ス但シ左ニ掲グル
期間ハ之ヲ合算セズ

一 脱退手當金ノ支給ヲ受ケタルトキハ其ノ計算ノ
基礎ト爲リタル期間

二 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外同一ノ事業主
ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場
若ハ事業ニ被保險者トシテ引續キ使用セラレタル
實期間六月未滿ナルトキハ其ノ期間

前項但書ノ規定ハ第五十一條ノ規定ニ依リ差額ノ支
給ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ使
用セラルル被保險者ニシテ常時坑内作業ニ従事スル
モノ(以下坑内夫タル被保險者ト稱ス)ノ坑内夫タル
被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ付被保險者
タリシ期間ヲ計算スル場合ニ於テハ其ノ實期間ニ付
前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ニ三分ノ四ヲ乘ジ
テ之ヲ計算ス但シ左ニ掲グル期間ニ關シテハ前條ノ
規定ニ依リ之ヲ計算ス

一 前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間三年未滿ナル
者ノ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實
期間

二 坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期
間ニ付前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ガ十五年
ヲ超ユル場合ニ於テ十五年ヲ超ユル部分ノ實期間

第二十六條 遺族年金又ハ第三十三條、第三十四條
第三十八條、第三十九條若ハ第四十七條ノ規定ニ依
ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第二十七條 養老年金、廢疾年金及遺族年金ノ支給ハ
之ヲ支給スベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始
メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第二十八條 政府ハ事故ガ第三者ノ行爲ニ因リテ生ジ
タル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付
ノ價額ノ限度ニ於テ保險給付ヲ受クベキ者ガ第三者
ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

第二十九條 保險給付トシテ支給ヲ受クル金銭ヲ標準
トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ但シ養老年金ニ付
テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差
押フルコトヲ得ズ

第二節 養老年金

第三十一條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ
其ノ資格ヲ喪失シタル後五十五歳ヲ超エタルトキ又
ハ五十五歳ヲ超エ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ
者ノ死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス

坑内夫タル被保險者トシテ第二十四條ノ規定ニ依ル
計算ニ依リ十五年以上使用セラレタル者ニ付テハ前
項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ被保險者ノ資格ヲ喪失シ
タル後五十歳ヲ超エタルトキ又ハ五十歳ヲ超エ其ノ
資格ヲ喪失シタルトキヨリ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄養

老年金ヲ支給ス

養老年金

養老年金

養老年金

養老年金

養老年金

老年金ヲ支給ス繼續シタル十五年間ニ於テ坑内夫タル被保險者トシテ同條ノ規定ニ依ル計算ニ依リ十二年以上使用セラレタル者ニ付亦同ジ

第三十二條 養老年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ二十五ニ相當スル金額トシ被保險者タリシ期間二十年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ關シテハ其ノ者ニ支給セラルル養老年金ノ額ハ前項ノ金額ニ其ノ期間ノ毎十年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第三十三條 養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金ノ總額ガ養老年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十四條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者(第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ヲ含ム以下同ジ)ガ養老年金ノ支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ五年分ニ相當スル金額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ規定ハ第三十九條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十五條 養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ被保險者ト爲リタルトキハ其ノ月ヨリ養老年金ノ支給ヲ停止ス前項ノ規定ニ依リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ前後ノ被保險者タリシ期間ヲ合算シテ養老年金ノ額ヲ改定ス

第三十六條 被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ガ勅令ノ定ムル期間内ニ治癒シタル場合又ハ治癒セザルモ其ノ期間ヲ經過シタル場合ニ於テ勅令ノ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄廢疾年金ヲ支給シ又ハ一時金トシテ廢疾手當金ヲ支給ス

廢疾年金及廢疾手當金ノ支給ヲ受クルニハ廢疾ト爲リタル日前五年間ニ被保險者タリシ期間三年以上ナル者タルコトヲ要ス

第三十七條 廢疾年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ二十五ニ相當スル金額トシ被保險者タリシ期間二十年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ關シテハ其ノ者ニ支給セラルル廢疾年金ノ額ハ前項ノ金額ニ其ノ期間ノ毎十年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第三十八條 被保險者タリシ期間二十年未滿ナル者ニシテ廢疾年金ノ支給ヲ受ケタルモノガ死亡シタル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル廢疾年金ノ總額ガ被保險者ノ資格喪失ノ際支給ヲ受ケタルコトヲ得ベカリシ脱退手當金及被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ七分ノ合算額(被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ十三月分ヲ超ユルトキハ十三月分ニ止ム)ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ規定ハ第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十九條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ニシテ廢疾年金ノ支給ヲ受ケタルモノガ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル廢疾年金ノ總額ガ廢疾年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十條 養老年金及廢疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一ヲ支給ス

第四十一條 廢疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ廢疾年金ノ支給ヲ受ケタル程度ノ廢疾ノ状態ニ該當セザル

ニ至リタルトキハ爾後癡疾年金ヲ支給セズ

第四十二條 養老年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ癡疾手當金ヲ支給セズ

第四十三條 第三十五條ノ規定ハ癡疾年金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第四節 遺族年金

第四十四條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ對シ十年間遺族年金ヲ支給ス

第四十五條 遺族年金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 養老年金又ハ癡疾年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ支給セラルル養老年金又ハ癡疾年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額

二 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ養老年金ノ支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養

老年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額

第四十六條 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ遺族年金ヲ受クル權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者アルトキハ其ノ者ニ遺族年金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ既ニ支給セラレタル期間ト合算シテ十年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七條 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ遺族年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ナキトキハ左ノ區別ニ依ル金額ヲ一時金トシテ被保險者タリシ者ノ遺族ニ支給ス

一 養老年金又ハ癡疾年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡

シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金又ハ癡疾年金ト其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ關シ支給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額ガ養老年金又ハ癡疾年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額

二 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ養老年金ノ支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ其ノ者ノ死亡ニ關シ既ニ支給ヲ受ケタル遺族年金ノ總額ガ其ノ者ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額

第五節 脱退手當金

第四十八條 被保險者タリシ期間三年以上二十年未満ナル者ガ死亡シタルトキ又ハ其ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ被保險者ト爲ルコトナクシテ一年ヲ經過シタルトキハ脱退手當金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ癡疾手當金ノ支給ヲ受クルトキハ一年ヲ經過セザル場合ト雖モ之ヲ支給ス

前項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者ニ對シテハ脱退手當金ハ之ヲ支給セズ

第一項ノ規定ハ第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四十九條 脱退手當金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ三十分ノ一ノ額ニ被保險者タリシ期間ニ依リ別表ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ癡疾手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ額ハ癡疾手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ十三分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五十條 癡疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ脱退手當金ヲ支給セズ

第五十一條 癡疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ第四十一條ノ規定ニ依リ癡疾年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル癡疾年金ノ總額ガ其ノ者ガ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脱退手當金ノ額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第六節 保險給付ノ制限

第五十二條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生ゼシメタルトキハ癡疾年金、癡疾手當金又ハ遺族年金ヲ支給セズ

第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條若ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ガ被保險者、被保險者タリシ者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ヲ故意ニ死ニ致シタルトキハ其ノ者ニ對シテハ支給セズ此ノ場合ニ於テ後順位者アルトキハ其ノ者ニ支給ス

第五十三條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ重大ナル過失ニ因リ又ハ正當ノ理由ナクシテ癡疾ニ關スル指揮ニ從ハザルニ因リ事故ヲ生ゼシメタルトキハ癡疾年金又ハ癡疾手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十四條 癡疾年金ノ支給ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ診斷ヲ行フコトヲ得

正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シテハ癡疾年金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十五條 養老年金、廢疾年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ身分關係ノ異動及廢疾狀態ノ繼續ノ有無ニ關シ其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者ニ對シテハ養老年金、廢疾年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトヲ得

第七節 福祉施設

第五十六條 政府ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ保險給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第四章 費用ノ負擔

第五十七條 國庫ハ保險給付ニ要スル費用ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ坑内夫タル被保險者タリシ期間ニ係ル費用ニ關シテハ其ノ十分ノ二ヲ、其ノ他ノ被保險者タリシ期間ニ係ル費用ニ關シテハ其ノ十分ノ一ヲ負擔ス

國庫ハ前項ニ規定スル費用ノ外毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ勞働者年金保險事業ノ事務ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔ス

第五十八條 政府ハ勞働者年金保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徵收ス

第五十九條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第六十條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スベキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限

ニ在ラズ

第六十一條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スベキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第五章 審査ノ請求、訴願及訴訟

第六十二條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ中央社會保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第六十三條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第十一條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第六十四條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ關シ訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ中央社會保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第六十五條 本法ニ規定スルモノノ外中央社會保險審査會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十六條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴訟法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五百十八條第二項及第五百十九條ノ規定ヲ準用ス

第六章 罰則

第六十七條 正當ノ理由ナクシテ第十條ノ規定ニ依リ當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ答辯

ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十八條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ若ハ文書ノ提示ヲ爲サズ又ハ其ノ他必要ナル事務ヲ行ハザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第七十條 第六十八條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第七十一條 本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ現ニ使用セラルル工場、事業場若ハ事業ニ同日迄引續キ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレタル者ニシテ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歳(鐵業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ

同日ニ於テ當時坑内作業ニ従事スル者トシテ使用セラルル者ニ在リテハ四十五歳)ヲ超エ被保險者ノ資

格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ支給條件及其ノ額ニ付テハ第四十八條及第四十九條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ五十歳(鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ常時坑内作業ニ従事スル者トシテ使用セララル者ニ在リテハ四十五歳)ヲ超エタル者ニシテ同日ニ於テ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモ

ノガ被保險者タリシ期間六月以上三年未滿ニシテ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ第四十八條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ脱退手當金ヲ支給スルコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ脱退手當金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條但書ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ適用セズ但シ第二十四條ノ規定ニ依リ計算シタル期間六月未滿(第一項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ一年未滿)ナル者ノ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ關シテハ第二十四條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス

第七十三條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日前ニ於テ被保險者タリシ期間ハ第二十四條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ニ之ヲ算入セズ

第七十四條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ勅令ヲ以テ定ムル共濟組合ノ組合員タル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十五條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行

ノ日ニ於テ郵便年金契約ノ年金受取人タル者ニ關シテハ其ノ契約ガ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ本法及郵便年金法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十六條 退職積立金及退職手當法中左ノ通改正ス
第十一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ労働者年金保險ノ被保險者タル労働者ニ付テハ其ノ二分ノ一以上ヨリ積立ヲ爲サザルコトノ申出アリタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
〔參照〕

昭和十一年六月三日公布法律第四十二號退職積立金及退職手當法抄録

第十一條第一項

事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者ノ賃金ノ中ヨリ其ノ百分ノ二三相當スル金額ヲ各労働者ニ代リ其ノ名義ヲ以テ退職積立金トシテ積立ツベシ

別表

被保險者タリシ期間	日數
三年以上	四〇
四年以上	五〇
五年以上	六〇
六年以上	七五
七年以上	九〇
八年以上	一〇五
九年以上	一二〇
十年以上	一三五
十一年以上	一五〇
十二年以上	一六五

十三年以上	一八〇
十四年以上	二〇〇
十五年以上	二二〇
十六年以上	二四〇
十七年以上	二六〇
十八年以上	二八〇
十九年以上	三〇〇

農地開發法の公布

第七十六帝國議會の協賛を経たる農地開發法は昭和十六年三月十三日付官報を以て法律第六十五號として公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

農地開發法 (昭和十六年三月十二日法律第六十五號)

第一條 本法ハ食糧自給ノ強化ヲ圖ル爲農地ノ造成及改良ヲ促進スルヲ以テ目的トス

第二條 政府ハ農地ノ造成又ハ改良ヲ行フ者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付スルコトヲ得

第三條 勅令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ主務大臣ハ前條ノ助成金ノ交付ヲ受クル者ニ對シ助成金ノ交付ヲ停止若ハ廢止シ又ハ助成金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

助成金ノ返還ニ付テハ公共團體ニ對スルモノヲ除クノ外國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第四條 農地開發營團ハ重要農産物ノ増産ヲ圖ル爲必要ナル農地ノ開發ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル法人トス

第五條 農地開發營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置く

農地開發營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第六條 農地開發營團ノ資本金ハ三千萬圓トシテ之ヲ三十萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第七條 農地開發營團ノ出資者ハ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノタルコトヲ要ス

第八條 農地開發營團ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス

出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム

第九條 政府ハ千五百萬圓ヲ限り農地開發營團ニ出資スルコトヲ得

第十條 農地開發營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ農地開發營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十一條 出資者ハ農地開發營團ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得

第十二條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ農地開發營團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ農地開發營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ處分スルコトヲ得

農地開發營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ

滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス

持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザル場合ニ於テハ農地開發營團ハ從前ノ出資者ニ對シ不足額ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ハ農地開發營團ガ損害賠償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ農地開發營團ハ其ノ出資者ニ對シ二週間内ニ出資證券ヲ農地開發營團ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ農地開發營團ハ遲滞ナク失効シタル出資證券ノ番號並ニ其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第十三條 農地開發營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項

五 役員及會議ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 農地開發債券ノ發行ニ關スル事項

八 會計ニ關スル事項

九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第十四條 農地開發營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十五條 農地開發營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 農地開發營團ニ非ザル者ハ農地開發營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十七條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條竝ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ農地開發營團ニ之ヲ準用ス

第十八條 農地開發營團ニ理事長副理事長各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第十九條 理事長ハ農地開發營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ

理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ農地開發營團ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ農地開發營團ノ業務ヲ監査ス

第二十條 理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ジ理事長及副理事長ノ任期ハ四年、理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第二十一條 理事長、副理事長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 農地開發營團ニ評議員若千人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ事業經營ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコト

ヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第二十三條 農地開發營團ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 農地ノ造成及改良ニ關スル事業

二 前號ノ事業ニ附帶スル事業

三 其ノ他農地開發營團ノ目的達成上必要ナル事業

農地開發營團前項第二號又ハ第三號ノ事業ヲ營マン

トスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十四條 農地開發營團ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限

リ農地開發債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十五條 農地開發債券ハ額面金額五十圓以上トシ

無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依

リ記名式ト爲スコトヲ得

第二十六條 農地開發營團ハ農地開發債券借換ノ爲一

時第二十四條ノ制限ニ依ラズ農地開發債券ヲ發行ス

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ農地開發債券ヲ發行シタルトキハ

發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊農地

開發債券ヲ償還スベシ

第二十七條 農地開發債券ヲ發行セントスルトキハ主

務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十八條 政府ハ農地開發債券ノ元利支拂ヲ保證ス

ルコトヲ得

第二十九條 農地開發債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテ

ハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第三十條 農地開發債券ノ所有者ハ農地開發營團ノ財

産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受ク

ル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グ

ルコトナシ

第三十一條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外

ノ公債ニ關スル規定ハ農地開發債券ニ之ヲ准用ス

第三十二條 第二十四條乃至前條ニ規定スルモノノ外

農地開發債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ

定ム

第三十三條 農地開發營團ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年

三月迄トス

第三十四條 農地開發營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ

初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成

シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

第三十五條 利益金ノ處分ハ主務大臣ノ認可ヲ受クル

ニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十六條 農地開發營團ハ其ノ資本金ノ四分ノ一ニ

達スル迄ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ利益金ノ

百分ノ八以上ヲ積立ツベシ

前項ノ準備金ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之

ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三十七條 農地開發營團ハ拂込ミタル出資金額ニ對

シ勅令ヲ以テ定ムル割合ヲ超エテ利益金ノ配當ヲ爲

スコトヲ得ズ

農地開發營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ

對シ利益金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ

得

第三十八條 農地開發營團ハ主務大臣之ヲ監督ス

第三十九條 主務大臣ハ農地開發營團ニ對シ業務及財

産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他

監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十條 主務大臣ハ農地開發營團監理官ヲ置キ農地

開發營團ノ業務ヲ監視セシム

農地開發營團監理官ハ何時ニテモ農地開發營團ノ業

務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

農地開發營團監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時

ニテモ農地開發營團ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報

告セシムルコトヲ得

農地開發營團監理官ハ農地開發營團ノ諸般ノ會議ニ

出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第四十一條 理事長、副理事長、理事又ハ監事が法

令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害

スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スル

コトヲ得

第四十二條 農地開發營團ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ

本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付所

得ニ對スル法人税及營業稅ヲ免除ス

農地開發營團ノ所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金

額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ

超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ

付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ本法施行ノ年及其

ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ

ハ前條ノ規定ニ依リ所得ニ對スル法人税及營業稅ヲ

免除セラレタル期間農地開發營團ニハ前條第二項ノ

規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ

外地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ

主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ農地開發

營團ガ其ノ事業ノ爲ニスル不動産取得ニ對シテハ地

方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第四十四條 土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ農地開發營團ガ主務大臣ノ定ムル區域及計畫ニ依リ行フ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業(以下農地開發事業ト稱ス)ハ第四十五條乃至第六十一條ノ定ムル所ニ依ル

一 耕地整理法第一條第一號ノ耕地整理トシテ行フコトヲ得ル事業

二 他人ノ所有ニ係ル農地ノ改良ヲ目的トスル農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更

第四十五條 主務大臣前條ノ區域及計畫ヲ定メントスルトキハ農林計畫委員會及道府縣農地委員會ノ議ヲ經ベシ

主務大臣前條ノ區域及計畫ヲ定メタルトキハ之ヲ農地開發營團ニ通知スベシ

第四十六條 農地開發營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ農地開發事業ノ施行地區及實施計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十四條第二號ノ事業ニ付前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ告示シ二十日以上ノ相當ノ期間ヲ定メ其ノ期間内實施計畫書ノ寫ヲ施行地區内ノ土地ノ所有者及利害關係人ノ縦覽ニ供スベシ

前項ノ土地ノ所有者又ハ利害關係人實施計畫書ニ記載セラレタル事項ニ關シ異議アルトキハ前項ニ掲グル期間内ニ主務大臣ニ之ヲ申出ヅルコトヲ得

主務大臣異議ヲ正當ト認ムルトキハ當該事項ニ付變更ヲ加ヘテ認可ヲ爲スコトヲ得

主務大臣第四十四條第二號ノ事業ニ付認可ヲ爲シタ

ルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ告示ス

第四十七條 御料地、國有地及官ノ用ニ供スル土地其ノ他勅令ヲ以テ定ムル土地ハ農地開發事業ノ施行地區ニ之ヲ編入スルコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條 耕地整理施行地又ハ普通水利組合(水利組合法第九條第二項ノ場合ニ於ケル水害豫防組合ヲ含ム)若ハ北海道土功組合ノ區域内ノ土地ハ農地開發事業ノ施行地區ニ之ヲ編入スルコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 農地開發事業施行ノ準備ノ爲必要アルトキハ農地開發營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ職員ヲシテ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲シ障害物ヲ移轉又ハ除却セシムルコトヲ得但シ之ニ因リテ生ジタル損害ハ之ヲ補償スベシ

前項ノ規定ハ主務大臣農地開發事業ニ關スル調査ヲ爲ス爲必要アル場合ニ之ヲ準用ス

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ハ農地開發營團之ヲ收用スルコトヲ得

一 農地ノ造成ニ供スル未墾地

二 前號ノ未墾地附近ノ土地ニシテ當該未墾地ト併セテ耕地整理ヲ施行スルヲ必要トスル土地

左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ハ農地開發營團之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

一 前項ニ掲グル土地ノ開發ノ爲必要ナル土地

二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外農業水利施設ノ新設、廢止及變更ノ爲必要ナル土地

前二項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第一項第二號ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 前條第二項及第三項ノ規定ハ水ノ使用ニ關スル權利、土地ニ定著スル物件又ハ土地ニ屬スル土石砂礫ノ收用又ハ使用ニ之ヲ準用ス

第五十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ農地開發營團ニ對シ農地開發事業ノ施行ニ要スル費用ヲ補助スルコトヲ得

第五十三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第四十四條第二號ノ農地開發事業ニ因リ利益ヲ受ケタル者ニ對シ現ニ受クル利益ノ限度ニ於テ其ノ事業ノ施行ニ要シタル費用ノ一部ヲ農地開發營團ニ支拂フベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者之ニ異議アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 前條ノ規定ニ依リ費用ノ支拂ヲ命ゼラレタル者其ノ支拂ノ義務ヲ履行セザルトキハ市町村ハ農地開發營團ノ請求ニ因リ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス

前項ノ場合ニ於テハ農地開發營團ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ市町村ニ交付スベシ

第五十五條 農地開發事業ノ施行地區内ノ土地若ハ土地ニ定著スル物件ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者又ハ漁業權者若ハ入漁權者其ノ他此等ノ權利ニ關シ權利ヲ有スル者ガ農地開發事業ノ施行ニ因リテ受クル損害ハ農地開發營團之ヲ補償スベシ

前項ノ補償金ニ付協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムベシ

前項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ決定書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ第四十九條ノ規定ニ依ル損害ノ補償ニ之ヲ準用ス

耕地整理法第二十五條、第二十五條ノ二及第二十七條ノ二第二項ノ規定ハ第一項及第四十九條ノ規定ニ依ル損害ノ補償ニ之ヲ準用ス

第五十六條 農地開發事業ノ施行地區ニ付漁業權又ハ入漁權アル場合及第四十四條第二號ノ事業ヲ施行スル場合ニ於テハ農地開發營團ハ前條第一項ノ規定ニ依ル損害ノ補償ヲ爲シタル後ニ非ザレバ其ノ工事ニ著手スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 損害ノ補償ヲ受クベキ權利者ノ同意ヲ得タルトキ
二 前條第二項ノ規定ニ依ル裁定アリタル金額ヲ供託シタルトキ

第五十七條 農地開發營團農地開發事業ノ工事ヲ竣功シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ竣功認可ヲ申請スベシ

第五十八條 第五十條第一項第二號ノ規定ニ依リ收用シタル土地ヲ除クノ外第四十四條第一號ノ農地開發事業ニ因リ造成セラレタル農地ニシテ農地開發營團ノ所有ニ係ルモノニ付農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ者ノ申出アルトキハ農地開發營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ事業者ニ讓渡スルコトヲ要ス

前項ノ場合ヲ除クノ外前項ニ掲グル農地ノ管理及處分ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第五十九條 農地開發事業ノ施行ニ因リ生ジタル道路、堤塘、溝渠、溜池等ハ農地開發營團勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣、市町村、水利組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル者ニ之ヲ引渡スベシ

前項ノ場合ニ於テハ道府縣、市町村、水利組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲グル設備ノ引渡ヲ受ケ之ヲ維持管理スベシ

第六十條 耕地整理法第六條、第十八條乃至第二十一條、第二十二條第二項第三項、第二十三條、第二十四條及第二十七條ノ規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第四十四條第二號ノ農地開發事業ニ之ヲ準用ス

第六十一條 本法ニ定ムルモノヲ除クノ外農地開發事業ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 農地開發營團ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第六十三條 前條第一項ニ掲グル者ニ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十四條 農地開發營團本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分業業務ニ係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第六十五條 農地開發營團ノ理事長、副理事長又ハ業務ヲ分掌スル理事第二十一條ノ規定ニ違反シ他ノ職業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第六十六條 第十六條ノ規定ニ違反シ農地開發營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第六十七條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附則
第六十八條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十九條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ農地開發營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第七十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ出資者ヲ募集スベシ

第七十一條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第七十二條 出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資

者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ農地開發營團理事長ニ引渡スベシ

理事長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ理事長、副理事長、理事及監事ノ全員ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

農地開發營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第七十三條 本法ニ規定スルモノノ外農地開發營團ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條 開墾助成法ハ昭和十七年三月三十一日限りヲ廢止ス但シ同日以前ニ同法ニ依ル助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第七十五條 登錄稅法中第五條ヲ左ノ如ク改ム

第五條 農地開發營團カ農地開發債券ニ付登記ヲ受ケタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムベシ

一 農地開發債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込

毎回拂込金額 千分ノ二

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止 每一件 金十圓

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受ケタルトキハ每一件金二圓ノ登錄稅ヲ納ムベシ

第七十六條 登錄稅法第十九條第七號中「産業組合」ノ上ニ「農地開發營團」ヲ、「産業組合法」ノ上ニ「農地開發法」ヲ加ヘ同條第十六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十六ノ二 農地開發營團カ農地開發事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第七十七條 印紙稅法第五條第五號ヲ左ノ如ク改ム

四ノ二 小切手

五 農地開發營團ノ發スル出資證券

〔參照〕

明治二十九年三月二十日法律第二十七號登錄稅法

抄錄

第五條 削除

第十九條 左ニ掲グルモノニハ登錄稅ヲ課セズ但シ

第三號ノ二、第八號乃至第九條ノ四、第十一號、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

七 恩給金庫、産業組合、産業組合聯合會、産業組合中央會、庶民金庫、蠶絲共同施設組合、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、工業組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、商業組合中央會、貿易組合、貿易組合聯合會、海運組合、海運組合聯合會、肥料製造業組合、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ニ付恩給金庫法、産業組合法、庶民金庫法、蠶絲業法、漁業法、商工組合中央金庫法、工業組合法、商業組合法、貿易組合法、造船事業法、海運組合法、重要肥料業統制法又ハ自動車交通事業法ニ基キテ爲ス登記

十八 庶民金庫ノ業務ノ用ニ供スル不動産ニ關スル登記

明治三十二年三月十日法律第五十四號印紙稅法

抄錄

第五條 左ニ掲グル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セズ

五 小切手

厚生省衛生局の公醫依託養成制度の制定

制定

我が國に於ける醫師の偏在と多数の無醫村存在の弊害に對處するため厚生省衛生局に於ては今回その一對策として公醫依託養成制度を創設し醫療普及の一端に資することとなつた。參考の爲「公醫依託生志願者便覽」を掲ぐれば左の如くである。

公醫依託生志願者便覽

趣 旨

我國は今や東亞共榮圈の確立に邁進しつゝ、あり高度國防國家の建設は喫緊の要務である。

此の大使命達成の爲には人的資源の涵養、確保が極めて重要であり國民體位の向上、保健衛生の振作が最も肝要である。而して國家の此の要望に對し最大の責務を有する者は醫師であることは多言を要しない。されば醫師の國家に對する使命は將來愈々重大を加ふるものと謂はねばならない。

然るに我國に於ける醫師の分布状況を見るに著しく都市に偏在し農山漁村に薄く醫師なき村が年々増加してをることとは國民醫療上實に憂ふ可き現象である。政府は此等の無醫村に對して補助金を交付して診療所を設け醫療機關の充實を計り來つたのであるが之に勤務する醫師も近來は容易に得難き状況になつたのである。

斯る實情に鑑み厚生省は今回公醫依託養成制度を創設して公醫となる者を採用し醫學校に依託して養成

し卒業の上は一定年間無醫村診療所を始め官公立病院等に勤務せしめることとしたのであるが之により我國に於ける醫療の普及を計り人的資源の涵養上遺憾なきを期せんとするものである。

志願の資格

公醫依託生は左の學生、生徒中素行佳良、思想堅實、身體強健の者を採用せらるゝのであつて新規入學者でも、從來在學者でも差支へない。又男女、學年を問はないのである。

- 一、大學令ニ依ル大學醫學部醫學科ノ學生
- 二、官公立又ハ私立(醫師法第一條第一項ノ規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタルモノ)ノ醫學專門學校醫學科ノ生徒
- 三、帝國大學及官立醫科大學臨時附屬醫學專門部ノ生徒

右は何れも内地に在る學校に限る。

志願の手續

公醫依託生を志願する者は別記様式の願書に左の書類等を添へて在學學校の醫學部長又は學校長に提出するのであつて醫學部長又は學校長は之に意見書を添へて厚生省へ送達せられるのである。

- 一、履歴書(和紙ニ毛筆ヲ以テ記載シタルモノ)：自筆ノコト)
- 二、戶籍抄本(現在ノモノ)
- 三、學業成績證明書(新規入學者ハ入學前ノ最高學校ノ最終學年ノ成績證明書、從來在學者ハ前學年ノ成績證明書)：學業成績證明書ノ各學科目ヲ記載シタルモノトス)
- 四、身體検査書(エックス線検査ヲ要ス)

五、寫眞(出願前六箇月以内ニ撮影シタル手札型正面貌半身像)

志願書提出期限は毎年四月三十日限りである。

採用の決定

昭和十六年度に於ける公醫依託生の採用人員は大學部八十名、專門部百名の豫定である。公醫依託生の採否決定(五月中)したるときは所屬の醫學部長又は學校長を経て本人に通達され且採用者の氏名は官報を以て公告せられる。

學資の給與

公醫依託生には左の區分に依り在學中毎月政府より學資を給與せられる。

大學部學生	月額	五十圓
專門部生徒	月額	四十圓

左の場合には學資の支給を停止せらる。

- 一、休學シタルトキ
- 二、陸海軍現役ニ服シタルトキ(未ダ入營セザル期間ヲ除ク)

又ハ戰時事變ニ際シ若ハ兵役法第五十五條ニ依リ召集セラレタルトキ

三、國家總動員法第四條ニ基キ徵用セラレタルトキ

又三月以上引續き缺席したるときは三月を超ゆる期間も學資の支給を停止せられる。

左の場合には學資の一部又は全部の返納を命ぜられる。

- 一、公醫依託生ヲ免ゼラレタルトキ
- 二、義務ヲ履行セザルトキ又ハ義務ヲ免除セラレタルトキ

公醫依託生たりし者の義務

公醫依託生は學校を卒業したるときは遲滞なく醫師

免許の出願を爲す義務が第一にある。其の次に醫師を免許せられたるときは公醫として厚生大臣の指定したる場所(内地)に勤務せねばならぬ。

公醫として勤務すべき義務年限は學資の給與を受けたる期間に一年を加へたる期間であるが其の内最初の一年間は臨床上の修練を積む意味で官公立病院等に勤務し残りの期間を無醫村診療所、保健所等に勤務する義務がある。

公醫の待遇及榮典

公醫の俸給は最初の一年間病院に於て臨床實務の修練中は月百圓乃至七十圓位を支給せられるのが普通である。無醫村診療所に勤務する様になると相當の俸給を給せられる。(昭和十五年八月の調査に依れば無醫村醫師の平均俸給額は百五十五圓となつて居る)の外往診手當等も支給せられる。

尙無醫村診療所の公醫には住宅を貸與せられる向が多い。

又公醫は普通の場合官吏、待遇官吏或は府縣吏員に任ぜられるのであるから勉強次第で順次樞要なる地位の衛生技術官となり得る計りでなく一定年限を勤務すれば恩給(退職料)を給與せられることになる。

官吏又は待遇官吏には敘位敘勳の恩命を拜する誠に有難い途が開かれてあるので公醫も此の恩典に浴する機会が多い。

公醫依託生の心得べき事項

- 一、誓約書の提出——公醫依託生を命ぜられたるときは別記様式の誓約書の提出を要するのである。誓約書には確實なる保證人二名の連署が要る。

二、任意退學及任意辭退の制限——公醫依託生は正當の事由なくしては任意退學又は公醫依託生たることを任意辭退することを許されない。

三、公醫依託生の罷免——左の各號の一に該當したるときは公醫依託生を免ぜられる。

- (イ) 退學處分又ハ停學處分ヲ受ケタルトキ
- (ロ) 退學シタルトキ
- (ハ) 成業ノ見込ナキトキ

四、學資の辨償——公醫依託生として政府より學資の支給を受けたる者(イ)公醫依託生を免ぜられたるとき又は(ロ)義務年限中に公醫を免ぜられたるときは既に受けたる學資の全額又は一部の辨償を命ぜられる。

五、公醫依託生の遵守事項——公醫依託生は別に定むる公醫依託生心得及厚生省の指示する事項は嚴に遵守すべきものである。

保險院の「諸國に於ける癡疾、老齡及寡婦孤兒保險制度」調査

保險院に於ては保險院調査資料第二號として「諸國に於ける癡疾、老齡及寡婦孤兒保險制度」なる冊子を刊行したが、その附録として簡約されてある一覽表の一部を再録すれば以下の如くである。(丁抹、チェッコ・スロバキア及芬蘭の分を除く。)

(一) 被保險者範圍

英 吉 利

國內及英船舶内に於て勞働契約に依り雇傭せらるる

十四歳以上の者

獨 逸

- (イ) 農、工、商業の一般労働者、家事使用人、普通船員
- (ロ) 年收七、二〇〇マルク以下の職員、高級船員
- (ハ) 鑛業労働者
- (ニ) 聯邦及州に雇傭せらるる労働者

佛 蘭 西

- (イ) 農、工、商業労働者若は被傭者、家事使用人
- (ロ) 鑛夫
- (ハ) 海上航行に従事する船員
- (ニ) 鐵道及郵便事業従業員
- (ホ) 國營事業(例、煙草、燐寸、造幣等)の労働者

伊 太 利

- (イ) 十五歳以上六十五歳迄の農、工、商業の賃銀労働者
- (ロ) 船舶乗組員及港灣にて船舶に雇傭せらるる者
- (ハ) 國營鐵道及電話事業の従業員
- (ニ) 船舶關係勤務者

白 耳 義

- (イ) 賃金労働者、年收一、八〇〇法以下の獨立労働者
- (ロ) 年收額を問はず總ての職員
- (ハ) 鑛山労働者及其の監督者
- (ニ) 船員
- (ホ) 十八歳以上の國民(任意加入)

和 蘭

- (イ) 十四歳以上にして年收二、〇〇〇フロリン以下の被傭者たる職員、労働者

(ロ) 四十歳未満の鑛山労働者

瑞 典

十六歳以上六十六歳迄の一般國民

(二) 制度實施期及性質

英 吉 利

寡婦孤兒及老齡掛金年金制度

一九二五年

強制

獨 逸

(イ) 労働者制度

癡疾、老齡保險は 一八八九年

強制

寡婦、孤兒保險は 一九一一年

強制

(ロ) 職員制度

一九一三年

強制

(ハ) 鑛夫制度

一九二三年

強制

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

商工業労働者及家事使用人

制度は 一九三〇年

強制

農業労働者制度は 一九三四年

強制

(ロ) 鑛夫制度

一九一四年

強制

(ハ) 船員制度

一九三〇年

強制

(ニ) 鐵道従業員制度

一九〇九年

強制

(ホ) 郵便従業員制度

一九二四年

強制

(イ) アルサス・ローレンに於ける制度

一九一九年

強制

(2) 職員制度

一九一一年

強制

(3) 鑛夫制度

一九一一年

強制

伊 太 利

(イ) 賃金労働者制度

一九二三年

強制

(ロ) 船員制度 一九一九年 //

(ハ) 國營鐵道從業員制度 一九〇九年 //

白耳義

(イ) 労働者制度 一九三〇年 強制

(ロ) 職員制度 一九三〇年 //

(ハ) 鑛夫制度 一九一一年 //

(ニ) 船員制度 一八八四年 //

(ホ) 國民保險制度 一八九四年 任意

和蘭

(イ) 一般制度 一九一三年 強制

(ロ) 鑛夫制度 一九一九年 //

瑞典

國民保險制度 一九一三年 強制

(三) 保險給付

(甲) 保險給付の種類

英吉利

寡婦孤兒及老齡據出年金制度

(1) 寡婦孤兒年金

(2) 老齡年金

獨逸

(イ) 労働者制度

(1) 癩疾及老齡年金

(2) 寡婦年金

(3) 鰥夫年金

(4) 孤兒年金

(ロ) 職員制度

労働者制度に於ける給付に同じ

(ハ) 鑛夫制度

(1) 老齡及癩疾年金

(2) 寡婦年金

(3) 孤兒年金

(4) 葬祭給付

佛蘭西

(イ) 一般社會保險制度

(1) 疾病給付

(2) 分娩給付

(3) 老齡給付

(4) 癩疾給付

(ロ) 鑛夫制度

(1) 老齡年金

(2) 癩疾年金

(3) 寡婦年金

(4) 孤兒年金

(5) 死亡に際して支拂はるゝ手當金

(ハ) 船員制度

(1) 老齡年金

(2) 癩疾年金

(3) 遺族年金

(4) 家族扶養責任手當金

(ニ) アルサス・ローレンに於ける制度

(1) 労働者制度

(1) 老齡年金

(2) 癩疾年金

(3) 遺族年金

(2) 職員制度

労働者制度に於ける給付に同じ

伊太利

(イ) 賃金労働者制度

(1) 癩疾年金

(2) 老齡年金

(3) 遺族給付

(4) 現物給付

(ロ) 船員制度

(1) 癩疾年金

(2) 老齡年金

(3) 遺族年金

白耳義

(イ) 労働者制度

(1) 老齡年金

(2) 寡婦年金

(3) 孤兒年金

(ロ) 職員制度

大體労働者制度に於ける給付に同じ

(ハ) 鑛夫制度

(1) 癩疾年金

(2) 老齡年金

(3) 寡婦年金

(4) 孤兒年金

(ニ) 船員制度

大體鑛夫制度に於ける給付に同じ

(1) 老齡年金

(2) 癩疾年金

(3) 寡婦及孤兒年金

(4) 葬祭給付

(5) 療養給付

(ロ) 船員制度

- (1) 老齡年金
- (2) 廢疾年金
- (3) 遺族年金

和 蘭

(イ) 一般制度

- (1) 老齡及廢疾年金
- (2) 遺族年金

(ロ) 鑛夫制度

- (1) 老齡及廢疾年金
- (2) 遺族年金

瑞 典

國民保險制度

- (1) 老齡年金
- (2) 廢疾年金

(備考) 以上の年金給付の外に廢疾の輕減及預防を目的とする現物給付として醫藥を支給する例多し。

(乙) 老齡に關する保險給付

(支給開始年齢—老齡年金額—資格期間)

英 吉 利

寡婦孤兒及老齡據出年金保險

六五歳—週一〇志—一〇四完納週額保險料

獨 逸

(イ) 勞働者制度

六五歳—年七二マルクの基本額に一定の額を合算したる額—二〇〇保險料週

(ロ) 職員制度

六五歳—年三六〇マルクの基本額に一定の額を合算したる額—六〇完納月額保險料

(ハ) 鑛夫制度

六五歳—勞働者制度に於けると同じ—三六完納月額保險料

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

六〇歳—通常拂込保險料の總額—三〇保險料年

(ロ) 鑛夫制度

五五歳—拂込保險料の總額に一定の補足金を合算したる額—一五年

(ハ) 船員制度

五〇歳—年四、二〇〇法乃至八、四〇〇法(職務に依り異なる)—一五年

(ニ) 幹線鐵道従業員制度

五五歳(機關手火夫は五〇歳)—五、〇〇〇法以上但し基本賃金の四分の三を越ゆることを得ず—二五年

(ホ) アルサス・ローレンに於ける制度

(1) 勞働者制度
六〇歳—年一、一〇〇法の基本額に一定額を加算したる額—一、二〇〇週の保險料完納

(2) 職員制度

六〇歳—年七二〇法—男は一、二〇〇保險料月
女は六〇〇保險料月

伊 太 利

(イ) 賃金勞働者制度

六五歳—拂込料の平均年額の五倍に相當する基本額に一定の額を合算したる額—四八〇週の保險料完納

(ロ) 船員制度

六五歳—年三六〇マルクの基本額に一定の額を合算したる額—六〇完納月額保險料

(1)六〇歳、(2)五五歳、(3)五〇歳—以下の合算額

(1)一九二〇年以降に於て乗船したる期間の平均賃銀年額の百分の一、(2)一九一四年より一九一九年の間に乗船したる期間の平均賃銀年額の百分の一、(3)一九一八年以前に乗船したる期間の平均賃銀年額の百分の五十

分の一—(1)航海勞務に二〇年勤務したる者は六〇歳より、(2)機關部に二〇年勤務したる者は五五歳より、(3)機關部に二〇年勤務したる者は五〇歳より

白 耳 義

(イ) 勞働者制度

六五歳—個人の積立額に依る基本年金の五及國庫補助金—資格期間を要せず

(ロ) 職員制度

男六五歳、女六〇歳—右に同じ—右に同じ

(ハ) 鑛夫制度

地表勞働者は六〇歳、坑内勞働者は五五歳—一定の基本額に國庫補助金を合算したる額—右に同じ

和 蘭

(イ) 一般制度

六五歳—平均週額保險料の二六〇倍を基本額とし、之に保險料拂込總額の一一・二%を合算したる額—資格期間を要せず

瑞 典

六七歳—拂込保險料總額の一定割合に相當する基本額に一定の附加年金を合算したる額

(丙) 廢疾年金に關する保險給付

(勞働不能の程度—廢疾年金額—資格期間)

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

三分の二の勞働能力喪失—大體平均賃金年額の四

○%程度——二年

(ロ) 鑛夫制度

右に同じ——最初五年間は月三三〇法、以後は年四、〇〇〇法——十年間の採鑛労働

(ハ) 船員制度

船員としての労働能力を全く、又は永久的に喪失——年四、二〇〇法乃至八、四〇〇法(職務に依り異なる)——十五年

(ニ) 郵便従業員制度

労働不能——業務上の痼疾は最近の年俸給の四分の三、業務外の場合は三分の一——資格期間を要せず

伊 太 利

(イ) 賃金労働者制度

永久的労働不能——拂込保険料の平均年額の五倍に相當する基本額に一定の額を合算したる額——二四〇保険料週完納

(ロ) 船員制度

航海業に永久的に不適當——以下の合算額 (1) 一九二〇年以降に於て乗船したる期間の平均賃金年額の三十分の一、(2) 一九一四年より一九一九年の間乗船したる期間の平均賃金年額の百分の一、(3) 一九一八年以前に乗船したる期間の平均賃金年額の百五十分の一——二〇年間船員として被補

白 耳 義

(イ) 職員制度

全部的且永久的労働不能——年一、五〇〇法——十年乃至二十年

(ロ) 鑛夫制度

労働不能——年一、八〇〇法乃至三、六〇〇法の基本

額に一定額を合算したる額——右に同じ——平均週額保険料の二六〇倍を基本額とし之に保険料拂込總額の一一・二%を合算したる額——一五〇保険料週

瑞 典

國民保險制度

永久的労働不能——拂込保険料總額の一定割合に相當する基本額に一定の附加年金を合算したる額

(丁) 死亡に關する保險給付

(給付の種類—給付金額)

英 吉 利

寡婦孤兒及老齡掛金制度

(1) 寡婦年金——再婚に到る迄週一〇志

(2) 孤兒年金——十四歳未満の孤兒に對し週七志六片

獨 逸

(イ) 労働者制度

(1) 寡婦年金——労働不能又は六五歳に達したる寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の十分の五に、年七二マルクの國庫補助

(2) 孤兒年金——十五歳未満の孤兒に對し被保險者の受くべかりし年金の十分の四に年三六マルクの國庫補助

職 員 制 度

(ロ) 職員制度

(3) 寡婦年金——死亡又は再婚に到る迄被保險者の受くべかりし年金の二分の一、再婚の場合は三年分の年金に相當する一時金

(4) 孤兒年金——一五歳未満の孤兒に對し被保險者の受くべかりし年金の十分の四

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

(1) 寡婦年金——被保險者の寡婦に對し其の報酬の二%以上最高限賃銀の三分の二以内

(2) 孤兒年金——十三歳未満の孤兒一人に付年一二〇法以下

(ロ) 鑛夫制度

(1) 寡婦年金——三年以上婚姻關係あり且つ五五歳に達したる寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の五〇%

(2) 孤兒年金——十二歳未満の孤兒に對し片親無き場合は年三六〇法、兩親無き場合は年七二〇法

伊 太 利

船員制度

遺族年金——被保險者が年金を受くる資格を有し且つ業務上の事由により死亡の場合には其の寡婦に對し、被保險者の受くべかりし年金の半額、一定年齢未満の子あるときは年金の十分の一を加算す、但し其の最高限は被保險者の受くべかりし年金の四分の三以内

白 耳 義

(イ) 労働者制度

(1) 寡婦年金——寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の三五%乃至五五%

(2) 孤兒年金——一六歳未満の遺兒に對し片親無き場合は年二四〇法、兩親無き場合は四二〇法

(ロ) 鑛夫制度

(1) 寡婦年金——寡婦の年齢に従ひ八四〇法乃至二、九四〇法、尙一定の場合年三、四〇〇法の石炭

手當

(2) 孤兒手當金——一六歳未満の遺兒に對し年三六

○法

和 蘭

(イ) 一般制度

遺族年金——寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の五分の一以上、遺兒年金の合算額は寡婦年金と同額

(ロ) 鑛夫制度

遺族年金——寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の半額、十六歳未満の遺兒に對しては年三六〇フ
ロリン

財 源

(雇主) 被保險者——國庫

英 吉 利

寡婦孤兒及老齡據出年金制度

(雇主) 男、週四・五片、女、週二・五片

(被保險者) 男、週四・五片、女、週二・〇片

(國庫) 保險料收入と支出の差額(相當多額支出す)

獨 逸

(イ) 勞働者制度

(雇主) 保險料(賃銀の五%)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 廢疾、老齡年金には夫々年額七ニマルク

(ロ) 職員制度

(雇主) 保險料(賃銀の四%)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 無し

(ハ) 鑛夫制度

(雇主) 保險料の五分の二

(被保險者) 保險料の五分の三

(國庫) 聯邦保險組合に對し補助金を支出す

(三) 公的事業の被働者

(雇主) 保險料(賃銀の七%)の三分の一

(被保險者) 無し

(國庫) 保險料(同上)の三分の二

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

(雇主) 賃銀の一定割合に相當する額の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 制度實施當時補助金を支出せり

(ロ) 鑛夫制度

(雇主) 保險料(賃銀の一・三%)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 賃銀の四・五%に相當する額

(ハ) 船員制度

(雇主) 保險料の十分の七

(被保險者) 保險料の十分の三

(國庫) 保險金庫の全收入の四分の三

(三) 幹線鐵道従業員制度

(雇主) 賃金の五%に相當する額

(國庫) 賃金の一五%に相當する額

(ホ) 地方鐵道従業員制度

(雇主) 賃銀の七%に相當する額

(被保險者) 賃金の六%に相當する額

(國庫) 賃銀の六%以上

(ハ) 郵便従業員制度

(被保險者) 給料の六%に相當する額

(國庫) 制度上生じたる不足額を填補す

(ト) アルサス・ローレンに於ける制度

(1) 勞働者制度

(雇主) 保險料(週一・六〇法乃至八・〇〇法)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 實績に徴するに雇主又は被保險者と同額

程度

(2) 職員制度

(雇主) 保險料(月一五法乃至八〇法)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 無し

(3) 鑛夫制度

(雇主) 保險料(賃銀により月三八法又は二五法)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 賃銀の四・五%以下

伊 太 利

(イ) 賃銀勞働者制度

(雇主) 保險料(二週間に付一リラ乃至六リラ)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) (1)各年金毎に年一〇〇リラ、(2)死亡の場合支給せらるゝ手當の半額(一五〇リラ)、(3)兵役中の被保險者の支拂ふべき保險料

(ロ) 船員制度

(雇主) 保險料に標準報酬の五%、(1)高級船員に付ては其の八%、(2)普通船員に付ては其の九%

(被保險者) (1)七%、(2)六%

(國庫) 一九三〇年以降二〇年間に四五〇萬リラの補助金を支出せり

(ハ) 國營鐵道の補道従業員制度

(被保險者) 保険料(賃銀の二二%)の二分の一

(國庫) 同上

(三) 電話事業日給労働者制度

(雇主) 保険料(賃銀の一〇%)の五分の三

(被保險者) 保険料の五分の二

(國庫) 無し

白耳義

(イ) 労働者制度

(雇主) 保険料(月五法乃至二五法)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 被保險者の年齢に従ひ増減す

(ロ) 職員制度

(雇主) 俸給の四%に相當する額

(被保險者) 俸給の三%に相當する額

(國庫) 各年金の五%迄但し年一、二〇〇法以下

(ハ) 鑛夫制度

(雇主) 賃銀の七%に相當する額の四%

(被保險者) 同上額の三%

(國庫) 基本及補助兩年金合算額の五%、但し年一、二〇〇法以下

(ニ) 船員制度

(雇主) 給料の二・五%又は六%

(被保險者) 給料の四%又は五%

(國庫) 保険料累制額の五〇%に相當する額

(イ) 一般制度

(雇主) 主として雇主負擔す
(被保險者) 一部分を負擔す、週〇・二五フロリン
乃至〇・六〇フロリン

(國庫) 軍務に就く者に對してのみ支出す

(ロ) 鑛夫制度

(雇主) 保険料(月七・六フロリン)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 無し

瑞典

國民保險制度

(被保險者) 保険料は年六クラウンなるも収入額に依り二クラウン乃至三〇クラウンの増加保険料を徴收す

(國庫) 國は附加年金の四分の三、地方自治團體は四分の一を負擔

實績 (括弧内年度は調査年次、上段は被保險者數、下段は國庫補助額)

英吉利

寡婦、孤兒及老齡據出年金制度(一九三三年)

一九、一七八 千九百一十二、四一〇 千磅

獨逸

(イ) 労働者制度(一九三三年)

一七、〇〇〇 千九百三九五、二五〇 千マルク

(ロ) 職員制度(一九三三年)

三、六〇〇 無し

(ハ) 鑛夫制度(一九三四年)

五〇八 九五、〇〇〇

(三) 公的事業の被僱者制度(一九三三年)

六一 六三五

計 一七、九二九 四九〇、八八五
佛蘭西 (一九三三年)

(イ) 一般社會保險制度

八、七七〇 千八 制度實施當初補助金支出

(ロ) 鑛夫制度

二八五 九六、三四三 千法

(ハ) 船員制度

一九六 一七四、六五〇

(三) 鐵道従業員制度

四九三 二四、二七五

(ホ) 國營事業労働者制度

九四 五五、五〇〇

(ニ) アルサス・ローレンに於ける諸制度

(1) 労働者制度 四六三 四二、三八四
(2) 職員制度 五一 無し
(3) 鑛夫制度 三六 一二、五九八

計 一〇、三八八 四〇五、七五〇

伊太利 (一九三三年)

(イ) 賃金労働者制度

六、一〇〇 千九百一十九年迄は年五千萬リラ

(ロ) 船員制度

九五、〇〇〇 一九三一年以降二十年間に四百五十萬リラ

白耳義 (一九三三年)

(イ) 労働者制度

一、七七二 千九百七三四、〇六六 千法

(ロ) 職員制度

二三五

(ハ) 鑛夫制度

一八一

(三) 船員制度

三

(ホ) 國民保險制度

一、一八三

計 三、三七四 七三四、〇六六

和 蘭

(イ) 一般制度(一九三三年)

千人 三、〇五〇
千フロン 三、七三二

(ロ) 鐵夫制度

計 三三二
三、〇八二
三、七三二

瑞 典 (一九三三年)

國民保險制度

千人 三、九三〇

財團法人口問題研究會編雜誌「人口問題」第三卷第四號の刊行

財團法人口問題研究會に於ては季刊誌「人口問題」第三卷第四號を刊行したが、その内容を示せば次の如くである。

内容目次

講 演

最近の人口趨勢と人口政策

熊谷憲一

調査研究

人口の質的轉化の過程に關する一考察

醫師 陣峻義等

人口の質的要素としての民族性格の一考察

公衛 岩倉具榮

農林世帯現住人口論

植民政策の基準

明治初年の北海道拓殖論議

管子の土地人口に關する意見

人口動態の現象論的考察

本邦出生率調査の沿革とその歸納

滿洲國少數種族の減退

資 料

自由主義的人口政策の全貌

森岡正陽

人口の要素と社會現象との相互關係

布川靜淵

紹 介

獨逸人口の年齢別構成

林 芳郎

下條博士著「日本社會政策的施設史」

五十嵐達孝

附 録

世界各國別總人口及有業人口統計(林芳郎譯編)

人口問題第三卷總目次

財團法人口問題研究會編人口問題資料「我國の將來人口」の刊行

財團法人口問題研究會に於て開催した第十二回人口問題同攻者會合については本誌前號本欄所報の如くであるが、同研究會に於てはその記録を「我國の將來人口」なる題名の下に同會編人口問題資料第四十五輯として刊行した。その内容目次は次の如くである。

目 次

序に代へて——開會挨拶

人口政策確立要綱の目標と方策

企畫院調査官 美濃口時次郎

我國人口の趨勢と將來人口

人口問題研究所 調査部長 醫師 中川友長

人口一億の可能性

東京商大助教授 小田橋貞樹

一億人口の生物學的基礎

厚生科學研究所 所教授 醫師 川上理一

同攻者懇談狀況

參考附録——昭和十六年一月二十二日 閣議に於て決定せる人口政策確立要綱

一九四〇年獨逸大都市人口動態の發表

一九四〇年度に於ける獨逸の六十二大都市の人口動態は次表に見るが如く、一一・三の婚姻率は大量の戰時結婚を見た前三九年を除き之を三八年の一〇・六、三七年の一〇・一と照合して現下の戰爭が獨逸大都市の婚姻を殖少も阻害してゐないことを證明するものといつてよく、又一七・四の出生率はナチス治下に於ける獨逸大都市の示した最高の數字として大都市に於ける人口發展が極めて好調にあることを示してゐる。(Wirtschaft u. Statistik 1941, Nr. 4 所載)

(Wirtschaft u. Statistik 1941, Nr. 4 所載)

獨逸大都市の人口動態(一九四〇年)

總 數

	一九四〇年	一九三九年
婚 姻	二七三、三一八	三四一、七七八
出 生(2)	四三三、一八二	四〇三、四九七
内、私 生	三五、九四〇	三九、〇三二
死 亡(3)	三〇九、七七八	二九八、三六八
内、結 核	一八、〇三四	一六、一五六
心臟病	五〇、六九八	四七、九八九
肺炎	二二、九二五	二二、八九六
老 衰	一八、三九九	一五、七六七
人口千に付		
婚 姻	一九四〇年 一九三九年	一九三八年
一、一三	一四・二	一〇・六
出 生(2)	一七・四	一六・八
内、私 生	一・五	一・五
死 亡(3)	一二・八	一二・四
内、結 核	〇・七四	〇・六七

心臟病	二・〇九	二・〇〇	一・七五
肺炎	〇・九五	〇・九五	〇・八二
老衰	〇・七六	〇・六六	〇・六一

(1) 一九四〇及一九三九年分はザールブリュッケンを除く六十二市
 (2) 外來人口を除く (3) 戦死を除く

一九四〇年北米合衆國國勢調査結果の速報

一七九〇年以降十年毎に國勢調査を施行して來た北米合衆國の第十六回の國勢調査は昨一九四〇年四月一日現在を以て施行せられたが、その速報的結果として獨逸統計局機關誌 Wirtschaft u. Statistik Nr. 20 u. 22 の報告する所を掲ぐれば次の如くである。

總人口は植民地を除き一億三千四百四十萬で、支那(四億二千七百萬)、ソ聯(歐洲部分のみで一億五千萬)に距ぎ世界第三位を占めることになる。

いま同國特有の人口著増の跡をみると建國以來の過去百五十年間に三十三倍となつた勘定になり、過去百十年間に七倍半、一八七〇年以降に三倍、過去五十年間に倍化したことになる。但し國勢調査年次間の増勢は更に緩慢化の跡著しく、前調査以降の増加總數八百七十萬、七・〇%の數字は前調査年次間の増加に較べて其の半數にも達せず、同國建國以來の最低數字となつてゐる。十八世紀末以降の同國國勢調査年次間の人口増加の跡を表示すれば次の如くである。

年次	總人口	増加率	人口密度
一九七〇	三、九二九千	(百分比)	(一方料に付)
一八〇〇	五、三〇八	三・五・一	二・三

一八一〇	七、二四〇	三六・四	一・六
一八二〇	九、六三八	三三・一	二・一
一八三〇	一二、八六六	三三・五	二・八
一八四〇	一七、〇六九	三三・七	三・七
一八五〇	二二、一九二	三五・九	三・〇
一八六〇	二七、四四三	三五・六	四・〇
一八七〇	三三、五五八	二二・六	四・九
一八八〇	五〇、一五六	三〇・一	六・四
一八九〇	六二、九四八	二五・五	八・〇
一九〇〇	七五、九九五	二〇・七	九・七
一九一〇	九一、九七二	二一・〇	一一・七
一九二〇	一〇五、七一	一四・九	一三・五
一九三〇	一二二、七七五	一五・七	一五・七
一九四〇	一三一、四一〇	七・〇	一六・八

右最近國調年次間の増加率を年平均増加率に換算すると〇・六八%で、之を諸他の主要國の數字と對照すると次の如くである。

米 國	一九三〇—四〇	〇・六八%
獨 逸	一九三三—三九	〇・六三%
佛 蘭 西	一九三一—三六	〇・〇三%
伊 太 利	一九三一—三六	〇・八三%
ソ聯(歐洲の部)	一九二六—三九	一・〇九%
同(アジアの部)	〃	一・六五%
日 本	一九三〇—三五	一・四四%

又一方料當りの人口密度僅かに一六・八人は世界列強中ソ聯邦と共に特殊の例外を爲すこと右表に見るが如くである。

米 國 一六・八

獨 逸(現領域)	一三三二
同 (舊領域)	一四七
伊 太 利	一四三
日 本(内地)	一八九
ソ 聯(歐洲の部)	二二三
同 (アジアの部)	二・七

但し世界最大の大都市は同國の占める所で、本調査によるニューヨーク市の人口は七、三八〇、二五九人、一九三〇年に對し更に約四十五萬人、六・五%の増加の跡を示してゐる。(第二位は東京市の六百五十萬、第三位は伯林市の四百三十萬、第四位はロンドン市の四百十萬。但し都市人口の一部と看做すべき近郊人口を含めると大ニューヨーク、所謂メトロポリタン地區の人口は一九三三年現在で一千百萬、第二位は大ロンドンの一九三八年現在人口八百七十萬となる。)その他の大都市の人口を示せば次の如くである。

シカゴ	三、三八四、五五六
フィラデルフィア	一、九三三、〇八六(約一萬五千減)
デトロイト	一、六一八、五四九(約五萬増)
ロサンゼルス	一、四九六、七九二

尙、右人口増加の跡を更に精細に分析すると移入人口の著減の結果主として自然増加によつて居り、自然増加總數は約八百十萬人、人口百に付六・六の割合となつてゐる。右自然増加中の半數は黑人、アメリカ印度人及び雜種の特多い諸地方に屬するもので、之らの諸地方の自然増加率は人口百に付一〇・七人となつてをり、最高のニューメキシコ州は一六・三人といふ

数字を見せらる。反之、最低は極西部の二・八人都市の多いニューイングランド地方は三・七人となつてゐる。尙、超過移入人口五千萬は人口百に付〇・四人の割合となる。

一九三〇年以降の人口動勢中特記すべきものは都市膨脹の緩慢化せることで、一九二〇—三〇年間に八百九十萬、三二・四%を増加した人口十萬以上の大都市人口は三〇—四〇年間に僅かに百五十萬、四・二%の増加をしか示してゐず、反之、其の他の人口は右大都市人口の増加率を超えるに到つてゐる(二〇—三〇年間に大都市人口の三二・四%増に對し其の他の人口増は一〇・四%、三〇—四〇年間に前者の四・二%に對し後者は八・二%)。前世紀末以降の人口十萬以上大都市人口の増勢の跡を示せば次の如くである。

年	大都市人口増加率 (百分比)	大都市人口の増加率 (百分比)	大都市人口の増加率 (百分比)
一八九〇年	—	—	一五・四
一九〇〇年	二〇・七	四六・五	一八・八
一九一〇年	二一・〇	四二・九	二二・一
一九二〇年	一四・九	三五・一	二六・〇
一九三〇年	一六・一(1)	三三・四(1)	二九・六
一九四〇年	七・〇	四・二	二八・八

(1)調査施行日(一九三〇年は四月一日、一九二〇年は一月一日)の相違を無視す。

右大都市人口の人口増勢緩慢化は大都市への人口集中が緩慢化されたにも依るが、併し近郊都市が猶ほ市域化されない爲の影響も見逃せない(サンフランシスコ及クリーブランド等)。直接に人口減を示してゐるのはシカゴ以下三十市、人口増の六十二市は概して交通及娯樂の中心地か乃至は軍需工業地が多い。

人口百萬以上の世界都市 (埋め直)

(1) 大ニューヨーク市	一九三・七一	二,〇〇〇千	(21) メキシコ	一九四〇・三・六	一,四七七
(2) ニューヨーク市	一九四〇・四・一	七,三六〇	(22) バルセロナ	一九四〇・一・一	一,五九九
(3) ロンドン市	一九三六・六・三〇	八,七〇〇	(23) カイロ	一九三六・六・三〇	一,三三九
(4) 東京	一九三六・六・三〇	四,〇六三	(24) ロンドン	一九四〇・一・一	一,三三七
(5) 大パリ市	一九四〇・二・一	六,七九	(25) ワルシャワ	一九四〇・六・一	一,三〇七
(6) パリ市	一九三六・三・八	四,九六三	(26) 天津	一九三六	一,二九三
(7) ベルリン	一九三六・三・七	二,八三〇	(27) シドニー	一九三七・三・三	一,一六〇
(8) モスクバ	一九三六・三・七	四,三三九	(28) マイランド	一九四〇・一・一	一,一三三
(9) シカゴ	一九三六	四,一三七	(29) 名古屋	一九四〇・一・一	一,一三六
(10) 大阪	一九四〇・四・一	三,四八六	(30) マドリッド	一九四〇・一・一	一,一三六
(11) レニングラード	一九三六・一・七	三,三六五	(31) サンパウロ	一九三七・一・一	一,一六六
(12) ペノスアイレス	一九三六・一・一	三,二五三	(32) ボンベイ	一九三〇	一,一六六
(13) ウィーン	一九三六・五・七	三,一九一	(33) 京都	一九四〇・一・一	一,一六六
(14) フィラデルフィア	一九四〇・四・一	二,八三〇	(34) グラスゴ	一九三六・六・三〇	一,一三三
(15) リオデジャネイロ	一九三七・一・一	二,七五	(35) 廣東	一九三六	一,一三三
(16) ハンブルグ	一九三九・五・七	二,七二	(36) パーミンガム	一九三六・六・三〇	一,一三三
(17) デトロイト	一九四〇・四・一	二,六二九	(37) メルボルン	一九三七・三・三	一,一〇九
(18) 北	一九三六	一,五五六	(38) 南	一九三六	一,一〇九
(19) 大ブタペスト	一九四〇・二・一	一,五二八	(39) 大モントリオール	一九三〇	一,〇〇〇
(20) ブタペスト市	一九四〇・二・一	一,二一六	モントリオール市	一九三〇	八九
(21) ロサンゼルス	一九四〇・四・一	一,四九七			
(22) 大カルカタ	一九三〇	一,四八六			
(23) カルカタ市	一九三〇	一,三二一			

(1)メトロポリタン地区 (2)近郊を含むロンドン (3)セーヌ區

なほ右三十九の世界都市の人口總計は九千三百萬で、世界人口の四・三%を含んでをり、三十九市中十五市は歐洲に、十一市はアジアに、十市は米洲に、二市は濠洲に、一市はアフリカ洲に屬することになる。

(獨逸統計局の集計になるものを一部補正)

数字を見せらる。反之、最低は極西部の二・八人都市の多いニューイングランド地方は三・七人となつてゐる。尙、超過移入人口五千萬は人口百に付〇・四人の割合となる。

一九三〇年以降の人口動勢中特記すべきものは都市膨脹の緩慢化せることで、一九二〇—三〇年間に八百九十萬、三二・四%を増加した人口十萬以上の大都市人口は三〇—四〇年間に僅かに百五十萬、四・二%の増加をしか示してゐず、反之、其の他の人口は右大都市人口の増加率を超えるに到つてゐる(二〇—三〇年間に大都市人口の三二・四%増に對し其の他の人口増は一〇・四%、三〇—四〇年間に前者の四・二%に對し後者は八・二%)。前世紀末以降の人口十萬以上大都市人口の増勢の跡を示せば次の如くである。

年	總人口増加率 (百分比)	大都市人口増加率 (百分比)	大都市人口の人口に對する百分比
一八九〇年	—	—	一五・四
一九〇〇年	二〇・七	四六・五	一八・八
一九一〇年	二一・〇	四二・九	二二・一
一九二〇年	一四・九	三五・一	二六・〇
一九三〇年	一六・一(1)	三三・四(1)	二九・六
一九四〇年	七・〇	四・二	二八・八

(1)調査施行日(一九三〇年は四月一日、一九二〇年は一月一日)の相違を無視す。

右大都市人口の人口増勢緩慢化は大都市への人口集中が緩慢化されたにも依るが、併し近郊都市が猶ほ市域化されない爲の影響も見逃せない(サンフランシスコ及クリーブランド等)。直接に人口減を示してゐるのはシカゴ以下三十市、人口増の六十二市は概して交通及娯樂の中心地か乃至は軍需工業地が多い。

人口百萬以上の世界都市 (埋め直)

(1) 大ニューヨーク市	一九三・七一	二,〇〇〇千	(21) メキシコ	一九四〇・三・六	一,四七七
(2) ニューヨーク市	一九四〇・四・一	七,三六〇	(22) バルセロナ	一九四〇・一・一	一,五九九
(3) ロンドン市	一九三六・六・三〇	八,七〇〇	(23) カイロ	一九三六・六・三〇	一,三三九
(4) 東京	一九三六・六・三〇	四,〇六三	(24) ロンドン	一九四〇・一・一	一,三三七
(5) 大パリ市	一九四〇・二・一	六,七九	(25) ワルシャワ	一九四〇・六・一	一,三〇七
(6) パリ市	一九三六・三・八	四,九六三	(26) 天津	一九三六	一,二九三
(7) ベルリン	一九三六・三・八	二,八三〇	(27) シドニー	一九三七・三・三	一,一六〇
(8) モスクバ	一九三六・三・七	四,三三九	(28) マイランド	一九四〇・一・一	一,一三三
(9) 上海	一九三六	四,一三七	(29) 名古屋	一九四〇・一・一	一,一三六
(10) シカゴ	一九四〇・四・一	三,四八六	(30) マドリッド	一九四〇・一・一	一,一三六
(11) 大阪	一九四〇・二・一	三,三六五	(31) サンパウロ	一九三七・一・一	一,一六六
(12) レニングラード	一九三六・一・七	三,三三三	(32) ボンベイ	一九三〇	一,一六六
(13) ペノスアイレス	一九三六・一・一	三,二九一	(33) 京都	一九四〇・一・一	一,一六六
(14) ウィーン	一九三六・一・一	二,五〇三	(34) グラスゴ	一九三六・一・一	一,一六六
(15) フィラデルフィア	一九三六・一・一	二,八三〇	(35) 廣東	一九三六	一,一三三
(16) リオデジャネイロ	一九三七・一・一	一,八三三	(36) パーミンガム	一九三六・一・一	一,一三三
(17) ハンブルグ	一九三六・一・一	一,七五七	(37) メルボルン	一九三七・一・一	一,一〇九
(18) デトロイト	一九三六・一・一	一,七二二	(38) 南	一九三六	一,一〇九
(19) 北	一九三六	一,六二九	(39) 大モントリオル	一九三〇	一,〇〇〇
(20) 大ブタペスト	一九四〇・一・一	一,五五八	モントリオル市	一九三〇	八九
(21) ブタペスト市	一九四〇・一・一	一,五二八			
(22) ロサンゼルス	一九四〇・四・一	一,二二六			
(23) 大カルカタ	一九三〇	一,四九七			
(24) カルカタ市	一九三〇	一,四八六			

(1)メトロポリタン地区 (2)近郊を含むロンドン (3)セーヌ區

なほ右三十九の世界都市の人口總計は九千三百萬で、世界人口の四・三%を含んでをり、三十九市中十五市は歐洲に、十一市はアジアに、十市は米洲に、二市は濠洲に、一市はアフリカ洲に屬することになる。

(獨逸統計局の集計になるものを一部補正)